

1-383-1

事業計画の変更について

―世田谷清掃工場建替事業―

令和7年8月

東京二十三区清掃一部事務組合

目 次

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
2 対象事業の名称及び種類	1
3 対象事業の目的及び内容	1
3.1 事業の目的	3
3.2 事業の内容	3
3.3 施工計画及び供用計画	26
3.4 環境保全に関する計画等への配慮の内容	39
3.5 事業計画の策定に至った経過	39
4 事業計画の変更の概要及びその理由	41
4.1 事業計画の変更の概要	41
4.2 事業計画の変更の理由	41
4.3 事業計画の変更内容	42
5 事業計画の変更に伴う見直し項目及びその理由	69
5.1 見直し項目及びその理由	69
5.2 評価の見直し結果の概要	71
5.3 項目別の予測評価の見直し結果	79

資料編

1 建設機械及び工事用車両	資-1
2 供用の計画	資-7
3 大気汚染	資-18
4 騒音・振動	資-22

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 : 東京二十三区清掃一部事務組合
代表者 : 管理者 吉住 健一
所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

事業の名称 : 世田谷清掃工場建替事業
事業の種類 : 廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の目的及び内容

世田谷清掃工場建替事業（以下「本事業」という。）は、東京都世田谷区大蔵一丁目 1 番 1 号に位置する既存の世田谷清掃工場（平成20年 3 月しゅん工、焼却炉300トン/日（150トン/日・炉×2 炉）、灰溶融炉120トン/日（60トン/日・炉×2 炉））の建替えを行うものである。

対象事業の概略は、表3-1に示すとおりである。

表 3-1 対象事業内容の概略

所 在 地		東京都世田谷区大蔵一丁目 1 番 1 号
敷 地 面 積		約 30,000m ²
工 事 期 間		<u>令和 8 年度から令和 15 年度（予定）</u>
工場稼働年度		<u>令和 15 年度（予定）</u>
処 理 能 力		可燃ごみ 600 トン/日 (300 トン/日・炉×2 炉)
主 な 建 築 物 等	工場棟	鉄骨造 (一部鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造) 高さ：約 37.0m
	煙突	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製 地上高：約 100m

※ 下線部については、評価書案からの変更箇所を示す。

余白

3.1 事業の目的

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、一般廃棄物の中間処理を 23 区が共同で行うために設置した特別地方公共団体である。ごみの収集、運搬は 23 区が実施し、最終処分は東京都に委託し埋立処分場に埋め立てており、それぞれの役割分担の中で、清掃一組は 23 区や東京都と連携して清掃事業を進めている。

清掃一組では「一般廃棄物処理基本計画（令和 3 年 2 月改定）」（以下「一廃計画」という。）を策定しており、循環型ごみ処理システムの推進に向け、安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するために計画的な施設整備の推進を行うこととし、可燃ごみの全量焼却体制を維持しつつ、稼働年数の長い工場の建替えを進めている。

一廃計画は、ほぼ 5 年ごと改定され、令和 3 年 2 月の改定では、計画期間を令和 3 年度から令和 16 年度までとしている。施設整備計画の策定に当たっては、ごみ排出原単位等実態調査等の結果から長期的なごみ量や中間処理量を予測し、これに基づいて設備の定期補修、故障等による停止及び可燃ごみの季節変動に対応できる焼却余力を確保した上で、耐用年数及び整備期間を考慮するとともに、令和 17 年度以降の工事予定や焼却余力を見据え、稼働年数の長い工場の建替えを進めてごみの確実な処理体制を維持することとしている。

現在の世田谷清掃工場は、建設から 16 年を経過したところであるが、現行のガス化溶融炉の耐用年数、整備手法などを検討した結果、20 年程度稼働し、その後建て替える整備手法が優位となった。このことから、世田谷清掃工場では令和 8 年度から建て替えることとした。

あわせて、清掃工場の施設規模は、将来の安定的な全量処理体制を確保するため、600 トン/日とする。

3.2 事業の内容

3.2.1 位置及び区域

対象事業の位置は図 3.2-1 及び図 3.2-2 に、対象事業の区域（以下「計画地」という。）は図 3.2-3 に示すとおりである。

計画地は、都立砧公園の北側に位置しており、また、環状八号線に隣接した敷地面積約 30,000m² の区域である。



凡 例

- | | |
|---|---|
|  : 計画地 |  : 高速自動車国道 |
|  : 都県界 |  : 都市高速道路 |
|  : 私鉄線 |  : 一般国道 |
| |  : 主要地方道 |
| |  : 特例都道 |

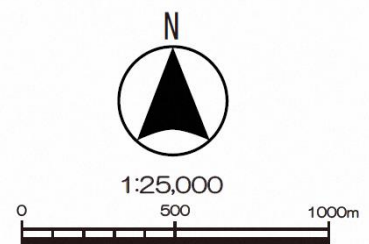


図 3.2-1 対象事業の位置



図 3.2-2 上空から見た対象事業の位置



図 3.2-3 対象事業の区域

3.2.2 計画の内容

本事業は、既存の清掃工場を解体・撤去し、最新の設備を有する清掃工場を建設するものである。

工事完了後の主な施設としては、工場棟、附属施設及び煙突がある。

なお、煙突の外筒は既存施設を再使用し、内筒(排気筒含む)を更新する。

3.2.2.1 施設計画

既存及び工事完了後の施設概要は、表 3.2-1 及び表 3.2-2 に示すとおりである。

工場棟の高さは、既存の約 31.0m から工事完了後は約 37.0m とする。ただし、「東京都市計画高度地区（世田谷区決定）に規定する絶対高さ制限の特例に係る区長の認定及び許可に関する基準」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 世建調第 450 号）に基づく絶対高さ制限の特例を受けるため、市街地環境の向上に資する建築物の特例について同基準第 4 条に定める整備基準²（注）を満たすこととし、第 5 条に定めるとおり絶対高さの上限を 31m から、37.0 m まで緩和を受けることとする。その上で、北側の高層住宅や南側の砦公園等、周辺環境との調和を図り、圧迫感を抑えるよう配慮する計画としていく。

また、煙突の外筒は既存施設を再使用し、ステンレス製の内筒 2 本及び脱臭設備の排気筒 1 本を鉄筋コンクリート造の外筒に収めるものとする。

注） 整備基準 2 を下記に示す。

1. 前面道路の幅員及び接道長

敷地が現況 6 m 以上の幅員を有する道路に敷地境界線の長さの合計の 6 分の 1 以上接していること。ただし、区長が認めた場合は、この限りでない。

2. 外壁等の後退距離

外壁等から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、別表 1（1）に掲げるものを除き、下表に掲げる数値以上とする。

延べ面積	隣地境界線までの距離	道路境界線までの距離
10,000m ² 未満	2.0m	3.0m
10,000m ² 以上	2.5m	3.0m

別表 1（1） 整備基準の取扱い 外壁等の後退

外壁等から道路境界線における事項	壁面の位置の統一を図る地区における壁面の位置を統一する計画建築物、歴史的建造物の部分又は公共用歩廊、渡り廊下（敷地内の棟を結ぶものを除く）、地下鉄駅出入口施設、その他これらに類する建築物の部分 周囲の状況等により市街地環境の向上に資すると区長が認めたもの
外壁等から隣地境界線における事項	軒の高さが 2.3m 以下で物置その他これに類する用途に供するもので、床面積と工作物の築造面積の合計が 50m ² 以下、かつ隣地境界線までの距離が 1 m 以上のもの 門又は塀等、周囲の状況等により、環境上支障がないと区長が認めたもの

3. 工作物の設置の制限

2. に規定する外壁等から道路境界線又は隣地境界線までの区域には、別表 1（2）に掲げるものを除き、工作物を設置してはならない。

別表 1（2） 整備基準の取扱い 工作物の設置の制限

外壁等から道路境界線までの制限の区域	周囲の状況等により設置が必要なもので、市街地環境の向上に資すると区長が認めたもの
外壁等から隣地境界線までの制限の区域	機械式駐車場等の工作物のうち、地表面からの突出部分の高さが 2.3m 以下のもので、建築物の床面積と工作物の築造面積の合計が 50m ² 以下、かつ隣地境界線までの距離が 1 m 以上のもの 周囲の状況等により、環境上支障がないと区長が認めたもの

4. 建蔽率の最高限度

基準建蔽率から 7 を減じた数値

5. 地上部における緑化

a) 地上部の緑化面積に関する緑化基準は、敷地の面積に緑化基準表に規定する緑化率に 2 を加えた数値を乗じて得た数値以上とする。

b) 基準樹木本数に関する緑化基準については、みどり条例施行規則別表第 7 に定める樹木本数基準面積の算出にあたり、地上部基準緑化面積を前項の規定の数値に置き換えて算出する数値以上とする。

c) 第 1 項の規定にかかわらず、みどり条例第 24 条第 3 項各号に掲げる場合における緑化基準は、区長が別に定める。

※ 下線部については、評価書案からの変更箇所を示す。

表 3.2-1 既存及び工事完了後の施設概要（構造等）

施設区分		既存	工事完了後
敷地地盤（GL）		T.P. 約 +40.6m	T.P. 約 +40.6m
工場棟	構造	鉄骨造 （一部鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート造）	鉄骨造 （一部鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート造）
	高さ	約 31.0m	約 37.0m
	深さ	約 19.1m （ごみバンカ深さ：約 12.5m）	約 25.0m （ごみバンカ深さ：約 22.0m）
付属施設		計量棟、洗車棟ほか	計量棟、洗車棟ほか
煙突	構造	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製	外筒：鉄筋コンクリート造 <u>煙突外筒は再使用する</u> 内筒：ステンレス製
	高さ	約 100m	約 100m
	<u>外筒</u> <u>外径</u>	<u>上部：約 6.9m</u> <u>下部：約 9.0m</u>	<u>上部：約 6.9m</u> <u>下部：約 9.0m</u>

注）[T.P.] = [A.P.] - 1.1344

※ 下線部については、評価書案からの変更箇所を示す。

建築面積については、既存が約 9,982m²、工事完了後が約 11,573m²となる。

なお、駐車場は27台（普通車両22台、車いす用1台、大型バス3台、荷おろし1台）分を設ける。

既存施設配置は図 3.2-4、施設計画は図 3.2-5、設備配置計画は図 3.2-6 に示すとおりである。また、計画建築物等の立面は図 3.2-7(1)～(2)、完成予想図は図 3.2-8 に示すとおりである。

表 3.2-2 既存及び工事完了後の施設概要（建築面積）

施設区分	既存	工事完了後
工場棟	約 9,590m ²	約 11,375m ²
付属施設	約 392m ²	約 198m ²
合計面積	約 9,982m ²	約 11,573m ²
建蔽率	32.5%	約 37.7%
容積率	108.4%	約 108.9%

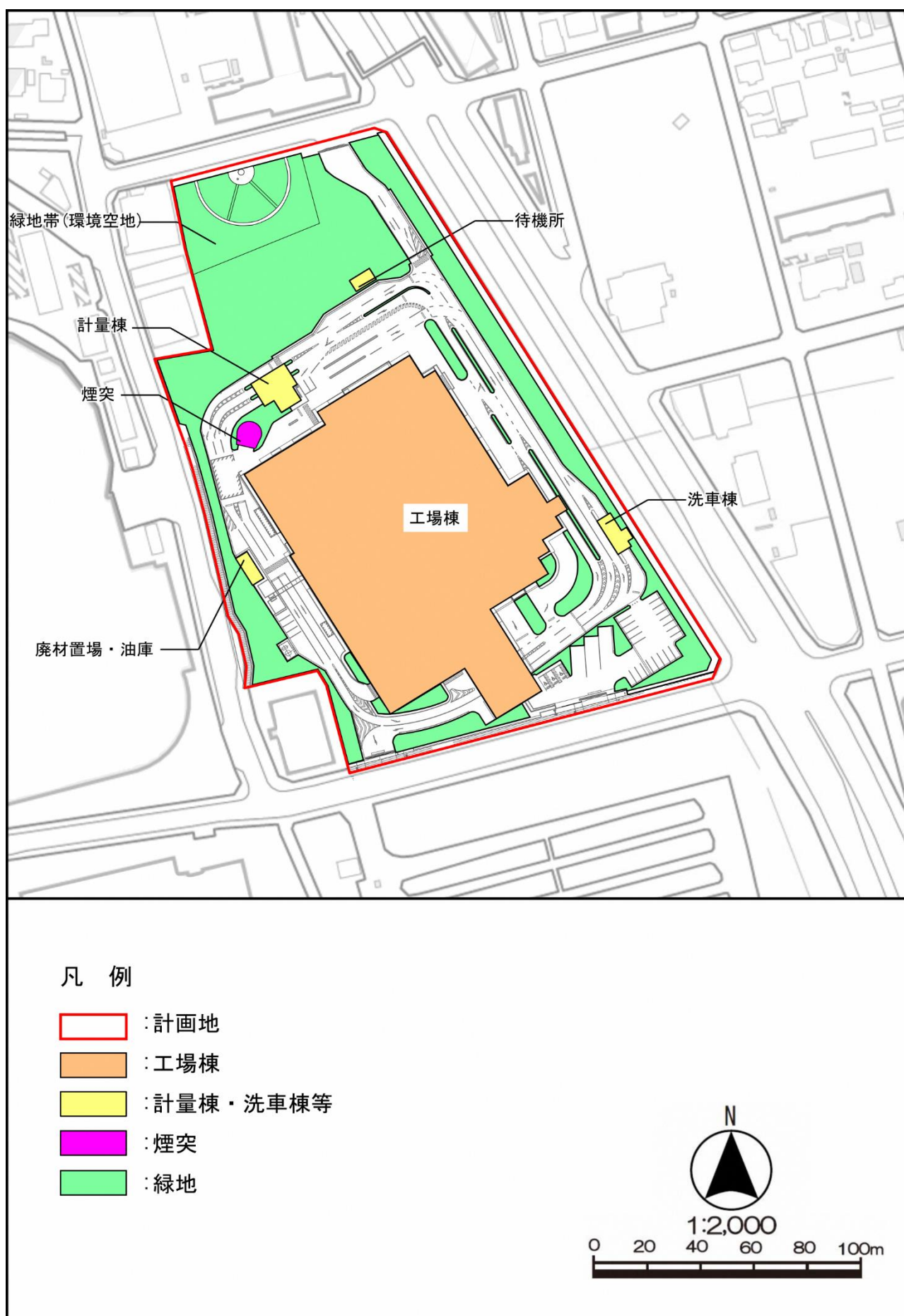


図 3.2-4 既存施設配置図



凡 例

- : 計画地
- : 工場棟
- : 待機所・洗車棟
- : 煙突
- : 緑地
- : 既存工場棟

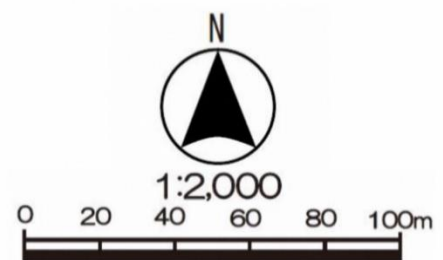
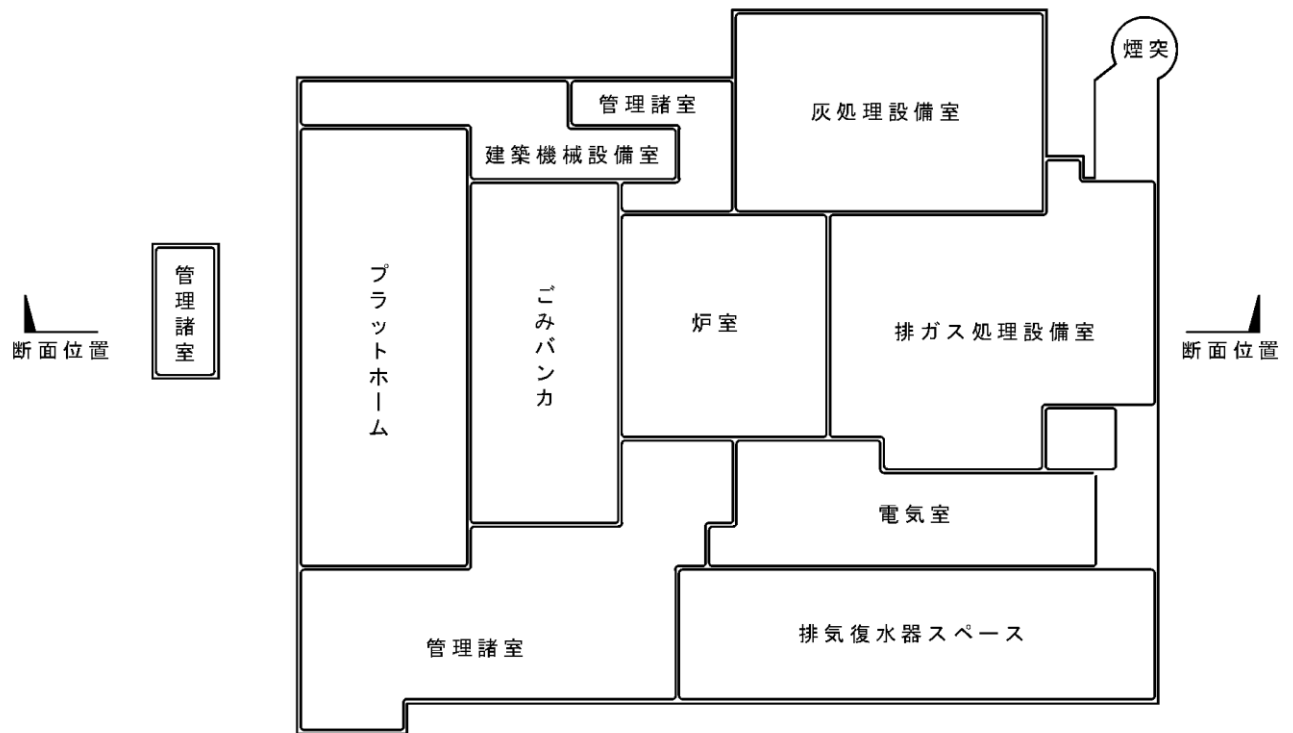
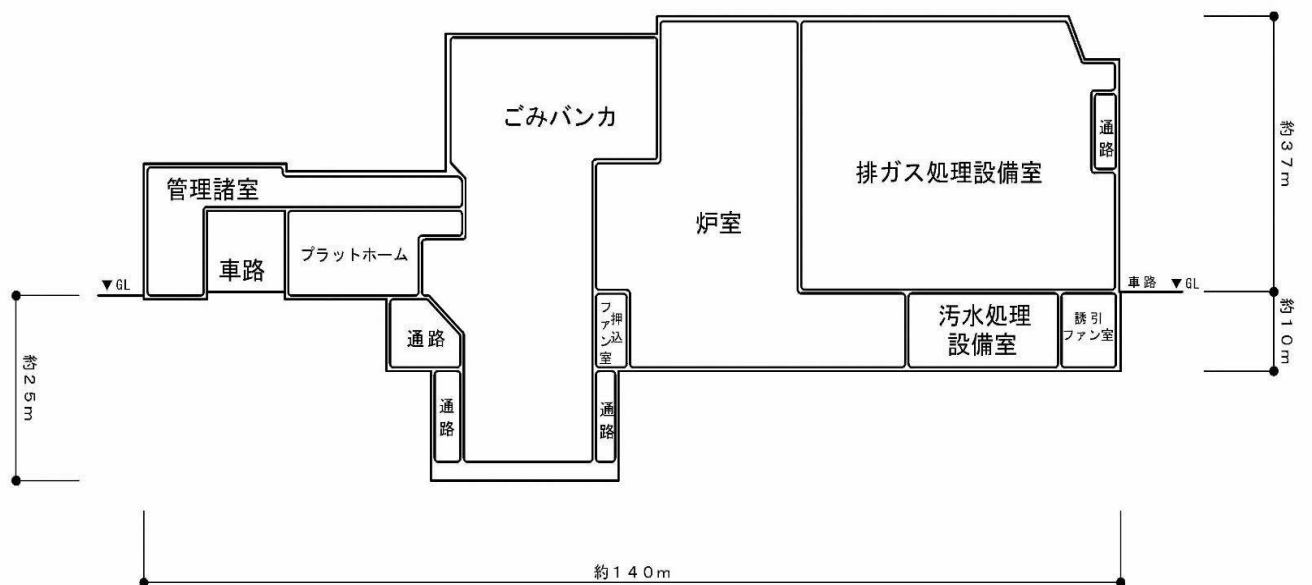


図 3.2-5 施設計画図



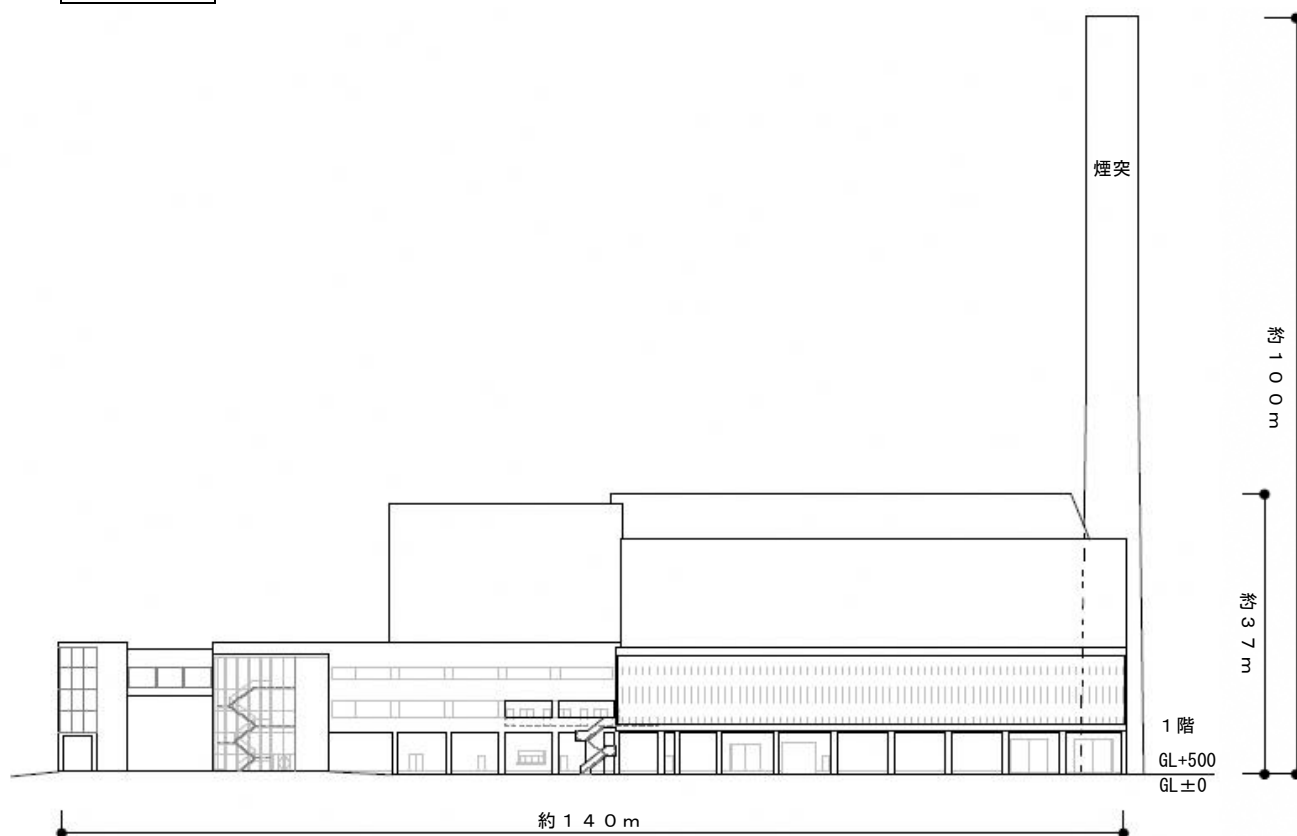
計画平面図（2階）



計画断面図

図 3.2-6 設備配置計画図

東側立面図



西側立面図

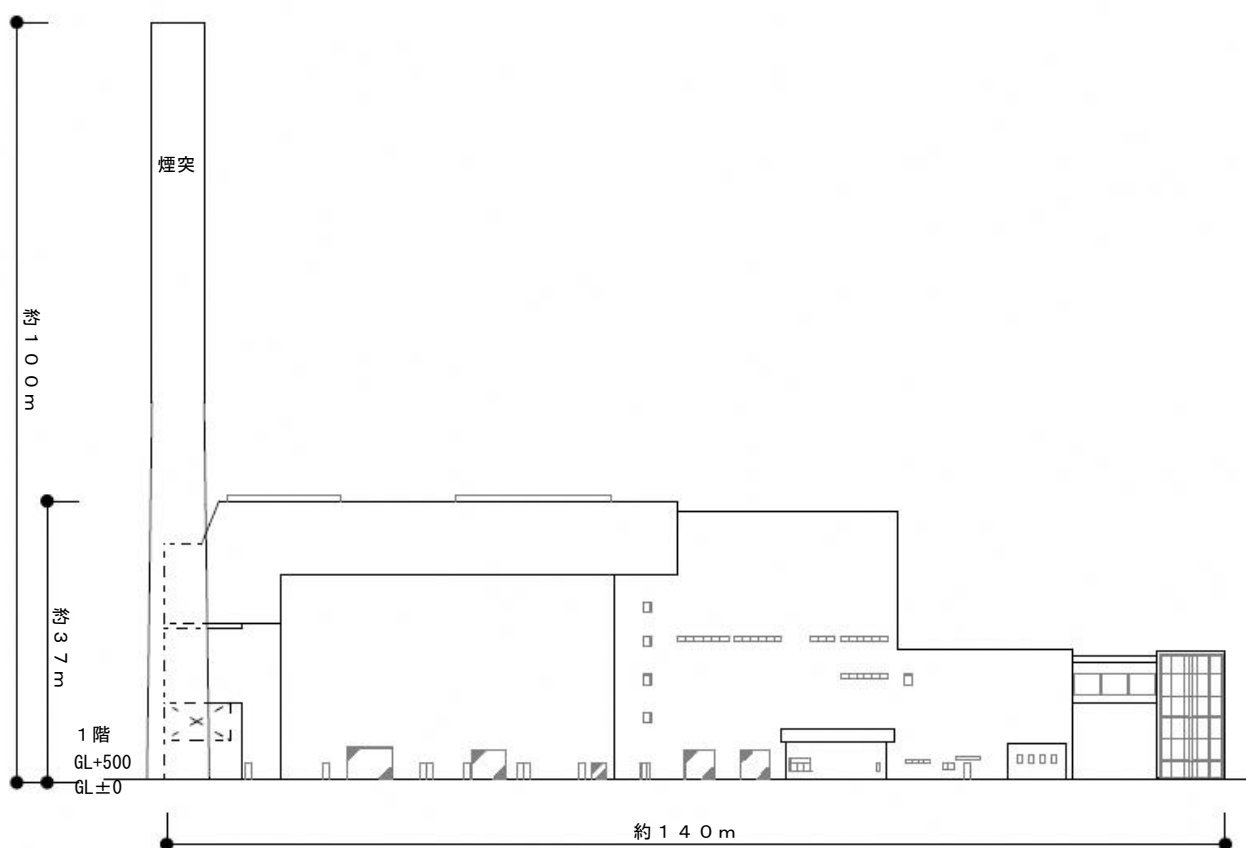
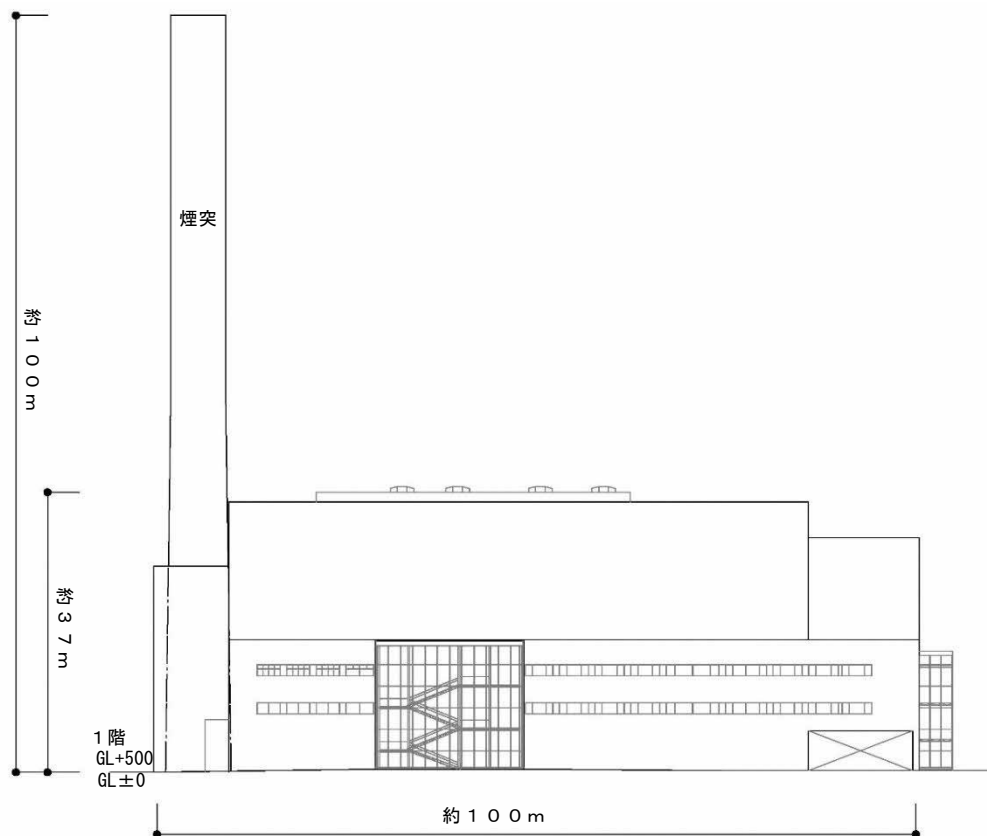


図 3.2-7(1) 計画立面図 (1)

南側立面図



北側立面図

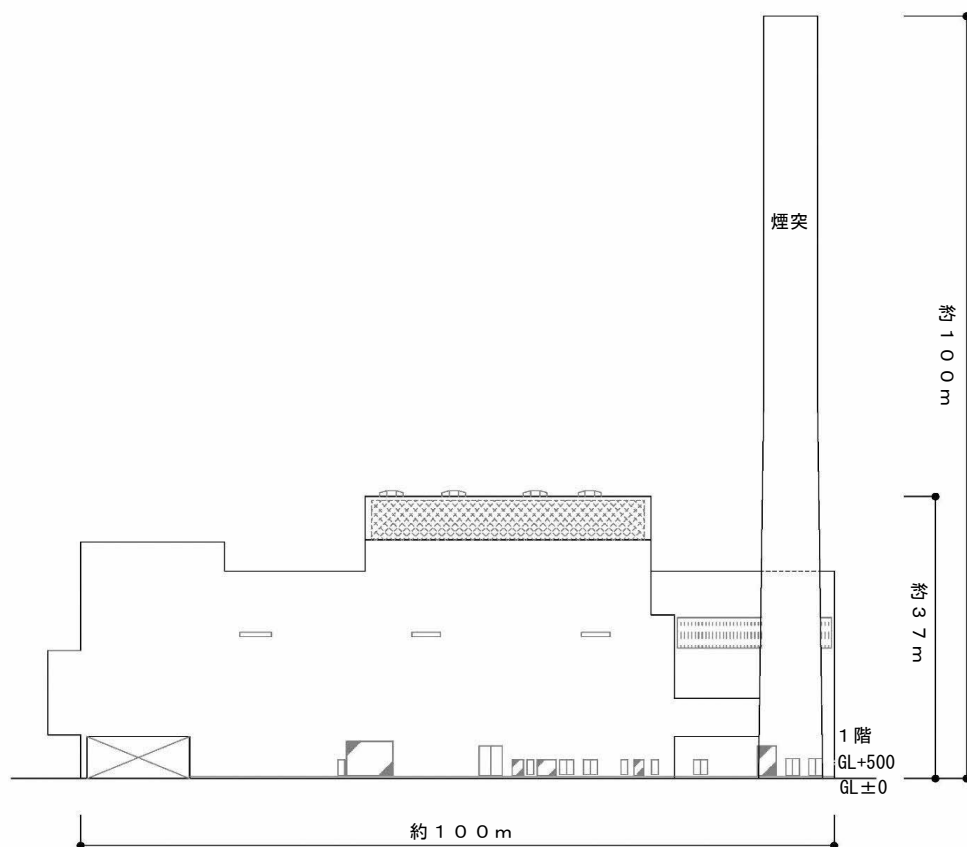


図 3.2-7(2) 計画立面図 (2)

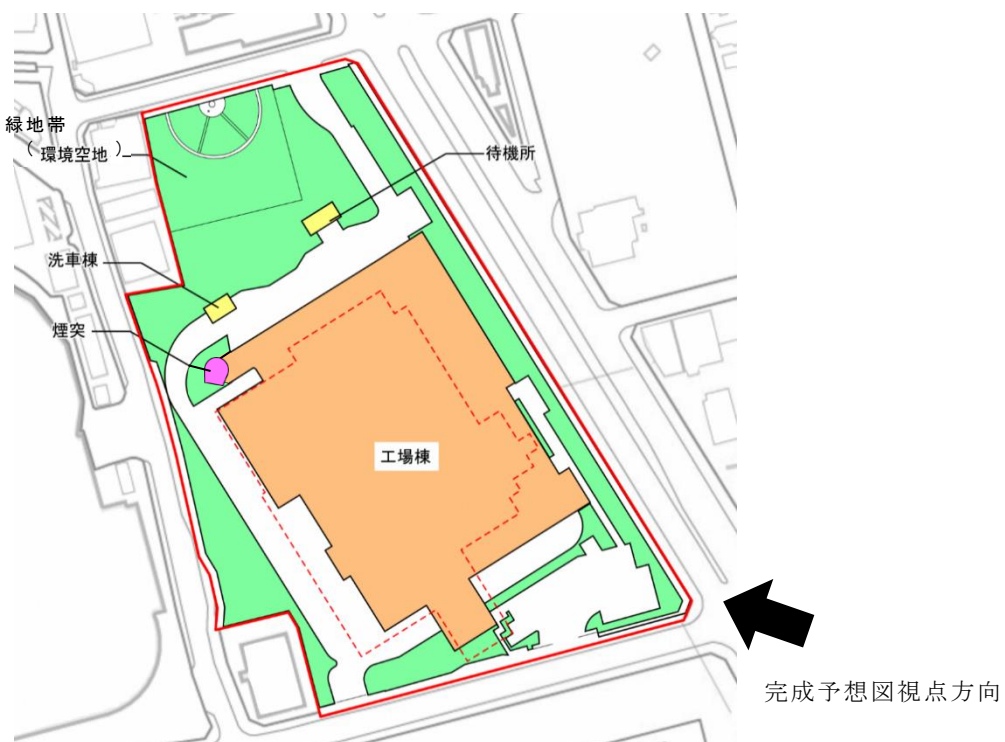


図 3.2-8 完成予想図（南東側）

3.2.2.2 設備計画

(1) 設備概要

既存及び工事完了後の各設備概要は表3.2-3(1)、施設の稼働に伴う煙突排出ガスの諸元は表3.2-3(2)、施設の稼働に伴う煙突排出ガス汚染物質の排出濃度及び排出量は表3.2-3(3)に示すとおりである。

表 3.2-3(1) 設備概要（既存・工事完了後）

項目		既存	工事完了後
施設規模	焼却炉	300 トン/日 (150 トン/日・炉×2 炉)	600 トン/日 (300 トン/日・炉×2 炉)
	灰溶融炉	120 トン/日 (60 トン/日・炉×2 炉)	—
処理能力		300 トン/日	600 トン/日
ごみ処理	処理方式	全連続式ガス化溶融炉 (流動床式)	全連続燃焼式火格子焼却炉
	処理対象物	可燃ごみ	可燃ごみ
灰処理	処理方式	電気加熱式灰溶融炉	—
	処理対象物	主灰及び飛灰の混合灰	—
排ガス処理設備		ろ過式集じん器、洗煙設備、 触媒反応塔等	ろ過式集じん器、 触媒反応塔等
煙突		外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製	外筒：鉄筋コンクリート造 <u>煙突外筒は再使用する</u> 内筒：ステンレス製
運転計画		1 日 24 時間の連続運転	1 日 24 時間の連続運転

※ 下線部については、評価書案からの変更箇所を示す。

表 3.2-3(2) 施設の稼働に伴う煙突排出ガスの諸元（2 炉合計）

項 目	諸 元
煙突高さ	約 100 m
湿り排出ガス量	224,900 m ³ N/時 ^{注1)}
乾き排出ガス量	219,900 m ³ N/時 ^{注2)}
排出ガス温度	190 ℃

注1) m³N/時とは、0℃、1 気圧の標準状態に換算した 1 時間あたりの排出ガス量を示す。また、水分率 20%、O₂10%の値を示した。

注2) 乾き排出ガス量は、O₂12%換算値を示す。

表 3.2-3(3) 施設の稼働に伴う煙突排出ガス汚染物質の排出濃度及び排出量

項 目	排出濃度	排出量（2 炉合計）
硫黄酸化物	10ppm	2.20m ³ N/時
ばいじん ^{注1)}	0.01g/m ³ N	2.20kg/時
窒素酸化物	50ppm	11.00m ³ N/時
ダイオキシン類 ^{注2)}	0.1ng-TEQ/m ³ N	22.00 μg-TEQ/時
塩化水素	10ppm	2.20m ³ N/時
水 銀 ^{注3)}	30 μg/m ³ N	6.60g/時

注1) ろ過式集じん器により粒径 10 μm を超える粒子は除去されるため、煙突から排出されるばいじん
は、浮遊粒子状物質（粒径 10 μm 以下のばいじん）として計算した。

注2) ダイオキシン類の排出濃度は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気排出基準を示す。

注3) 水銀の排出濃度は、大気汚染防止法に基づく大気排出基準を示す。

注4) 注2、注3以外の項目は、設定した排出濃度（評価書案 p.179 参照）を用いた。

注5) 排出濃度は O₂12%換算値を示す。

(2) 処理フロー

清掃工場の全体処理フローを、図 3.2-9 及び図 3.2-10 に示す。

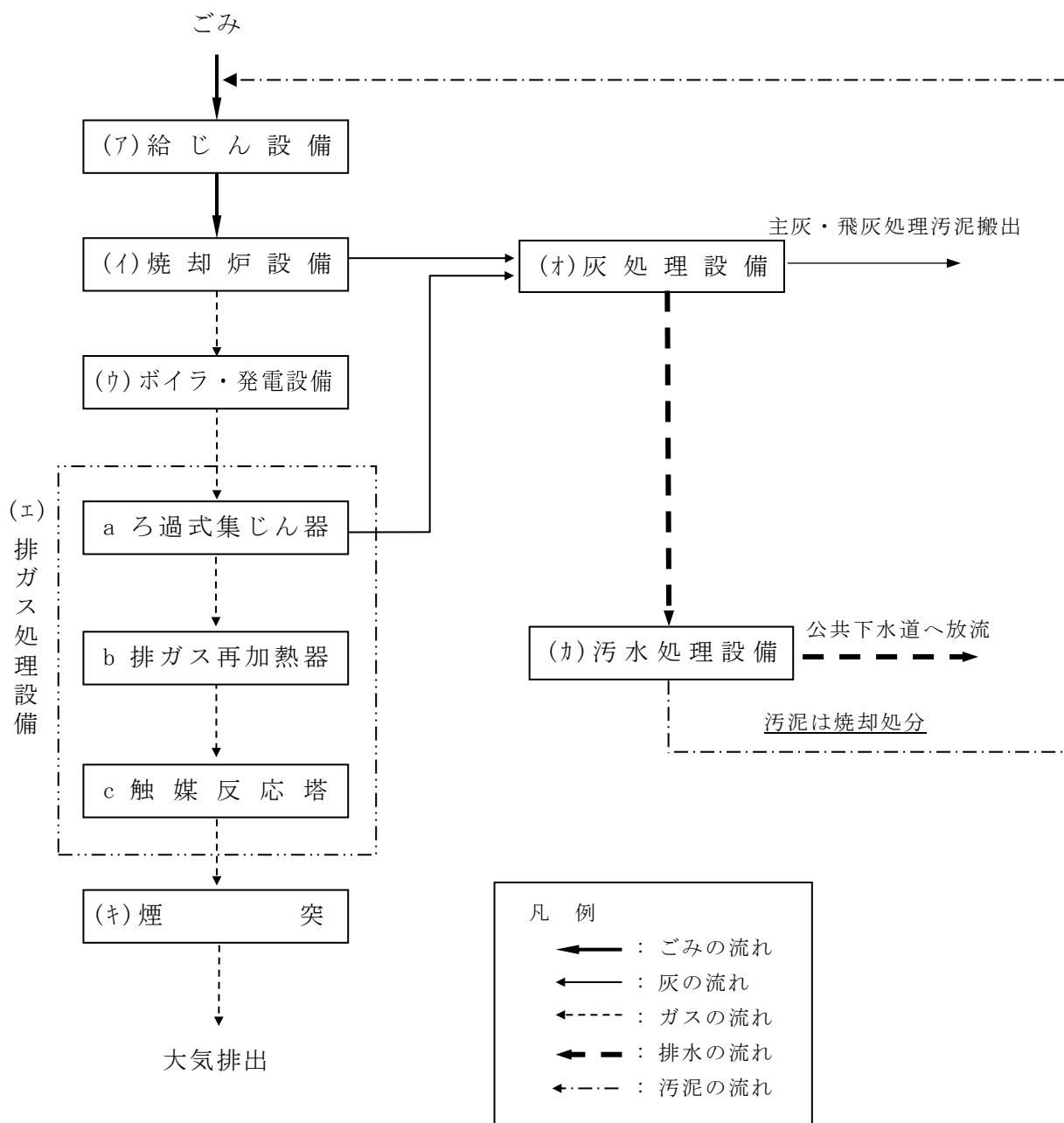


図 3.2-9 全体処理フロー

※ 下線部については、評価書案からの変更箇所を示す。

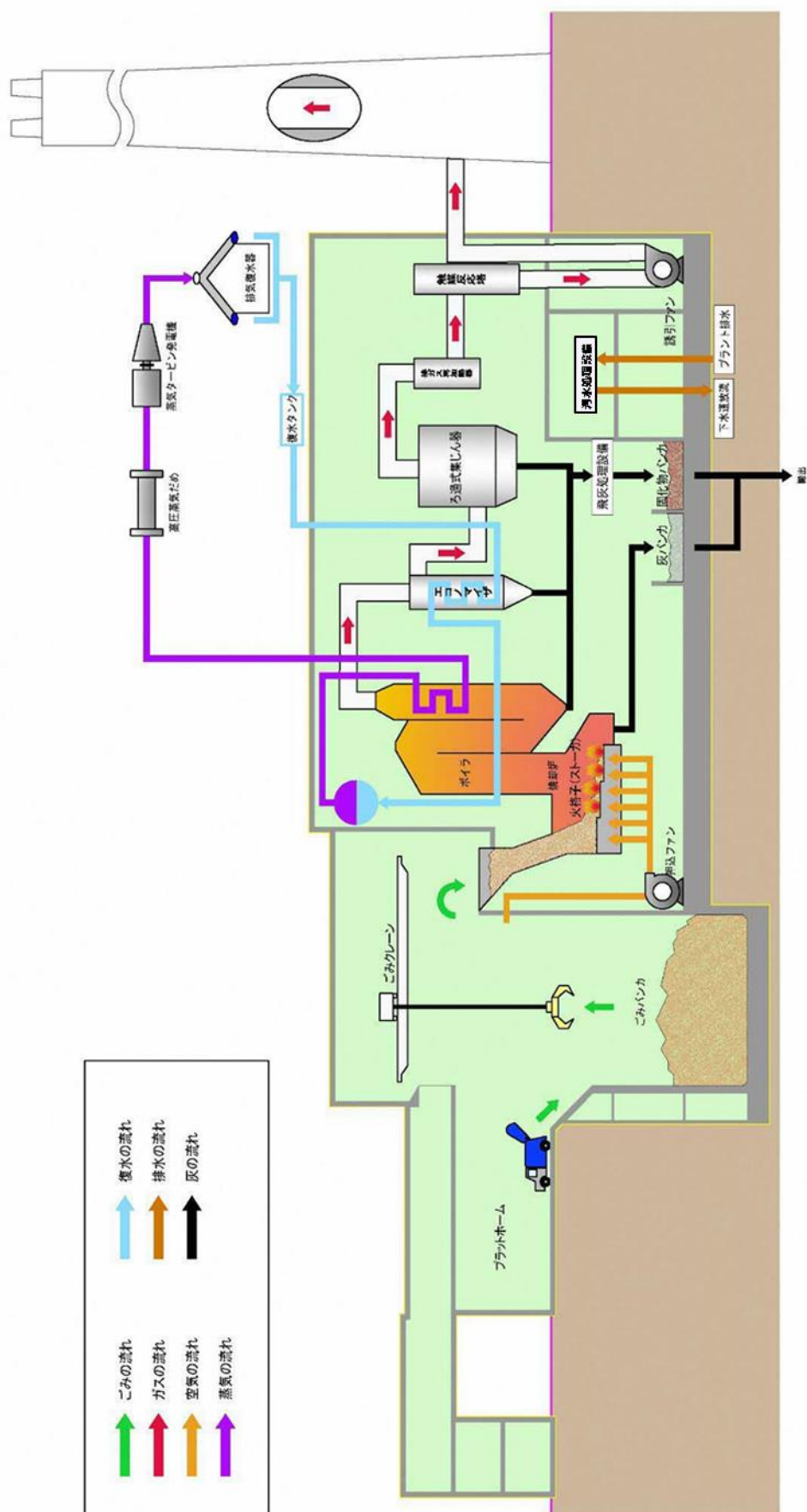


図 3.2-10 全体処理フロー（模式図）

(3) プラント設備の概略

プラント設備の概略は、以下に示すとおりである。

ア 給じん設備

ごみを清掃工場に受け入れて一時貯留するための設備（プラットホーム、ごみバンカ）と、焼却炉にごみを供給する設備（ごみクレーン等）で構成する。

ごみ収集車両によって搬入されたごみは、プラットホームからごみバンカへ投入する。ごみバンカは、7日分以上のごみを貯留できる容量とし、貯留したごみはクレーンでかく拌し、均質化した上で定量的に焼却炉に投入する。

ごみバンカにはゲートを設けた上で、ごみバンカ内の空気を燃焼用空気として強制的に焼却炉内に吸引することで、ごみバンカ内を常に負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにし、臭気は焼却炉内において高温で熱分解し消臭する。焼却炉の停止時においては、脱臭設備を稼働させる。また、プラットホームの出入口には自動扉及びエアカーテンを設置することで、臭気の流出を防止する。

イ 焼却炉設備

焼却炉と炉内の温度を昇温するためのバーナー等の助燃設備で構成する。均質化したごみを火格子（ストーカ）上で、乾燥、燃焼、後燃焼を24時間連続して行う全連続焼却炉である（評価書案資料編 p.1 参照）。

燃焼ガス温度は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、ダイオキシン類の発生を抑制するため、800℃以上に維持し、ガスの滞留時間を2秒以上保つ。また、焼却炉から排出されるガス（排ガス）の一酸化炭素濃度等を適切に管理し、安定したごみの燃焼を行う。

ウ ボイラ・発電設備

ごみ焼却により発生する廃熱を蒸気として回収し、回収した蒸気は、蒸気タービン発電機により発電に用いるほか、場内の給湯等で利用するとともに、近隣の公共施設の熱源として使用する。

また、エコノマイザ^{注)}では、ボイラに送る水の温度を上げるとともに、熱回収後の燃焼ガスの温度を更に冷却する。

エ 排ガス処理設備

焼却炉から発生する排ガス中の飛灰や有害物質を除去するための設備で、ろ過式集じん器（バグフィルタ）、排ガス再加熱器及び触媒反応塔で構成する。

注) 焼ガスの廃熱を利用してボイラ給水を予熱する設備のことで、「節炭器」とも呼ばれる。

(a) ろ過式集じん器（バグフィルタ）

排ガス中のばいじんやこれに付着しているダイオキシン類及び重金属類を捕集するとともに、薬剤の吹き込みにより塩化水素、水銀及び硫黄酸化物を除去する（評価書案資料編 p.2 参照）。

(b) 排ガス再加熱器

触媒反応塔での触媒反応の向上を図るため、排ガスを高温の蒸気により再加熱する。

(c) 触媒反応塔

排ガス中の窒素酸化物及びダイオキシン類を触媒の働きにより分解除去する。

オ 灰処理設備

本事業で予定する灰処理のフローを図 3.2-11 に示す。

焼却炉で焼却処理した際に発生する灰は、主灰^{注1)}と飛灰^{注2)}に分けられる。

灰処理設備では、主灰は湿潤化による飛散防止処理を行い、コンベヤで灰バンカへ移送する。ろ過式集じん器等で捕集された飛灰は、密閉構造のコンベヤにより飛灰貯留槽へ搬送し、重金属類の溶出を防止するための安定化処理として薬剤処理を行い固化物バンカへ移送する。

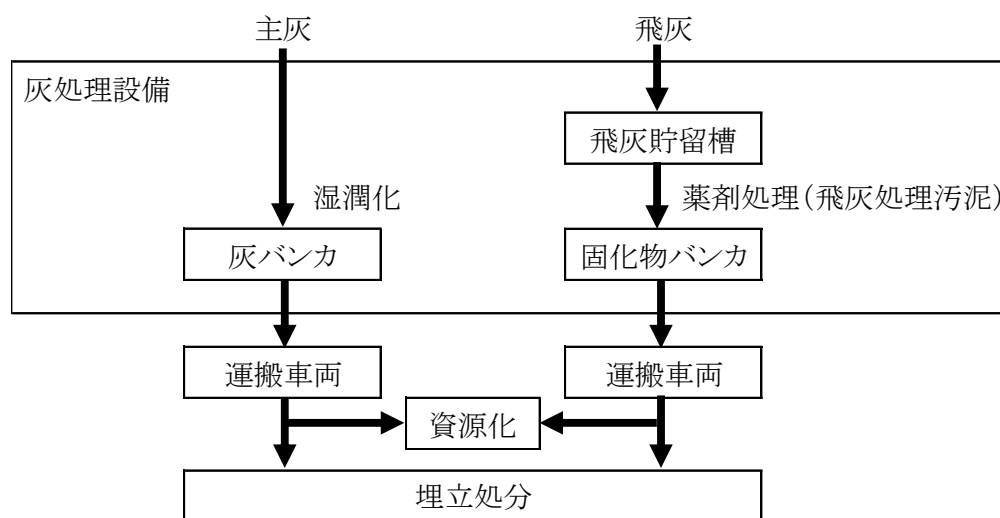


図 3.2-11 灰処理フロー

カ 汚水処理設備

プラント排水等に含まれる重金属等を除去するための設備で、凝集沈殿ろ過方式により、下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準（ダイオキシン類含む）に適合するように処理し、公共下水道へ放流する。また、処理過程で発生する汚泥^{注3)}はごみバンカへ移送し、ごみと併せて場内で焼却処分する。

注 1) 主灰とは、焼却炉の炉底部から搬出される「もえがら」をいう。

注 2) 飛灰とは、焼却炉の排ガスに含まれる「ばいじん」がろ過式集じん器等で捕集されたものをいう。

注 3) 汚泥とは、汚水から沈殿したものをいう。

※ 下線部については、評価書案からの変更箇所を示す。

キ 煙突

鉄筋コンクリート造の外筒の中に、排ガス等を通すステンレス製の内筒（排気筒含む）を設置する構造とする。

3.2.2.3 エネルギー計画

工事完了後の施設で使用するエネルギーとしては、電力及び都市ガスがある。電力の使用量は約 2,048 万 kWh/年、都市ガスの使用量は約 19 万 m³/年の計画である。

また、ごみ焼却により発生する熱エネルギーを利用して、高効率発電を行うとともに、施設内で使用する給湯用の熱源として利用するほか、場外世田谷区施設（世田谷美術館）への熱供給を行う。ごみ発電量は 11,381 万 kWh/年、場外への熱供給量は 9,638GJ/年の計画である。

なお、太陽光発電も行う計画であり、その計画値は 8.9 万 kWh/年である。

3.2.2.4 給排水計画

(1) 給水計画

本事業における常用する給水は、上水とする。

また、計画地が位置する世田谷区においては、「雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」に基づいて雨水流出抑制施設等を整備することとされている。本事業では、敷地面積から対策量 1,842.2m³の雨水流出抑制施設等が必要と算定されることから、必要対策量を上回る雨水貯留施設（雨水貯留槽等）を設置する計画である。

そのほか、災害時等の非常用水源として、一時的に井戸水を使用する。井戸は月に一回点検のため揚水ポンプの動作確認を 30 分程度行う。

(2) 排水計画

本事業で予定している排水処理フローを図 3.2-12 に示す。

プラント排水等は、污水处理設備において、凝集沈殿ろ過方式により、重金属類、ダイオキシン類等を下水排除基準に適合するように処理後、公共下水道に放流する。

污水处理設備では、各処理段階で pH を常時監視するほか、巡回点検により汚水の処理状況を確認する。pH 等の異常が認められた場合は、公共下水道への放流を直ちに停止するとともに、汚水槽に返送し再処理する。また、異常の原因を確認し、正常復帰するまで放流は行わない。

構内道路にはごみ収集車両等の汚れが付着している可能性があるため、降った雨水のうち、初期雨水（3mm）は污水处理設備へ送り、処理後は公共下水道へ放流する。その後の雨水は、雨水貯留槽に貯留した後、分流式の雨水管へ放流する。

なお、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用し、余剰分は、雨水貯留槽に貯留した後、分流式の雨水管へ放流する計画である。

※ 下線部については、評価書案からの変更箇所を示す。

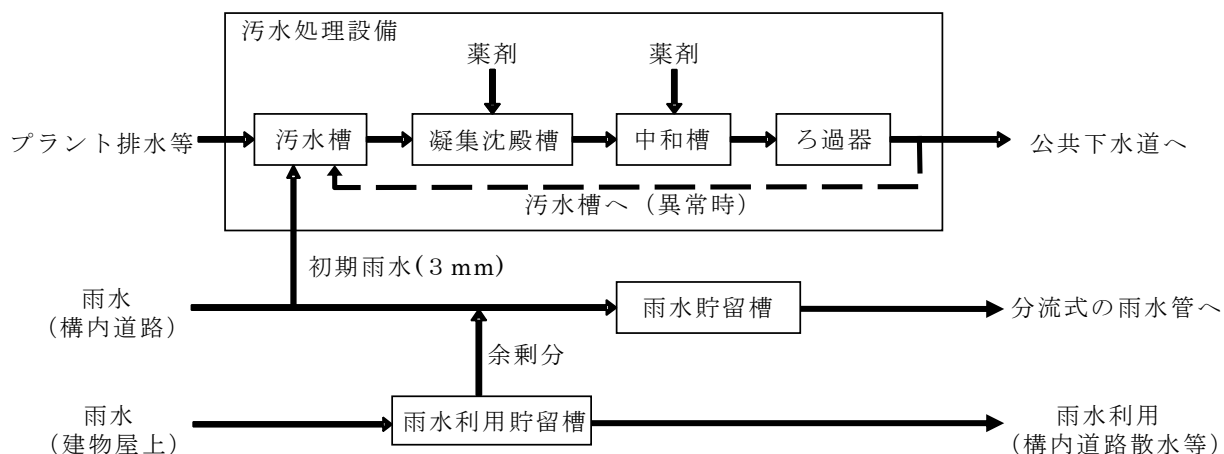


図 3.2-12 排水処理フロー

3.2.2.5 緑化計画

世田谷区みどりの基本条例に基づき、敷地面積の 28%にあたる、約 8,600 m²以上を緑化する。

また、「世田谷区みどりの基本条例」、「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」の基準を遵守するとともに、「東京都環境確保条例（建築物環境計画書制度）」、「東京都環境基本計画」及び「世田谷区緑の基本計画 2018 年度～2027 年度」の趣旨を十分に勘案し、可能な範囲で緑化に努める。

なお、「東京における自然の保護と回復に関する条例（緑化計画書制度）」について、世田谷区は区の条例で定める手続に一元化されている。

計画地の緑化に当たっては、計画地に存在する緑地帯（環境空地）は建替工事による改変を行わずに保全するとともに、その他の緑地も工事施工上必要最低限の改変とし、植樹等による維持を検討する。工事により除却する対象の樹木は図 3.2-13 に示すとおりであるが極力保存または移植を検討する。既存及び工事完了後の緑地の比較したものを図 3.2-14 に示す。建替後も既存の緑地帯（環境空地）等により、清掃工場の圧迫感を軽減させるように配慮する。

関係条例・基準等に基づく必要緑地面積等及び計画緑地面積等は、表 3.2-4 に示すとおりである。また、必要緑地面積等の算定については、表 3.2-5 に示すとおりである。

表 3.2-4 必要緑地面積等及び計画緑地面積等

条例・基準等	対象	必要緑地面積等	計画緑地面積等
世田谷区みどりの基本条例	地上部	8,596.99m ² 以上	10,393m ²
	接道部	482.05m以上	488m
世田谷区環八沿道地区計画	環状八号線沿い	71.64m以上	239m
東京都市計画高度地区（世田谷区決定）に規定する絶対高さ制限の特例に係る区長の認定及び許可に関する基準	地上部	9,211.06m ²	10,393m ²

注 1）計画段階の面積のため実際とは異なる場合がある。

※ 下線部については、評価書案からの変更箇所を示す。

表 3.2-5 必要緑地面積等の算定

条例・基準等	対象	算定式 ^{注1)}	必要緑地面積等
世田谷区みどりの基本条例	地上部	敷地面積×0.28	8,596.99m ²
		30,703.52×0.28=8,596.99m ²	
	接道部	接道部長さ×0.8	482.05m
		602.56×0.8=482.05m	
世田谷区環八沿道地区計画	環状八号線 沿い	環状八号線に接する長さ×0.3	71.64m
		238.80×0.3=71.64m	
東京都市計画高度地区（世田谷区決定）に規定する絶対高さ制限の特例に係る区長の認定及び許可に関する基準 ^{注2)}	地上部	敷地面積×（0.28+0.02）	9,211.06m ²
		30,703.52×0.3=9,211.056m ²	

注1) 必要緑地面積等の算定に必要な諸元は、敷地面積：30,703.52m²、接道部長さ：602.56m、環状八号線に接する長さ：238.80mである。

注2) 地上部の緑化面積に関する緑化基準は、敷地の面積にみどりの基本条例施行規則別表第5（緑化基準表）に規定する緑化率に2を加えた数値を乗じて得た数値以上とする。なお、緑化率の単位は、パーセントとする。

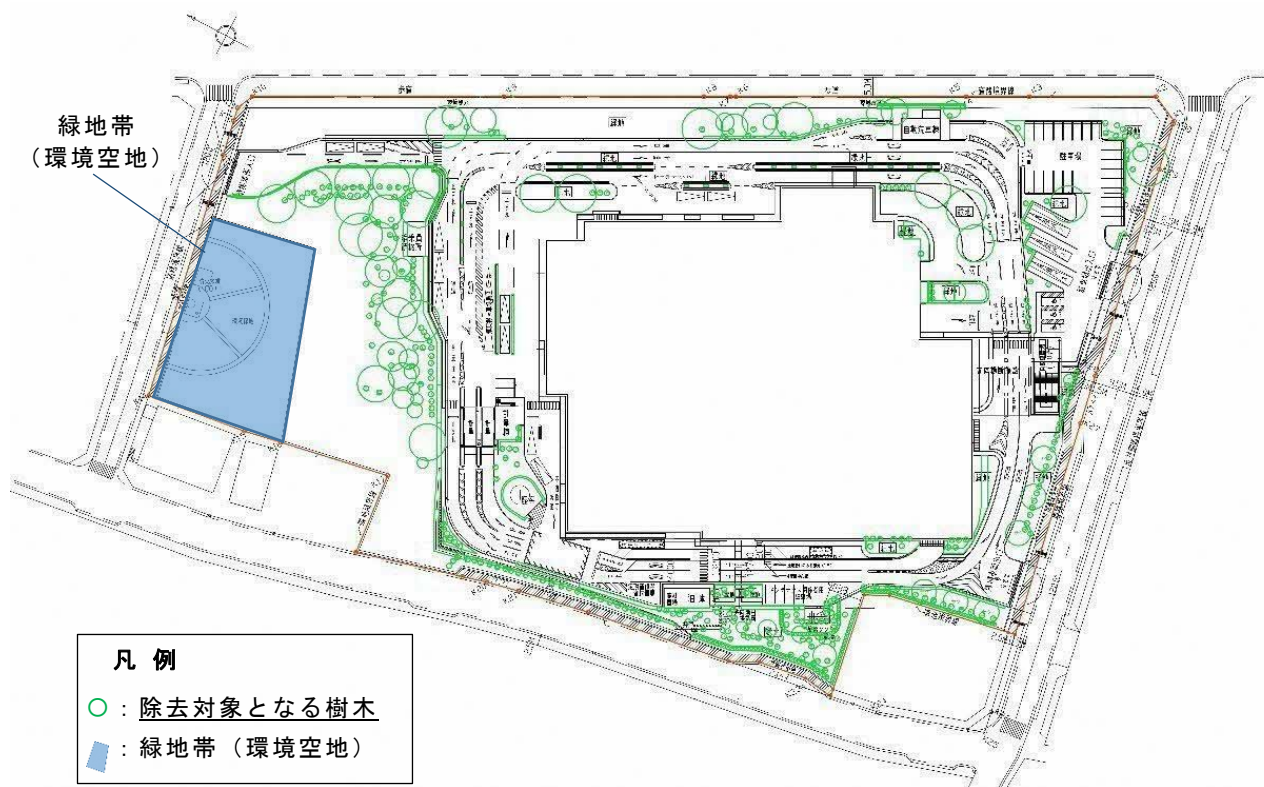
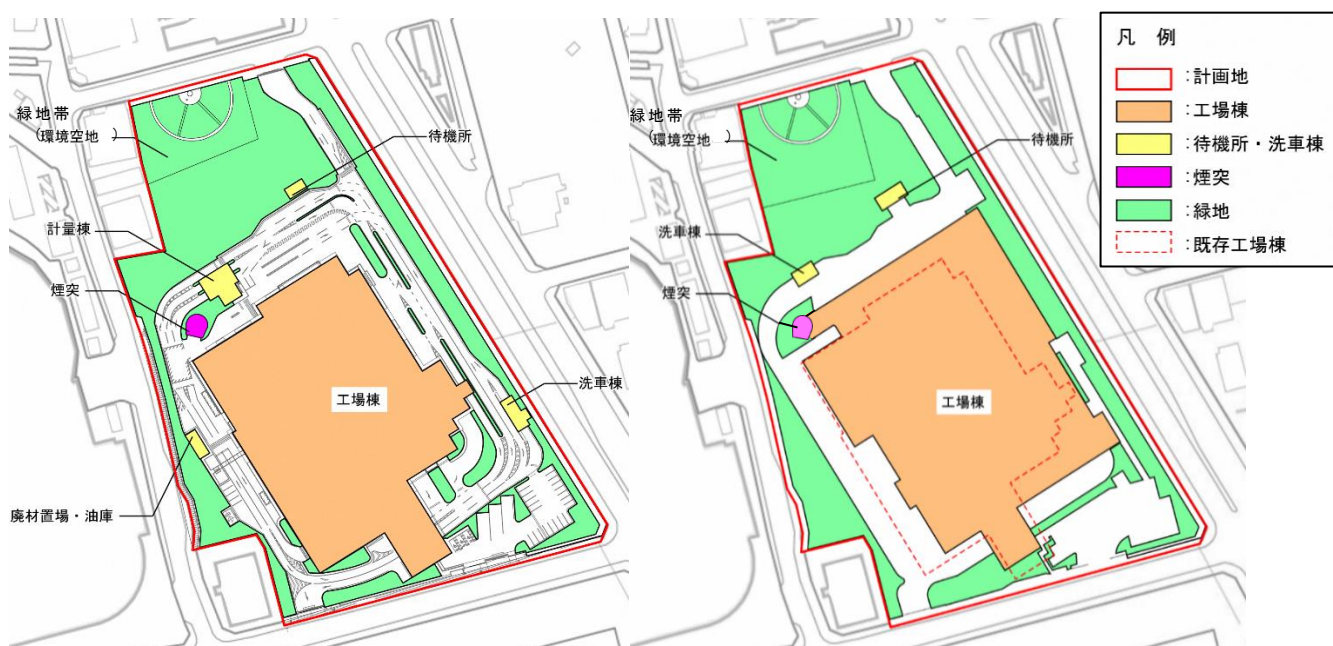


図 3.2-13 工事により除却する対象の樹木

※ 下線部については、評価書案からの変更箇所を示す。



既存

工事完了後

図 3.2-14 既存及び工事完了後の緑地比較図

3.2.2.6 廃棄物の処理計画

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、主灰、飛灰処理汚泥^{注1)} 及び汚泥がある。

主灰及び飛灰処理汚泥は、最終処分場へ運搬し、埋立処分するほか民間のセメント工場等へ搬出し、セメント原料化及び徐冷スラグ化^{注2)} による資源化も行う。また、焼成砂化等による資源化を推進することで埋立処分量の更なる削減を図る。汚泥についてはごみバンクカへ移送し、ごみと併せて場内で焼却処分する。

注1) 飛灰処理汚泥とは、飛灰から重金属等が溶出しないよう重金属固定剤等で処理したものをいう。

注2) 徐冷スラグ化とは、熔融処理した後ゆっくりと冷却（徐冷）させ石状のスラグを作ることを行う。

※ 下線部については、評価書案からの変更箇所を示す。

3.3 施工計画及び供用計画

3.3.1 施工計画

3.3.1.1 工事行程の概要

工事は令和 8 年度に着手し、工事期間は 90 か月を予定している。工事工程を表 3.3-1 に示す。

なお、作業時間は、原則として午前 8 時から午後 6 時まで（ただし、工事のための出入り、準備及び後片付けを除く。）とし、原則、土曜日、日曜日及び祝日は作業を行わない。

既存及び工事完了後の施設概要は、表 3.2-1 及び表 3.2-2（p. 9 参照）に示すとおりである。

表 3.3-1 工事工程（予定）

事業年度 主要工程	令和							
	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
準備工事								
解体工事・土工事								
く体・プラント工事								
外構工事								
試運転								

※ 下線部については、評価書案からの変更箇所を示す。

3.3.1.2 工事の概要

工事の主な工種とその概要は、以下のとおりである。

(1) 準備工事

本事業の実施にあたり、工事作業区域を囲む仮囲いや仮設電源等の設置、資材置場等の場内整備等を行う。

(2) 解体工事・土工事

ア 焼却炉設備等解体

焼却炉設備等の解体工事にあたっては、「労働安全衛生規則」及び「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 26 年 1 月厚生労働省労働基準局長通達）に基づき、次のような措置を講じて、労働者の安全を確保するとともに、周辺環境へ十分配慮して適切に行っていく。

- ① 解体作業の計画の事前届出
- ② 作業場所の空気中のダイオキシン類濃度の測定及び付着物のサンプリング
- ③ 適切な保護具（エアラインマスク、密閉式防護服等）の使用
- ④ ダイオキシン類を含む灰等飛散しやすいものの湿潤化
- ⑤ 高圧洗浄機等による解体作業実施前の設備内部付着物（ダイオキシン類を含むばいじん等）の除去
- ⑥ 汚染物拡散防止のための仮設の天井・壁やビニールシート等による作業場所の分離・養生
- ⑦ 汚染空気のチャコールフィルター等（ダイオキシン類対応の環境集じん器）による適切な処理
- ⑧ 解体廃棄物等の法令に基づく適正処理

既存煙突は、外筒と排ガスの通り道である内筒が 2 本と脱臭装置の排気筒が 1 本で構成されている。解体作業については、図 3.3-1 に示すとおり、外筒を残したまま内筒（排気筒含む）を解体する。この解体作業に当たっては、工程ごとに適切な養生等を行うことにより、粉じんの飛散を防止するとともに、騒音・振動の影響を低減する。

なお、煙突外筒の再使用に際し、煙突外筒の塗装下地にアスベストの含有を確認していることから、アスベスト及び粉じんの飛散を防止するため適切な養生を行い、外筒の塗装を除去後、再塗装する。

また、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」（令和 3 年 2 月東京都環境局）に基づき、解体工事期間中に敷地境界における大気の状態を確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

※ 下線部については、評価書案からの変更箇所を示す。

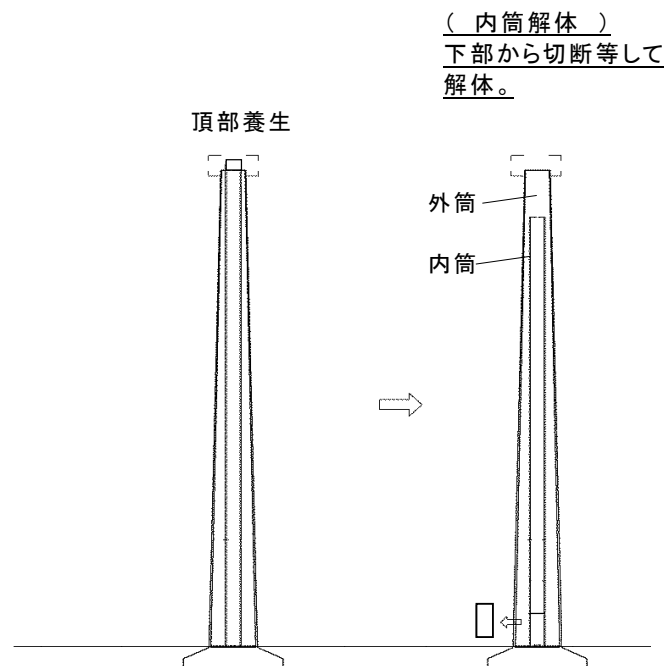


図 3.3-1 煙突解体概念図

イ 既存建築物等解体

解体工事における工事概念図は、図 3.3-2 に示すとおりである（評価書案資料編 p. 4 参照）。

建築物の解体は油圧破碎機等を使用し、既存建築物等は全て解体する。解体に当たっては、必要に応じて、防音パネルや防音シートを設置し、騒音や粉じん対策を講じる。

また、工場外壁にはアスベストが含まれていないことは確認済みであるが、大気汚染防止法に基づき、解体前にアスベストの含有について事前調査を行い、その結果を都に報告するなど、関係法令等に基づき適切に処理する。

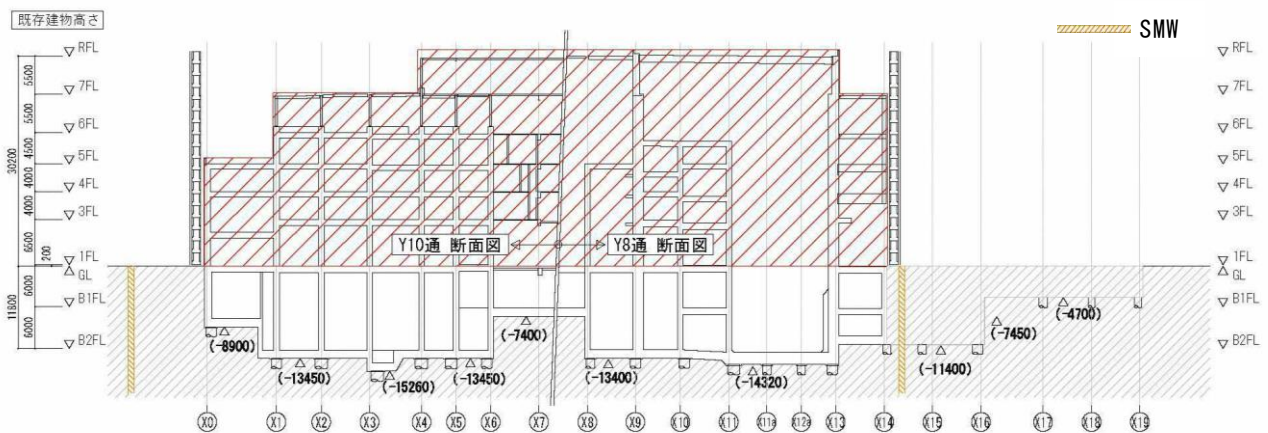


図 3.3-2 解体工事の工事概念

※ 下線部については、評価書案からの変更箇所を示す。

ウ 土工事

土工事における山留め工事の工事概念図は、図 3.3-3 に示すとおりである（評価書案資料編 p. 4 参照）。

地下部分の解体・掘削に先立ち、止水性に優れたソイルセメント柱列壁（SMW）等による山留め壁を工場 GL 約-28mまで貫入させ、遮水を行う。

なお、山留壁を支える支保工は、地盤アンカー工法を基本とし、部分的に鋼製支持工等を併用することで支持する。

掘削工事は、バックホウ、クラムシェル等を用い、山留壁で囲まれた部分の掘削を深さ GL 約-25mまで行う。また、掘削工事と併せて、既存建築物地下部の解体や杭の撤去を行う。

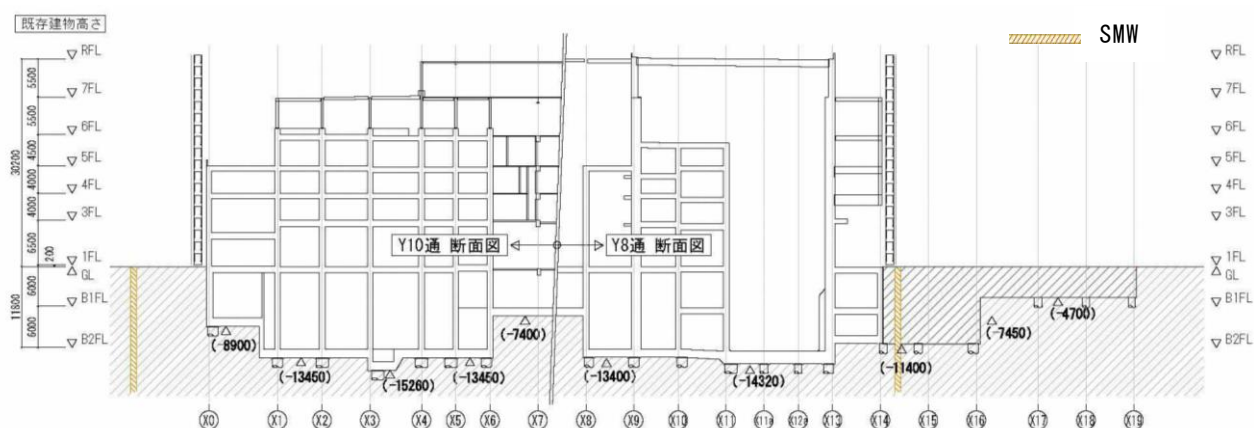


図 3.3-3 山留め工事の工事概念

(3) く体・プラント工事

ア 基礎・地下く体工事

掘削工事完了後、杭等の地業工事を行った上で、地下部分の鉄筋コンクリート構造体を構築する。

イ 地上く体・仕上工事

地上く体工事は、クローラクレーン、タワークレーン等を用いて基礎・地下く体工事が終了した部分から順次施工する。仕上工事は、く体工事を完了した部分より順次施工する。

なお、仕上工事の内外装塗装に当たっては、低 VOC 塗料を使用する。

ウ プラント工事

く体工事を完了した部分より順次施工する。プラント設備の搬入はトラック等で行い、組立と据付はクローラークレーン等を用いて行う。

(4) 外構工事

外構工事としては、構内道路工事、植栽工事等があり、く体工事がほぼ終了した時点から施工する。

※ 下線部については、評価書案からの変更箇所を示す。

3.3.1.3 建設機械及び工事用車両

(1) 建設機械

工事の進捗に応じ、表 3.3-2 に示す建設機械を順次使用する(資料編 p. 資-3 参照)。

なお、建設機械については、最新の排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を極力使用する。

表 3.3-2 工種別建設機械（工事用車両を除く。）

主要工程	主な作業	主な建設機械											
		ラフテレーンクレーン	クローラークレーン	ローラー	アスファルトフィニッシャー	バックホウ	タワークレーン	油圧式破碎機	ジャイアントブレイカー	多軸掘削機	杭打機	コンクリートポンプ車	クラムシエル
準備工事	工事用仮囲い設置 仮設電源設置	○	○										
解体工事・ 土工事	焼却炉設備解体 建築物解体 煙突解体 山留め（SMW 等） 地下解体 掘削	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
く体・ プラント工事	コンクリート打設 組立・建込・据付	○	○			○	○				○	○	
外構工事	構内道路工事 植栽工事	○	○	○	○	○						○	

(2) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 3.3-4 に示すとおりである。

工事期間中の工事用車両台数は、資料編(p. 資-3 参照)に示すとおりであり、ピーク日における工事用車両台数は片道 337 台（大型 314 台、小型 23 台）である。

なお、工事用車両については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「東京都環境確保条例」という。）ほか、各県条例によるディーゼル車規制に適合するものとし、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車を極力使用する。

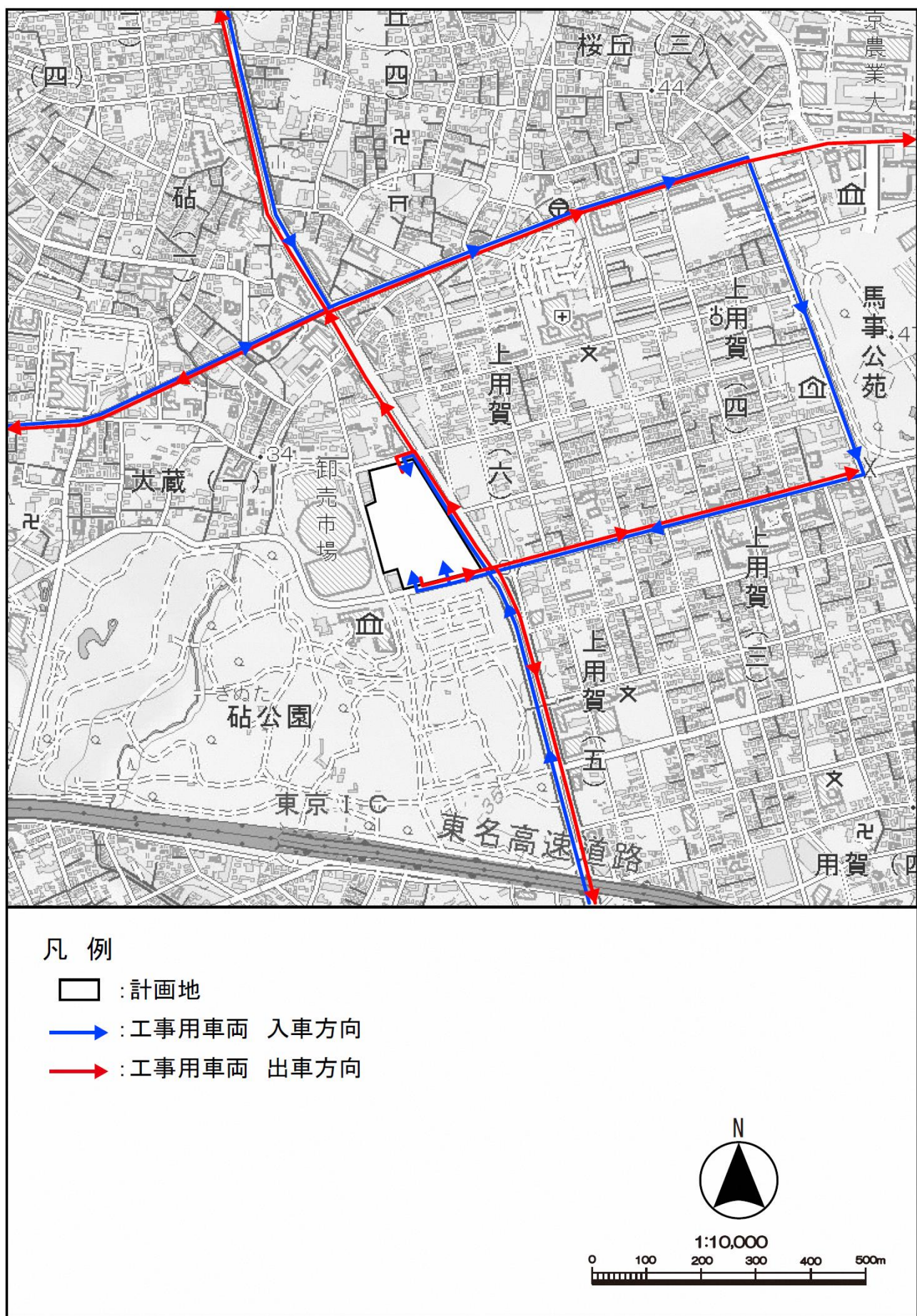


図 3.3-4 工事用車両の主な走行ルート

3.3.2 供用の計画

3.3.2.1 ごみ収集車両等計画

(1) 運搬計画

ア ごみ等の運搬

世田谷区から発生するごみを主体とし、周辺区からも搬入する。

主灰及び飛灰処理汚泥は、最終処分場へ運搬し、埋立処分するほか民間のセメント工場等へ搬出し、資源化も行う。

イ 搬出入日時

ごみ等の搬出入は、原則として月曜日から土曜日までの5時から17時までとする。

ウ 走行ルート

ごみ収集車両の主な走行ルート及び灰等運搬車両の主な走行ルートについては、図3.3-5に示すとおりである。計画施設への入場は原則、北側からの左折入場とするが、計画施設西側の一部地域からのごみ収集車両(将来交通量約14台/日)については、南側からの左折入場とする。退場については、南側から左折退場とする。

エ ごみ収集車両等台数

工事完了後におけるごみ収集車両等の台数は、定格処理能力である600トン/日稼働の時^{注)}、ごみ収集車両708台/日、灰等運搬車両12台/日、合計720台/日と計画する。

注) 一週間の焼却量を6日で搬入するため、1日あたり700トン搬入する条件で台数を算出した。

※ 下線部については、評価書案からの変更箇所を示す。

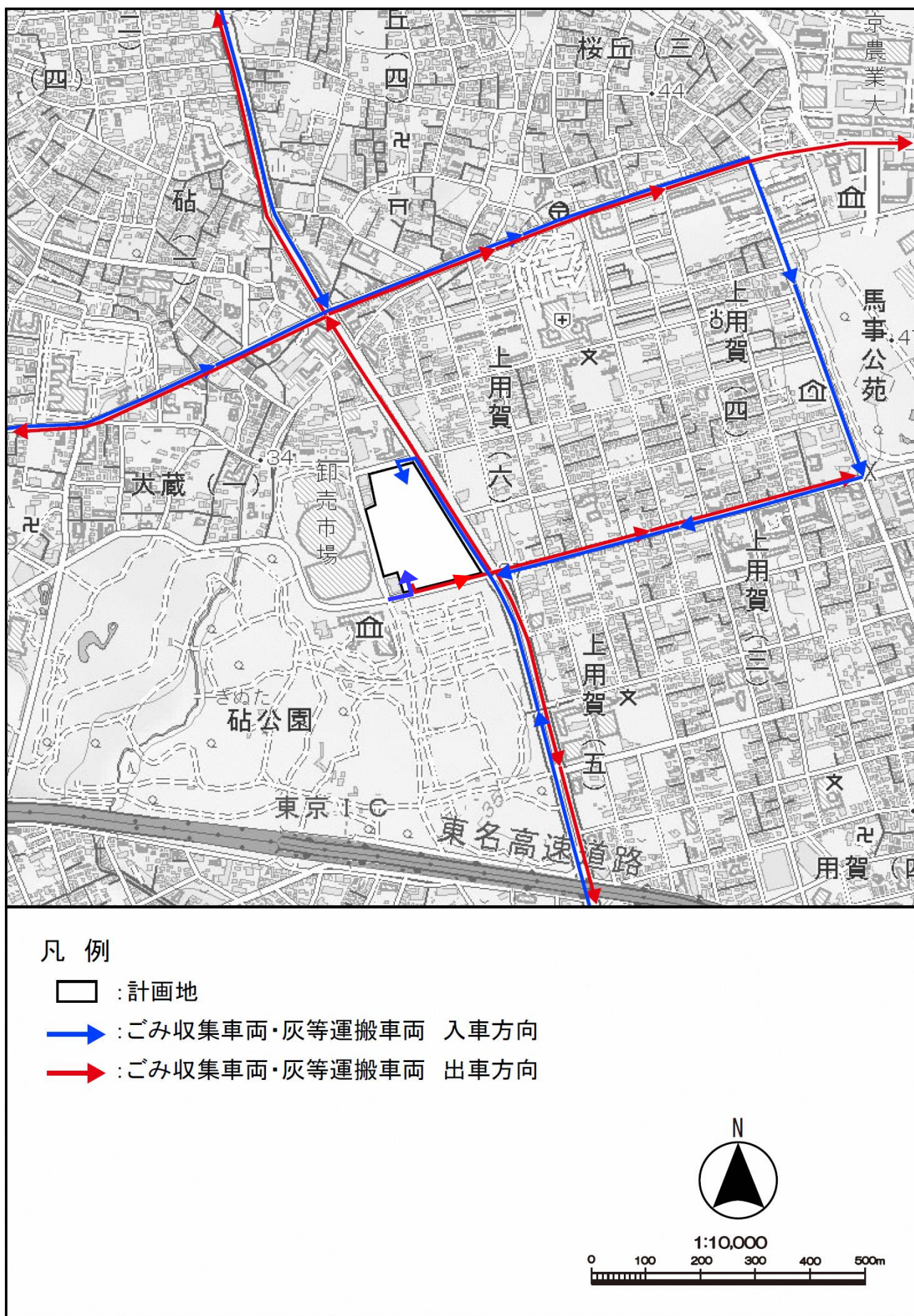


図 3.3-5 ごみ収集車両の主な走行ルート及び灰等運搬車両の主な走行ルート

オ 時間帯別計画台数

将来のごみ収集車両、灰等運搬車両の時間帯別計画台数は、表 3.3-3 に示すとおりである。

表 3.3-3 時間帯別計画台数

単位：台

時間帯 \ 車両	ごみ収集車両 (搬入)	灰等運搬車両 (搬出)	合計
5:00～6:00	8	0	8
6:00～7:00	4	0	4
7:00～8:00	8	0	8
8:00～9:00	94	2	96
9:00～10:00	134	4	138
10:00～11:00	117	0	117
11:00～12:00	83	0	83
12:00～13:00	49	0	49
13:00～14:00	113	6	119
14:00～15:00	80	0	80
15:00～16:00	18	0	18
16:00～17:00	0	0	0
合計	708	12	720

注) 時間帯別計画台数は既存施設の実績により^{あんぶん}按分した。

(2) 計画地周辺道路の将来交通量

ア 現況交通量及び走行速度

主な走行ルートとして使用されている道路の現況交通量及び走行速度を調査した。現況交通量及び走行速度の調査地点は図 3.3-6 に示す 4 地点 とし、調査は令和 5 年 11 月 15 日(水)午前 7 時から 16 日(木)午前 7 時までの 24 時間連続して行った(資料編 p. 資-9～10 参照)。

現況交通量の調査結果は、表 3.3-4 に示すとおりである。また、走行速度の調査結果は、資料編(p. 資-11 参照)に示すとおりである。

※ 下線部については、評価書案からの変更箇所を示す。

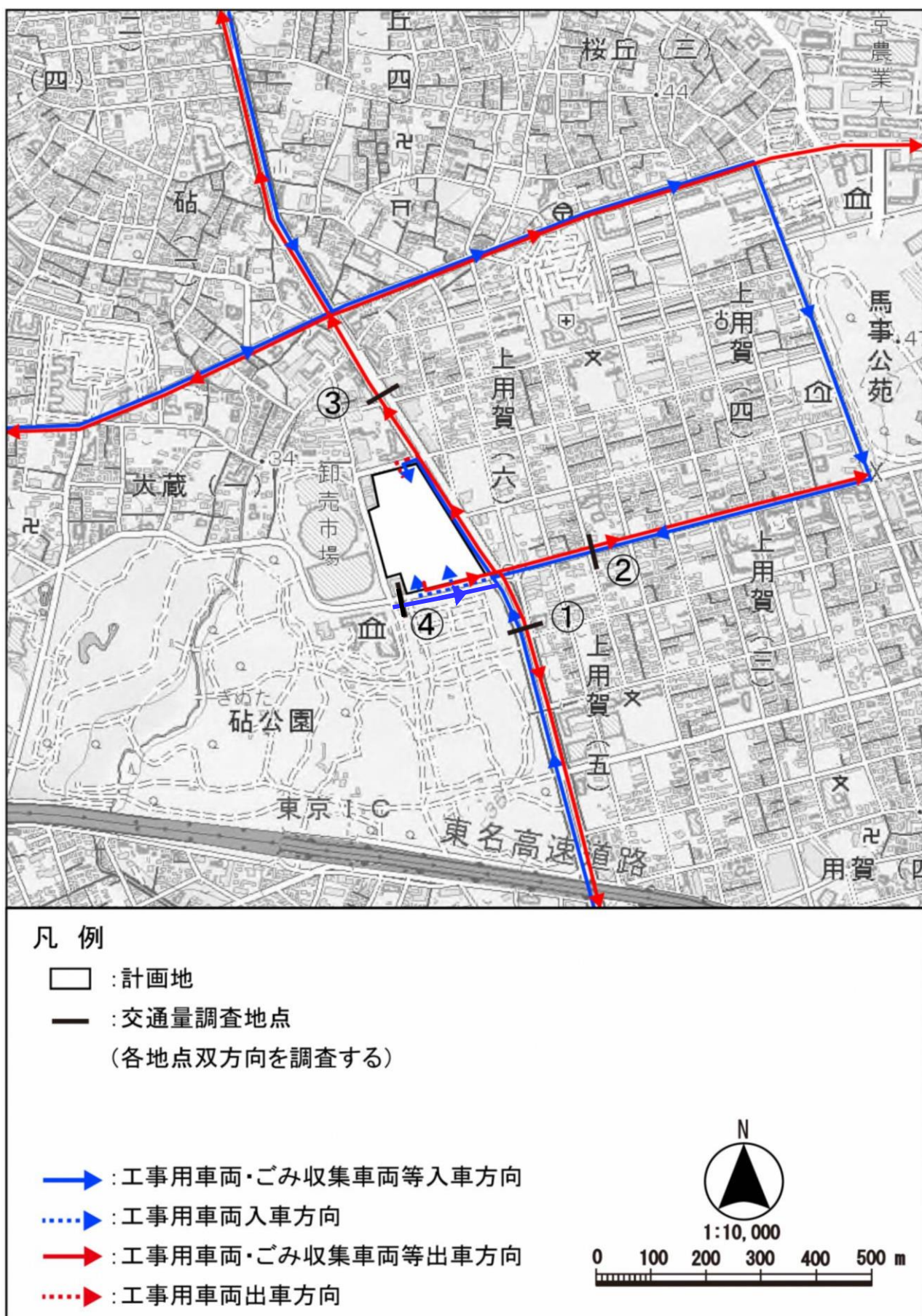


図 3.3-6 交通量調査地点

表 3.3-4 交通量現地調査結果

単位：台/日

調査地点		車種		入車方向	出車方向	断面合計
①	上用賀五丁目住宅前 (環状八号線)	大型車	一般車両	5,666	5,261	10,927
			ごみ収集車両等	89	48	137
		小型車	一般車両	27,075	24,124	51,199
			ごみ収集車両	138	108	246
		合 計		32,968	29,541	62,509
		ごみ収集車両等割合(%)		0.7	0.5	0.6
		大型車混入率(%)		17.5	18.0	17.7
②	上用賀五丁目住宅前 (用賀七条通り)	大型車	一般車両	289	313	602
			ごみ収集車両等	2	1	3
		小型車	一般車両	2,800	3,245	6,045
			ごみ収集車両	148	239	387
		合 計		3,239	3,798	7,037
		ごみ収集車両等割合(%)		4.6	6.3	5.5
		大型車混入率(%)		9.0	8.3	8.6
③	大蔵一丁目住宅前	大型車	一般車両	4,487	4,632	9,119
			ごみ収集車両等	0	3	3
		小型車	一般車両	23,522	25,942	49,464
			ごみ収集車両	30	28	58
		合 計		28,039	30,605	58,644
		ごみ収集車両等割合(%)		0.1	0.1	0.1
		大型車混入率(%)		16.0	15.1	15.6
④	大蔵一丁目世田谷美術館前 (美術館通り)	大型車	一般車両	343	501	844
			ごみ収集車両等	28	0	28
		小型車	一般車両	3,486	4,684	8,170
			ごみ収集車両	15	0	15
		合 計		3,872	5,185	9,057
		ごみ収集車両等割合(%)		1.1	0	0.5
		大型車混入率(%)		9.6	9.7	9.6

注1) 調査は令和5年11月15日(水)午前7時から16日(木) 午前7時まで実施した。

注2) 入車方向は、計画地に向かう方向、出車方向は計画地から離れる方向を示す。

注3) 大型車：普通貨物車（トラック、大型特殊、建設機械）、大型ごみ収集車、灰等運搬車、バス 小型車：乗用車、小型貨物車、小型ごみ収集車

注4) 現地調査結果において「一般車両」は、「ごみ収集車両等」以外の車両（一般の車両とその他のごみ収集車両を合わせたもの）とした。

注5) ごみ収集車両等割合は、一般車両も含めた合計交通量に対するごみ収集車両等の大型・小型の和の割合である。

注6) 大型車混入率は、一般車両も含めた合計交通量に対する大型車の一般車両・ごみ収集車両等の和の割合である。

※ 下線部については、評価書案からの変更箇所を示す。

イ 将来交通量

将来交通量は、一般車両交通量、工事用車両及びごみ収集車両等の交通量について推計した。また、将来交通量の推計地点は現況交通量調査地点と同様とした。

将来交通量の推計結果は、表 3.3-5 に示すとおりである。

「全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)」(国土交通省)における平成 17 年度～令和 3 年度の調査結果によると、計画地周辺の幹線道路における交通量の伸びは、地点によって増減に差はあるものの、地域全体としてみればほぼ横ばいの傾向にあることから、工事の施行中及び工事の完了後においても交通量の伸びはないものとし(資料編 p. 資-11～12、資-14、資-16～17 参照)、現況交通量(世田谷清掃工場関連を除く)を将来一般交通量とした(資料編 p. 資-9～10)。

表 3.3-5 将来交通量の推計

単位:台/日

推計地点		車種		断面交通量	
				工事の施行中	工事の完了後
①	上用賀五丁目住宅前 (環状八号線)	大型車	一般車両	10,927	10,927
			ごみ収集車両等	0	622
			工事用車両	628	0
		小型車	一般車両	51,199	51,199
			ごみ収集車両	0	0
			工事用車両	46	0
		合 計		62,800	62,748
②	上用賀五丁目住宅前 (用賀七条通り)	大型車	一般車両	602	602
			ごみ収集車両等	0	713
			工事用車両	628	0
		小型車	一般車両	6,045	6,045
			ごみ収集車両	0	0
			工事用車両	46	0
		合 計		7,321	7,360
③	大蔵一丁目住宅前	大型車	一般車両	9,119	9,119
			ごみ収集車両等	0	91
			工事用車両	314	0
		小型車	一般車両	49,464	49,464
			ごみ収集車両	0	0
			工事用車両	23	0
		合 計		58,920	58,674
④	大蔵一丁目世田谷美術館前 (美術館通り)	大型車	一般車両	844	844
			ごみ収集車両等	0	14
			工事用車両	0	0
		小型車	一般車両	8,170	8,170
			ごみ収集車両	0	0
			工事用車両	0	0
		合 計		9,014	9,028

注 1) 「一般車両」は、「ごみ収集車両等」以外の車両とした。

注 2) 「ごみ収集車両等」は、世田谷清掃工場に搬出入するごみ収集車両及び灰等運搬車両とした。なお、ごみ収集車両及び灰等運搬車両は全台大型車と想定した。

注 3) 各推計地点の「ごみ収集車両等」の台数は、計画台数(表 3.3-3 参照)を交通量現地調査結果におけるごみ収集車両台数で按分した値である。

注 4) 「工事用車両」は、計画台数の全てが各地点を走行する想定とした。

※ 下線部については、評価書案からの変更箇所を示す。

3.3.2.2 施設の監視制御

工事完了後の施設では、プラントの運転に必要な情報を収集・管理し、施設の監視制御を24時間連続して行う。主な監視制御内容は、以下のとおりである。

- ① 焼却炉では、ごみ供給量及び各箇所の燃焼空気量等を調整することによって、燃焼温度や一酸化炭素濃度等を適正に保ち、ごみの安定的な燃焼を行う。
- ② ろ過式集じん器への薬剤の吹き込み量等を制御し、排ガス中のばいじん、塩化水素、水銀及び硫黄酸化物を除去することにより、清掃一組の自己規制値を遵守する。
- ③ 汚水処理設備の pH 値をモニタリングし、pH 調整用薬剤や凝集剤等の添加量を調整することによって排水中の重金属等を除去し、下水排除基準を遵守する。

3.3.2.3 ダイオキシン類対策

(1) 焼却処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、燃焼室中の燃焼ガス温度を 800℃以上に保ち、2 秒以上滞留することでダイオキシン類の発生を抑制する。

(2) 排ガス処理

ろ過式集じん器（バグフィルタ）入口の排ガス温度を、200℃以下に急冷することにより、排ガス中のダイオキシン類の再合成を防止する。

また、ろ過式集じん器（バグフィルタ）で活性炭に吸着させ、それらを捕集することにより、ダイオキシン類を除去する。更に、触媒反応塔では触媒反応によりダイオキシン類を分解除去することで、煙突でのダイオキシン類濃度を「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める排出基準値（0.1ng-TEQ/m³N^{注1)}）以下にする。

(3) 汚水対策

汚水処理設備では、凝集沈殿及びろ過処理を行うことにより、排水中の重金属類及び粒子状物質を除去する。ダイオキシン類は、水にほとんど溶けず、粒子状物質に付着しているため、この過程で排水中からほぼ除去される。最終的に排水中のダイオキシン類濃度を「下水排除基準」に定める排除基準値（10pg-TEQ/L^{注2)}）以下とし、公共下水道へ放流する。

また、汚水処理過程で発生する汚泥はごみバンカへ移送し、ごみと併せて場内で焼却処分する。

注1) TEQ とは、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンに毒性等価換算したものである。また、1 ng（ナノグラム）は 10 億分の 1 g である。

注2) 1 pg（ピコグラム）は 1 兆分の 1 g である。

※ 下線部については、評価書案からの変更箇所を示す。

3.3.2.4 廃棄物の処分

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、主灰、飛灰処理汚泥及び汚泥がある。

主灰及び飛灰処理汚泥は、最終処分場へ運搬し、埋立処分する。汚泥はごみバンカへ移送し、場内でごみと併せて焼却処分する。また、主灰及び飛灰処理汚泥については、民間のセメント工場等へ搬出し、セメント原料化及び徐冷スラグ化による資源化も行う。そのほか、焼成砂化等による資源化を推進することで、埋立処分量の更なる削減を図る。

なお、主灰及び飛灰処理汚泥は、定期的に重金属溶出試験やダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。

3.4 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業に関連する計画には、「東京都環境基本計画」、「世田谷区基本構想」、「世田谷区環境基本計画後期 2020 年度(令和 2 年度)～2024 年度(令和 6 年度)」等があり、これらの計画に基づいて環境へ配慮した事項は評価書案 p52～57 に示すとおりである。

3.5 事業計画の策定に至った経過

本事業は、清掃一組が実施する事業であり、事業計画の策定に至った経緯は以下のとおりである。

3.5.1 事業計画の策定

既存の世田谷清掃工場は、可燃ごみの焼却施設として平成 20 年 3 月に建設され、建設から 16 年が経過している。

清掃一組は、設立と同時に一廃計画を策定した。その後、平成 18 年 1 月、平成 22 年 2 月、平成 27 年 2 月及び令和 3 年 2 月に一廃計画を改定し、現計画では世田谷清掃工場について、令和 8 年度から施設整備を行う予定としている。

本事業は、この一廃計画に基づき、世田谷清掃工場の建替えを実施するものである。

3.5.2 地域住民との取組

令和 3 年 10 月、世田谷清掃工場の建替事業を開始するに当たり、地域住民に対する説明会を開催し、事業全体の概要について説明した。

その後、建替計画の策定に係る調査を実施し、令和 4 年 5 月に「建替計画素案」を取りまとめて地域住民に対する住民説明会を行い、令和 4 年 8 月に「世田谷清掃工場建替計画」を策定した。

新しい世田谷清掃工場は、基本コンセプトを「環境にやさしく信頼される清掃工場」とし、基本方針として「環境に配慮した施設」、「エネルギーを有効利用する施設」、「区民の生活を守る施設」、「区民に親しまれる施設」を掲げ、環境にやさしく信頼される清掃工場を目指していく。

※ 下線部については、評価書案からの変更箇所を示す。

余白

4 事業計画の変更の概要及びその理由

4.1 事業計画の変更の概要

世田谷清掃工場建替事業の変更は、工事工程、施設計画及び設備計画について変更を行うものである。変更後及び変更前の内容は表 4.1-1 に示すとおりである。

表 4.1-1 変更の内容

項目	変更後	変更前
工事工程 (工期)	令和8年度から令和15年度	令和8年度から令和14年度
工事工程 (施工計画) 及び 施設計画	煙突の外筒は既存施設を再使用し、内筒(排気筒を含む)を更新する。 なお、煙突外筒の塗装については除去後に再塗装する。	既存の煙突を解体撤去し、建替える。
設備計画 (汚水処理) 及び 供用の計画	施設の稼働に伴い排出される廃棄物には主灰、飛灰処理汚泥及び汚泥がある。主灰及び飛灰処理汚泥は最終処分場へ運搬し埋立処分またはセメント工場等で資源化する。 汚泥はごみバンカへ移送し、ごみと併せて場内で焼却処分する。	施設の稼働に伴い排出される廃棄物には主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥がある。これらの廃棄物は最終処分場へ運搬し埋立処分する。主灰及び飛灰処理汚泥はセメント工場等で資源化する。
設備計画 (緑化計画)	計画地に存在する緑地帯(環境空地)は建替工事による改変を行わずに保全するとともに、その他の緑地も工事施工上必要最低限の改変とし、植樹等による維持を検討する。工事により除却する対象の樹木は極力保存または移植を検討する。	計画地に存在する緑地帯(環境空地)は建替工事による改変を行わずに保全するとともに、その他の緑地も工事施工上必要最低限の改変とし、植樹等による維持を検討する。
供用の計画 (運搬計画)	ごみ収集車両の計画施設への入場は原則、北側からの左折入場とするが、計画施設西側の一部地域からのごみ収集車両(将来交通量約14台/日)については、南側からの左折入場とする。退場については、南側から左折退場とする。	ごみ収集車両の計画施設への入場は北側からの左折入場とする。退場については、南側から左折退場とする。

4.2 事業計画の変更の理由

働き方改革関連法の建設業への適用を受け工事工程(工期)を見直した。

煙突外筒の健全度調査の結果により、煙突外筒を再使用することから、工事工程(施工計画)及び施設計画を見直した。

廃棄物の排出量を低減するため、汚泥はごみバンカへ移送し、ごみと併せて場内で焼却処分することから、脱水機の設置と脱水汚泥の埋立処分を取り止め、設備計画(汚水処理)及び供用後の計画を見直した。

景観を維持する観点等から既存樹木の保全及び工事により除去対象となる樹木を見直した。

ごみ収集車両の主な走行ルートに変更はないが、計画施設西側の一部地域からのごみ収集車両が計画施設を迂回することによる周辺道路への影響を抑えるため、供用の計画を見直した。

4.3 事業計画の変更内容

4.3.1 工事工程

(1) 施工計画

工事期間が延長となり、約 72 か月（令和 8 年度から令和 14 年度）から約 90 か月（令和 8 年度から令和 15 年度）に変更となる。また、煙突外筒を再使用することから、建設機械稼働台数・工事用車両台数を見直した。

変更後と変更前の工事工程は表 4.3.1-1(1)～(2)、煙突解体概念図は図 4.3.1-1(1)～(2)、予測の対象時点（ピーク時期）は表 4.3.1-2 に示すとおりである。また、建設機械稼働台数・工事用車両台数の変更内容は、資料編(p. 資-3 参照)に示すとおりである。

なお、煙突外筒の再使用に際し、煙突外筒の塗装下地にアスベストの含有を確認していることから、アスベスト及び粉じんの飛散を防止するため適切な養生を行い、外筒の塗装を除去後、再塗装する。

表 4.3.1-1(1) 工事工程（予定）（変更後）

事業年度 主要工程	令和							
	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
準備工事	■							
解体工事・土工	■	■	■	■	■			
く体・プラント工事				■	■	■	■	■
外構工事							■	■
試運転								■

表 4.3.1-1(2) 工事工程（予定）（変更前）

事業年度 主要工程	令和						
	8 年	9 年	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年
準備工事	■						
解体工事・土工	■	■	■	■			
く体・プラント工事				■	■	■	
外構工事						■	
試運転							■

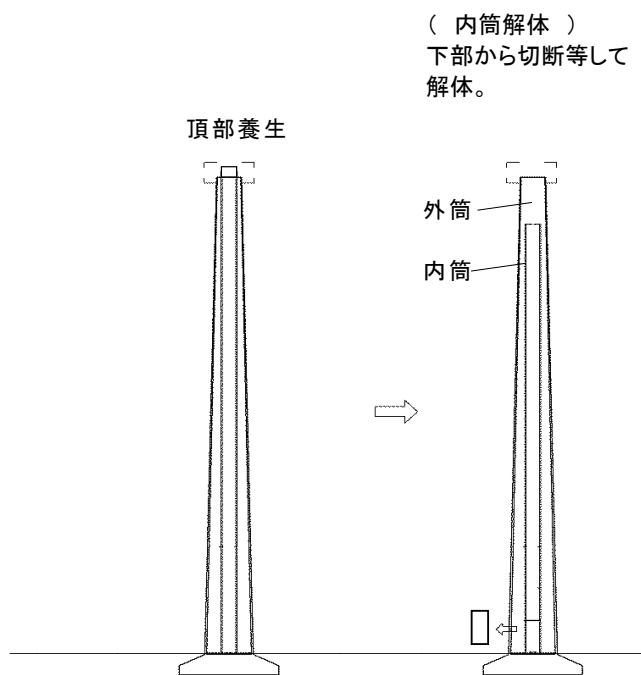


図 4. 3. 1-1 (1) 煙突解体概念図 (変更後)

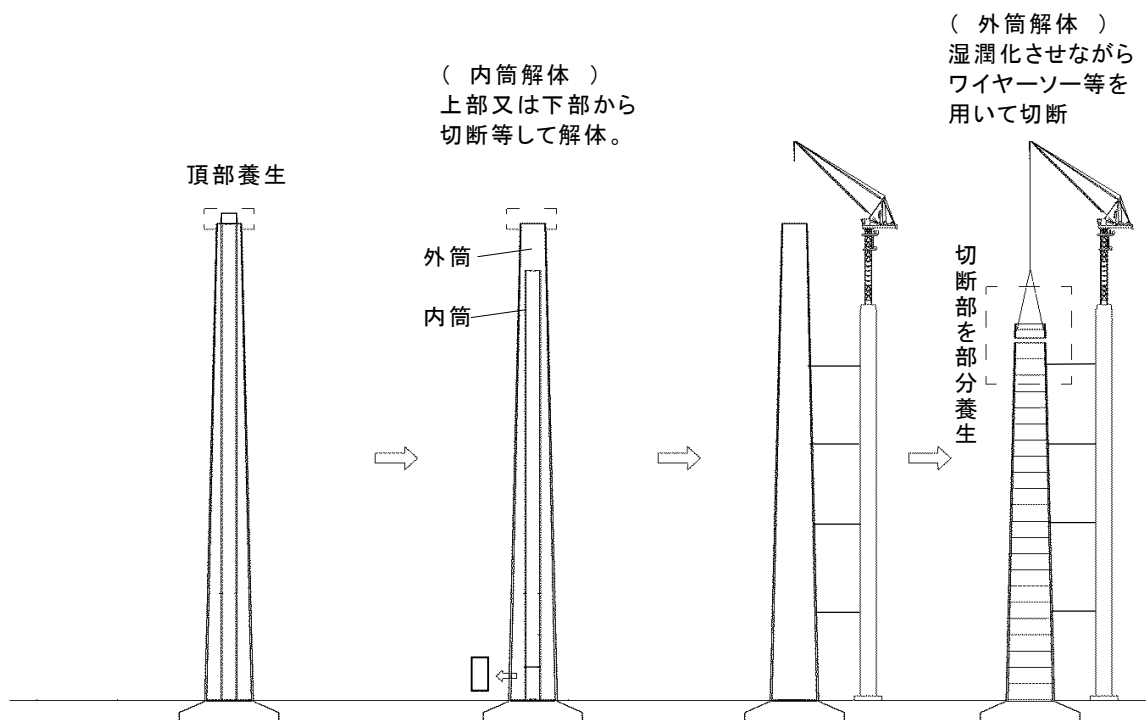


図 4. 3. 1-1 (2) 煙突解体概念図 (変更前)

表 4.3.1-2 予測の対象時点（ピーク時期）

予測の対象時点	変更後	変更前
建設機械の稼働に伴う排出ガス	63 か月目から 74 か月目	51 か月目から 62 か月目
工事用車両の走行に伴う排出ガス	49 か月目	39 か月目
騒音（解体・土工事）	35 か月目	28 か月目
騒音（く体・プラント工事）	71 か月目から 73 か月目	56 か月目から 58 か月目
振動（解体・土工事）	35 か月目	28 か月目
振動（く体・プラント工事）	81 か月目から 82 か月目	64 か月目から 65 か月目

4.3.2 施設計画及び設備計画

(1) 施設計画の変更内容

変更後と変更前の既存及び工事完了後の施設概要は表 4.3.2-1(1)～(2)、施設計画図は図 4.3.2-1(1)～(2)、設備配置計画は図 4.3.2-2(1)～(2)、計画建築物等の立面は図 4.3.2-3(1)～(4)、完成予想図は図 4.3.2-4(1)～(2)に示すとおりである。

施設計画の変更に伴い煙突外筒を再使用するため、変更前と同様に煙突高さは約 100mとなるが、変更前と比較し、煙突の外径が約 2～3 m細くなる。

なお、既存の煙突については、区民公募のコンペによりデザインされたものであり、「風景づくり計画」（平成 27 年 4 月、世田谷区）において、地域の新たな風景づくりに資する建築物・建造物として紹介されていることから、そのデザインを継承する計画に変更はない。

表 4.3.2-1(1) 既存及び工事完了後の施設概要（構造等）（変更後）

施設区分		既存	工事完了後
敷地地盤 (GL)		T.P. 約 +40.6m	T.P. 約 +40.6m
工場棟	構造	鉄骨造 (一部鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート造)	鉄骨造 (一部鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート造)
	高さ	約 31.0m	約 37.0m
	深さ	約 19.1m (ごみバンカ深さ：約 12.5m)	約 25.0m (ごみバンカ深さ：約 22.0m)
付属施設		計量棟、洗車棟ほか	計量棟、洗車棟ほか
煙突	構造	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製	外筒：鉄筋コンクリート造 煙突外筒は再使用する 内筒：ステンレス製
	高さ	約 100m	約 100m
	外筒 外径	上部：約 6.9m 下部：約 9.0m	上部：約 6.9m 下部：約 9.0m

注 1) [T.P.] = [A.P.] - 1.1344

注 2) 変更前の工事完了後の煙突外筒外径は上部：約 10.0m、下部：約 11.0mを計画していた。

表 4.3.2-1(2) 既存及び工事完了後の施設概要（構造等）（変更前）

施設区分		既存	工事完了後
敷地地盤 (GL)		T.P. 約 +40.6m	T.P. 約 +40.6m
工場棟	構造	鉄骨造 (一部鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート造)	鉄骨造 (一部鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート造)
	高さ	約 31.0m	約 37.0m
	深さ	約 19.1m (ごみバンカ深さ：約 12.5m)	約 25.0m (ごみバンカ深さ：約 22.0m)
付属施設		計量棟、洗車棟ほか	計量棟、洗車棟ほか
煙突	構造	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製
	高さ	約 100m	約 100m

注) [T.P.] = [A.P.] - 1.1344

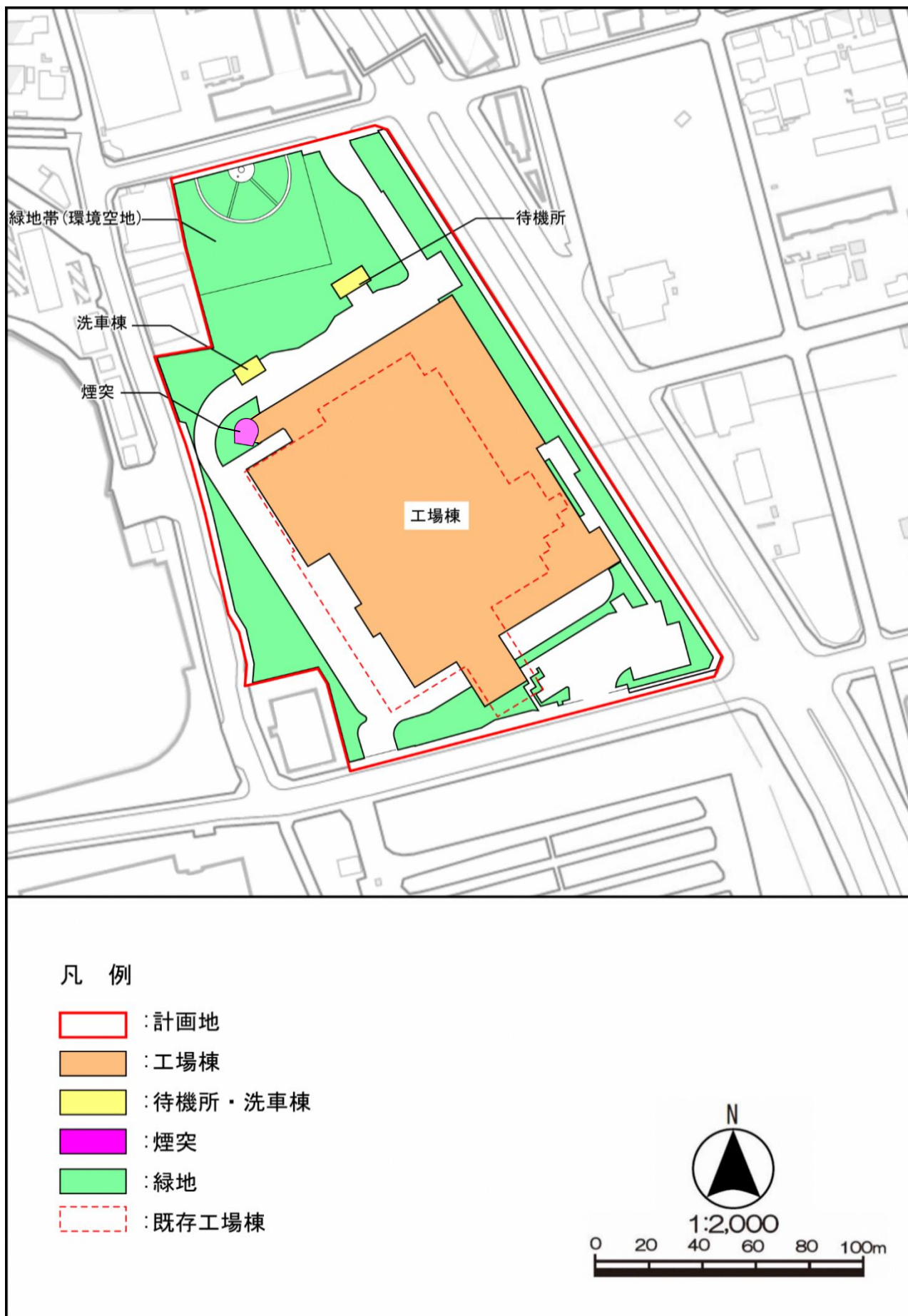


図 4.3.2-1(1) 施設計画図 (変更後)

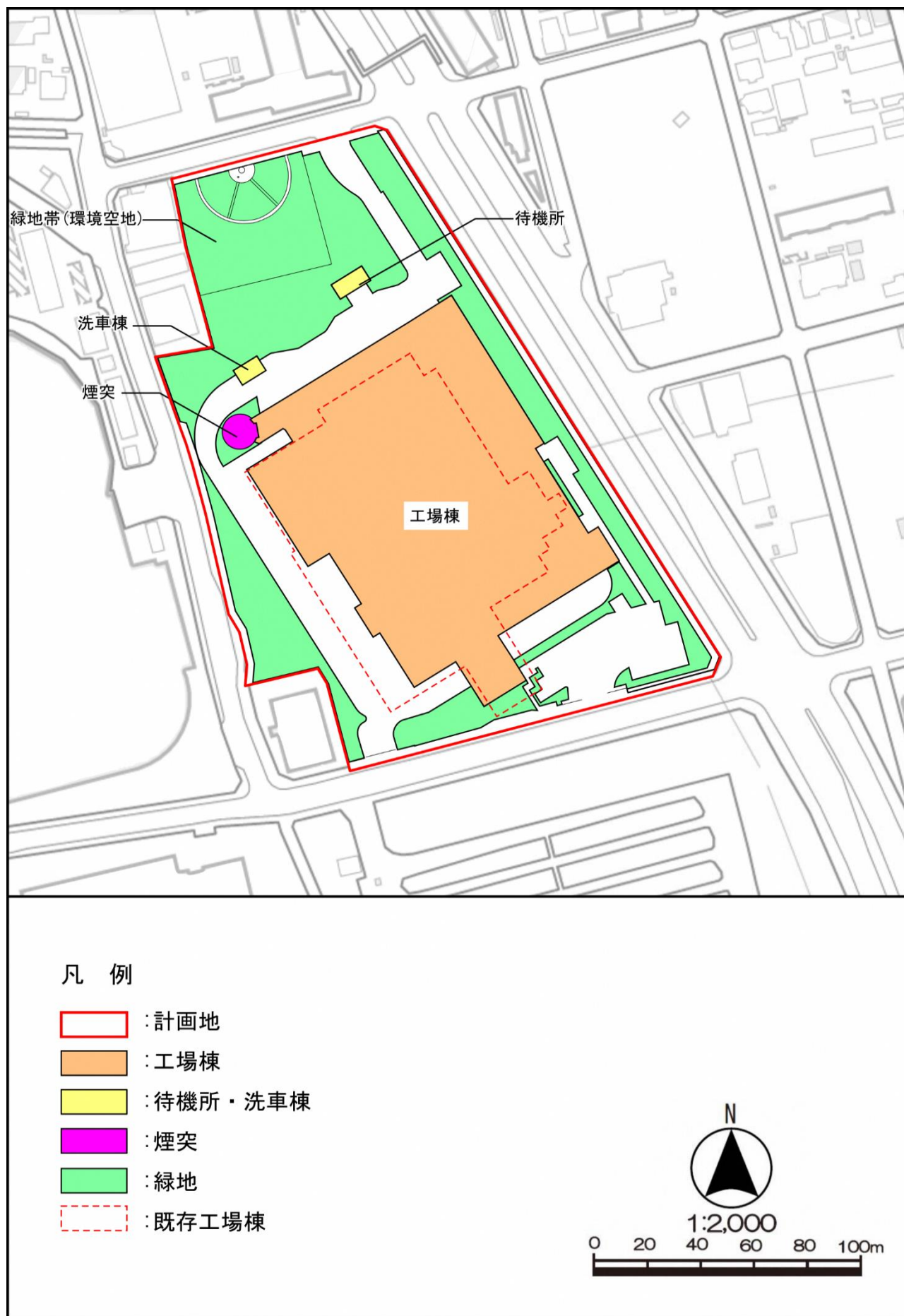
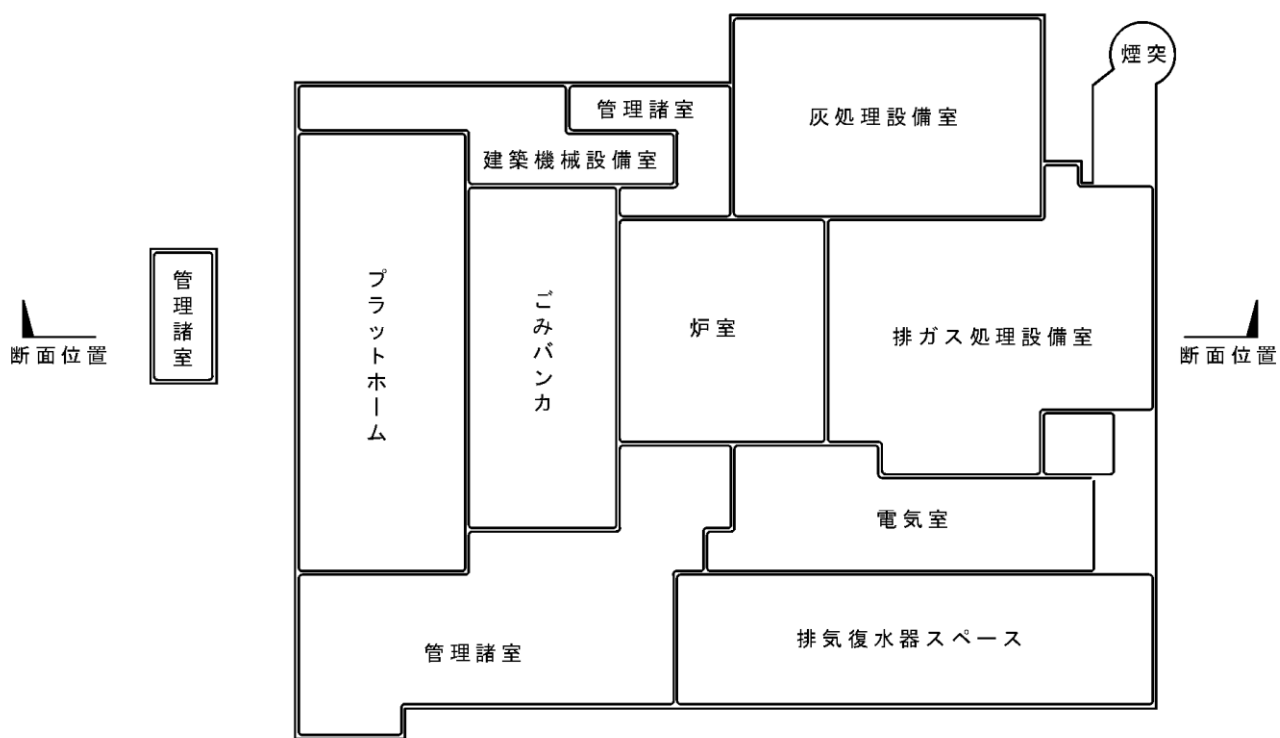
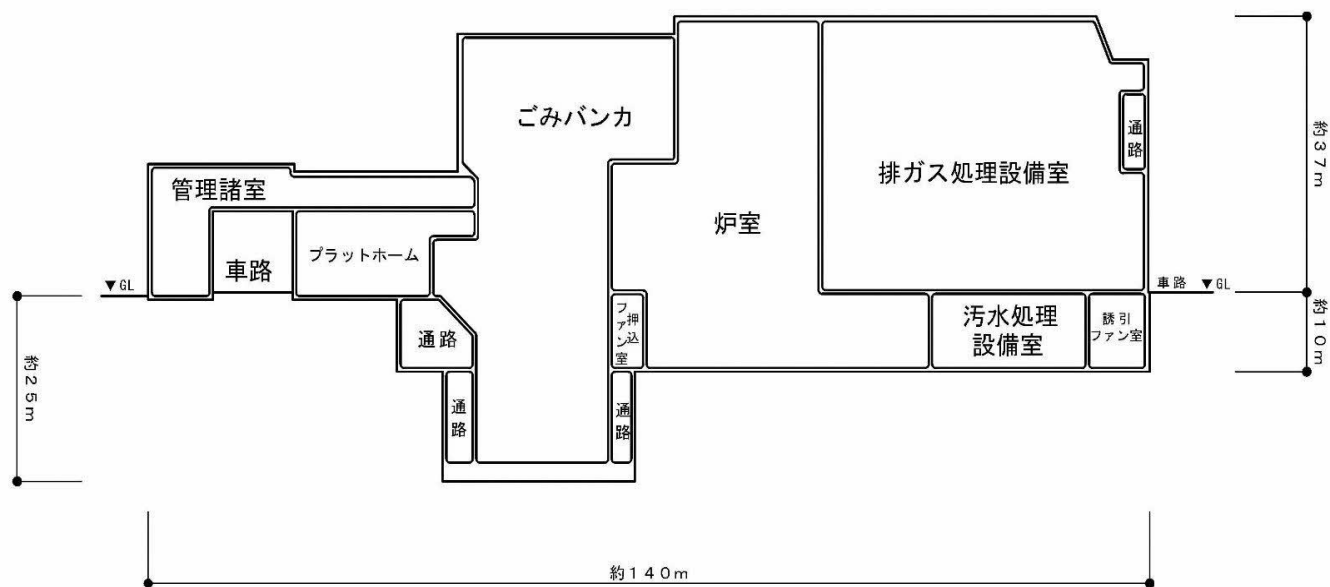


図 4.3.2-1(2) 施設計画図(変更前)

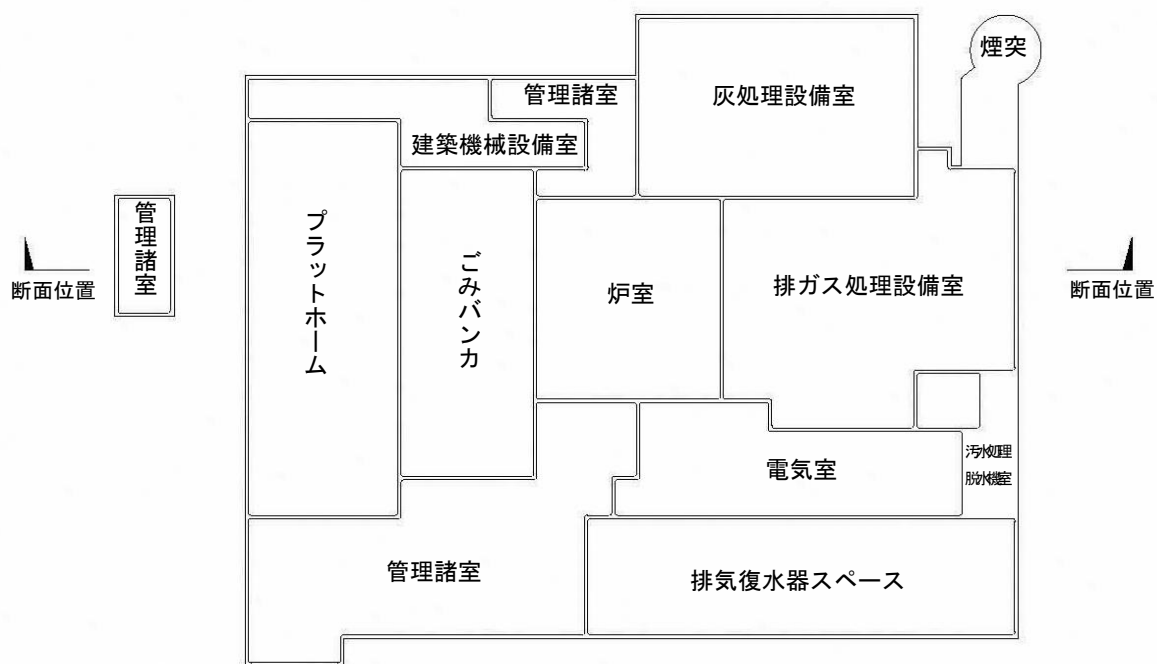


計画平面図（2階）

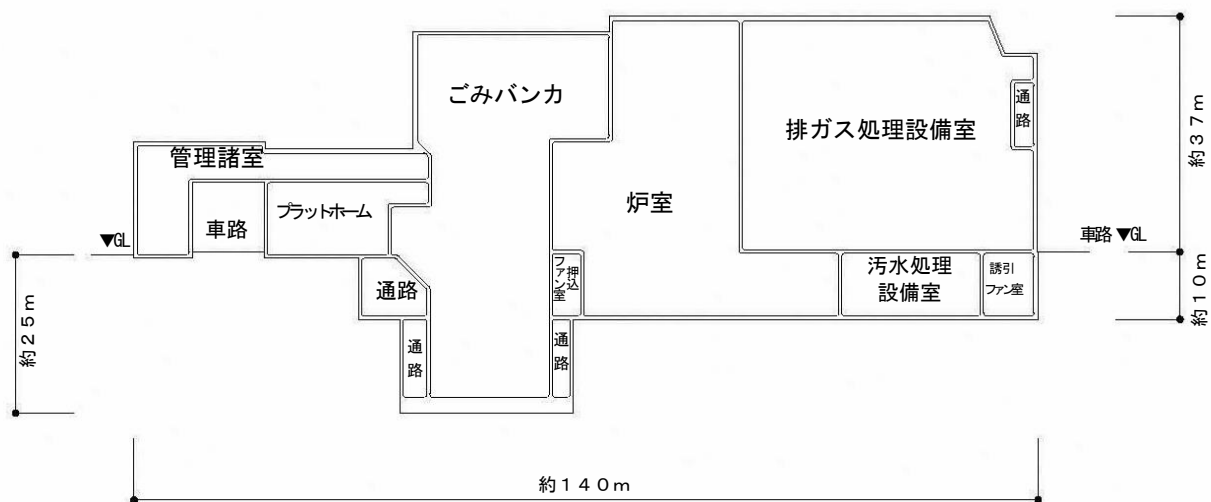


計画断面図

図 4.3.2-2(1) 設備配置計画図（変更後）



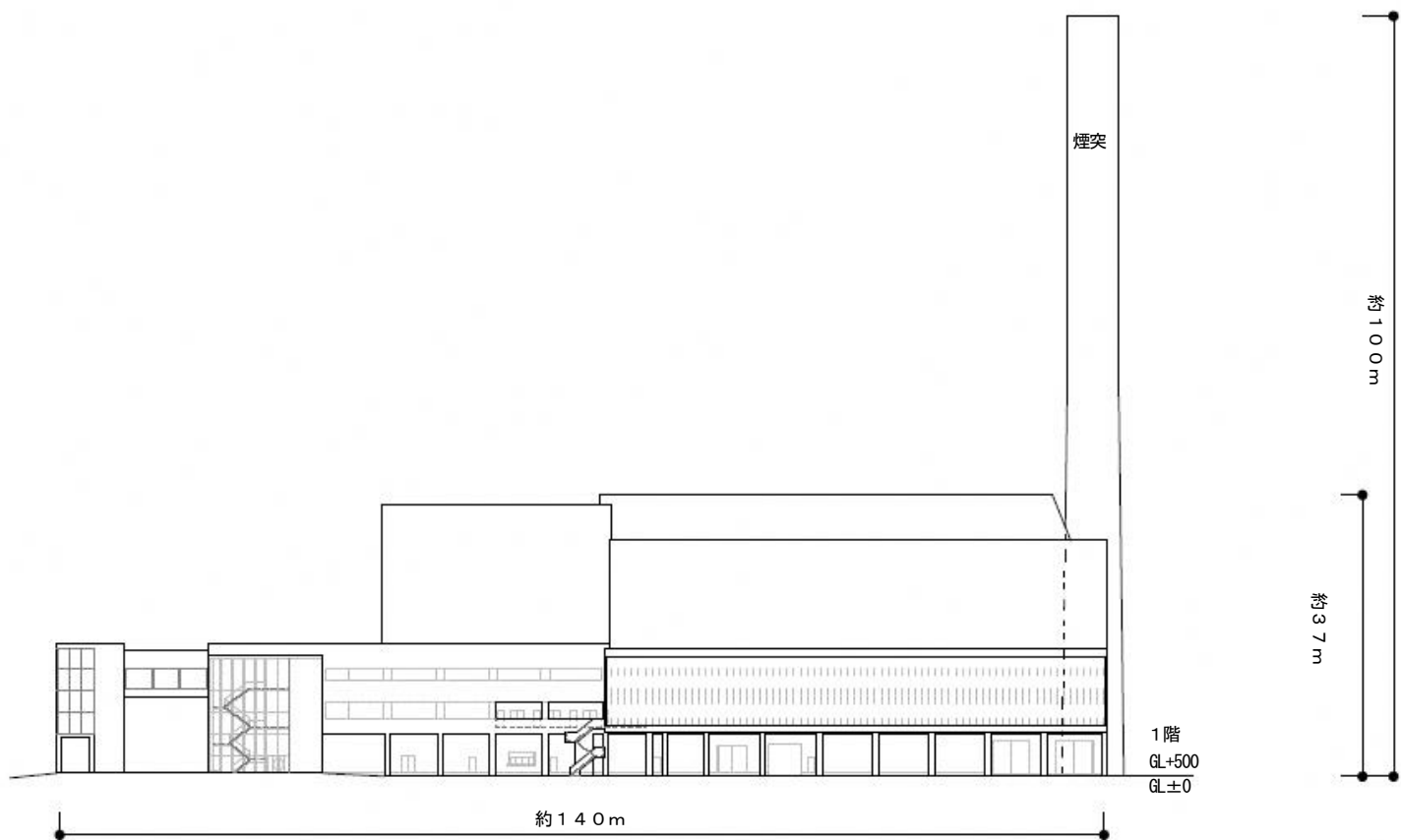
計画平面図（2階）



計画断面図

図 4.3.2-2(2) 設備配置計画図（変更前）

東側立面図



西側立面図

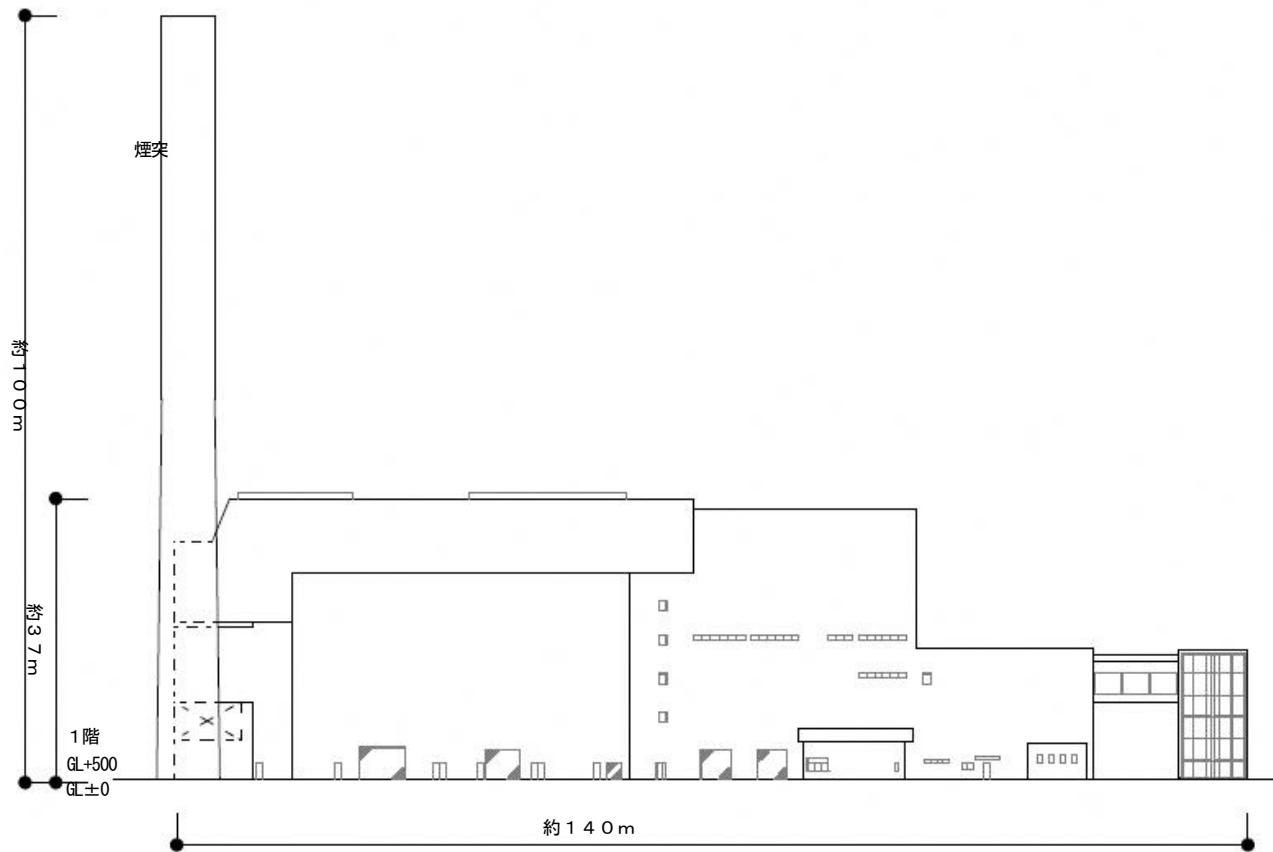
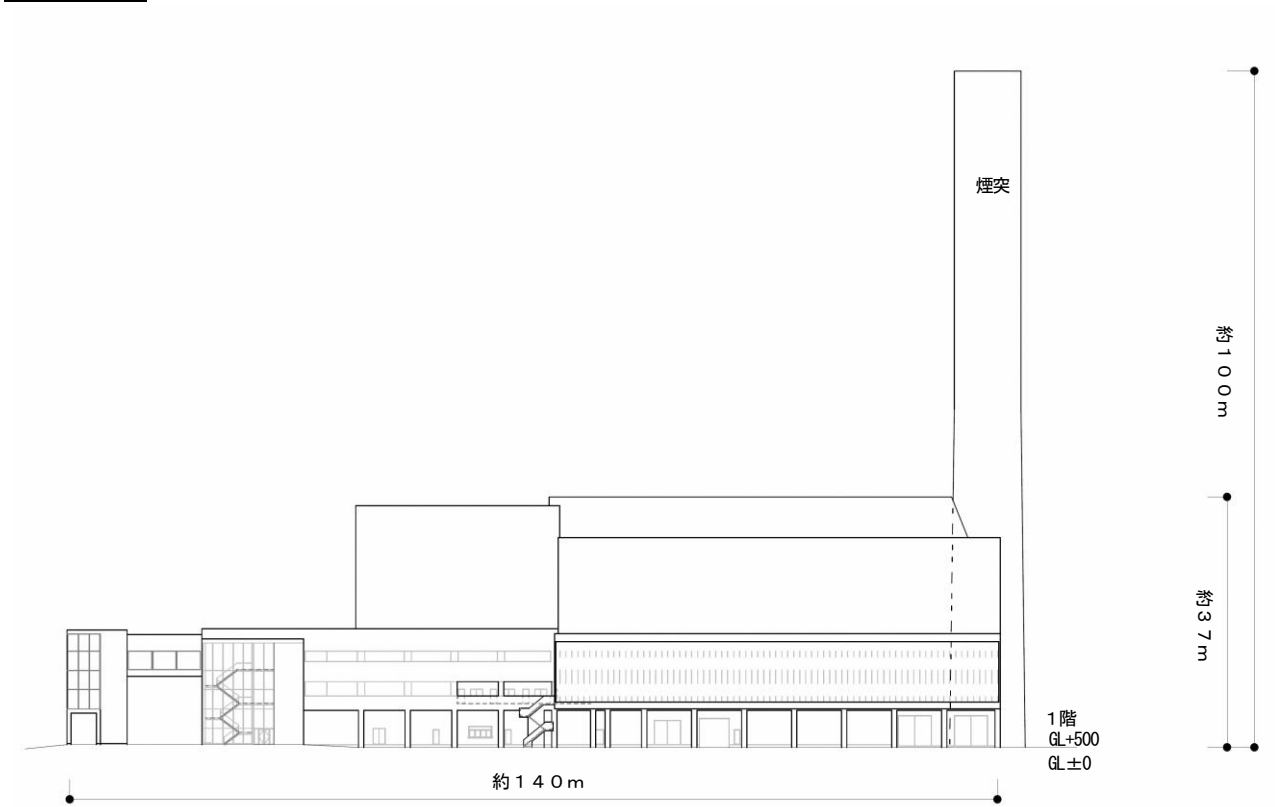


図 4.3.2-3(1) 計画立面図 (1) (変更後)

東側立面図



西側立面図

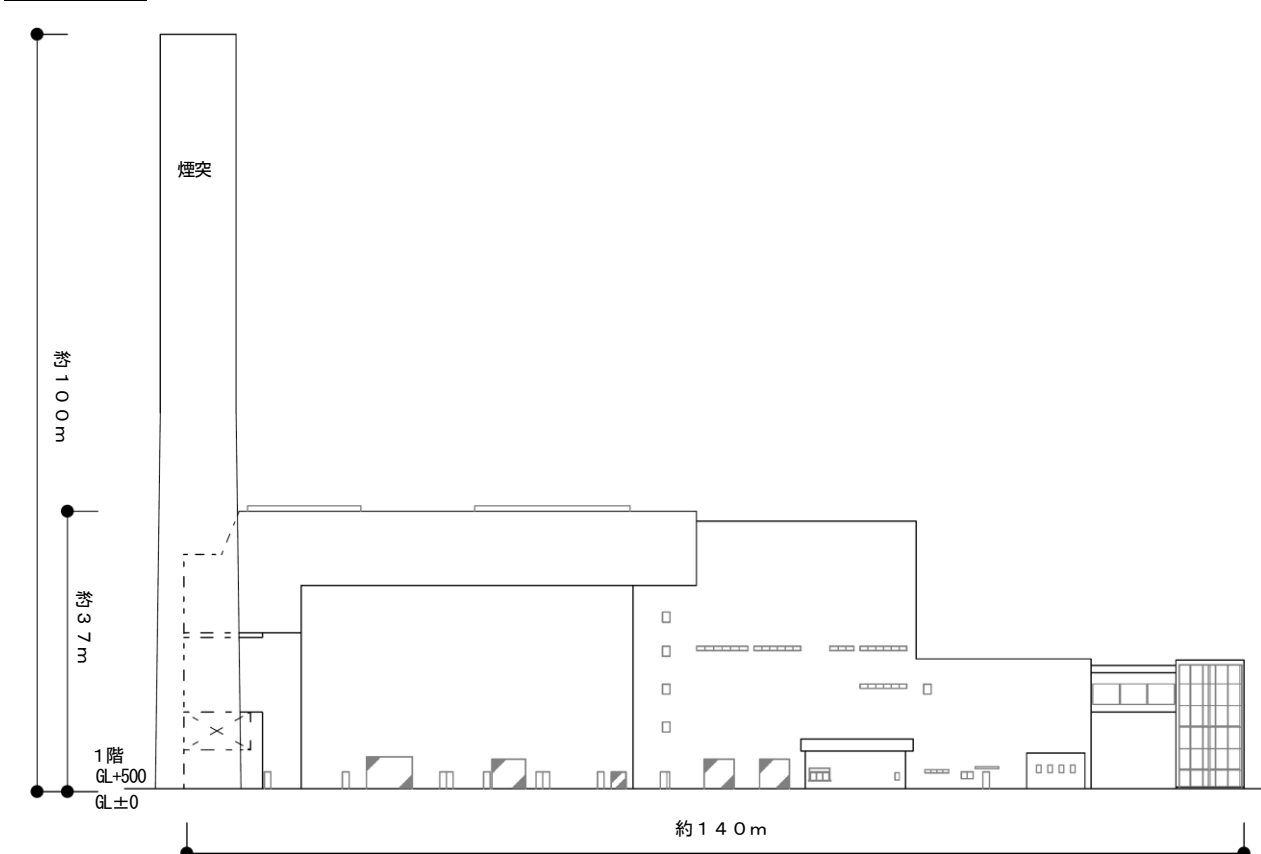
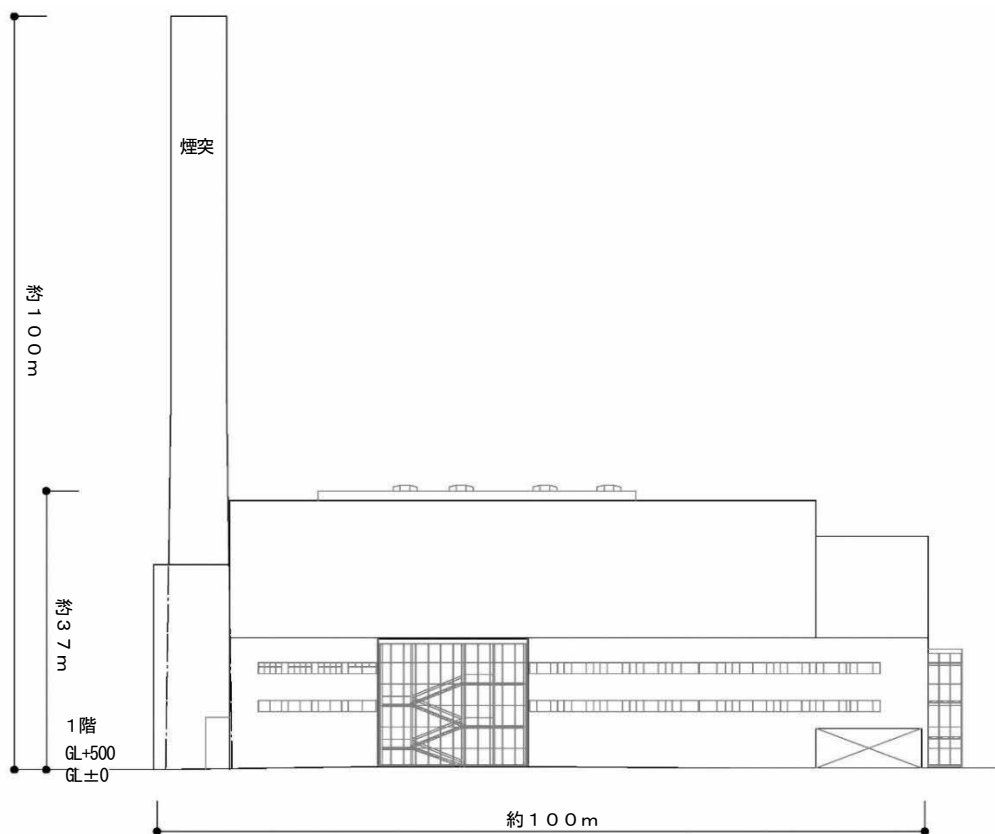


図 4.3.2-3(2) 計画立面図 (1) (変更前)

南側立面図



北側立面図

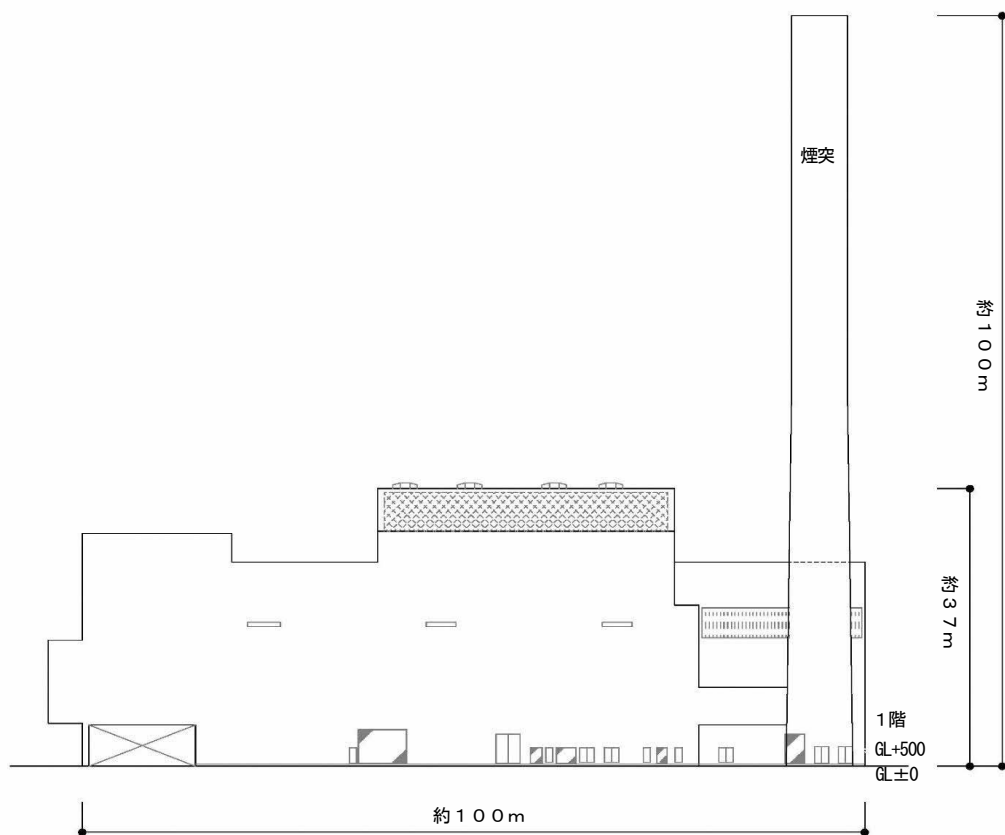
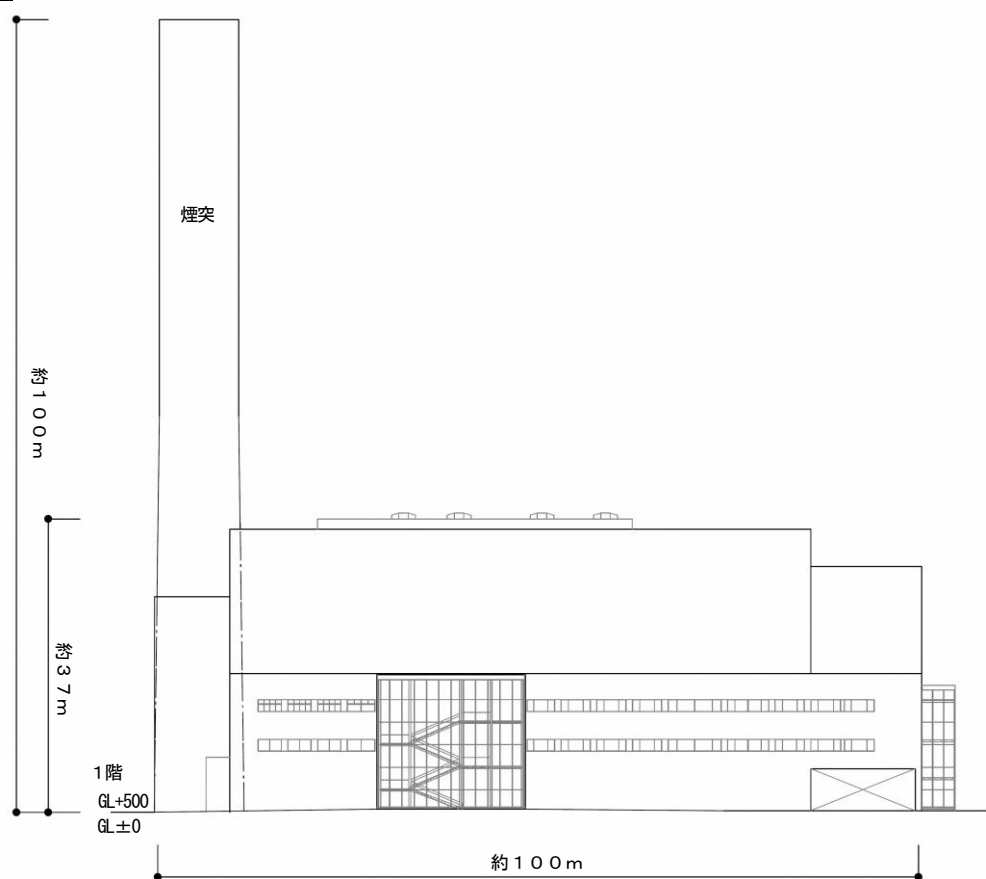


図 4.3.2-3(3) 計画立面図 (2) (変更後)

南側立面図



北側立面図

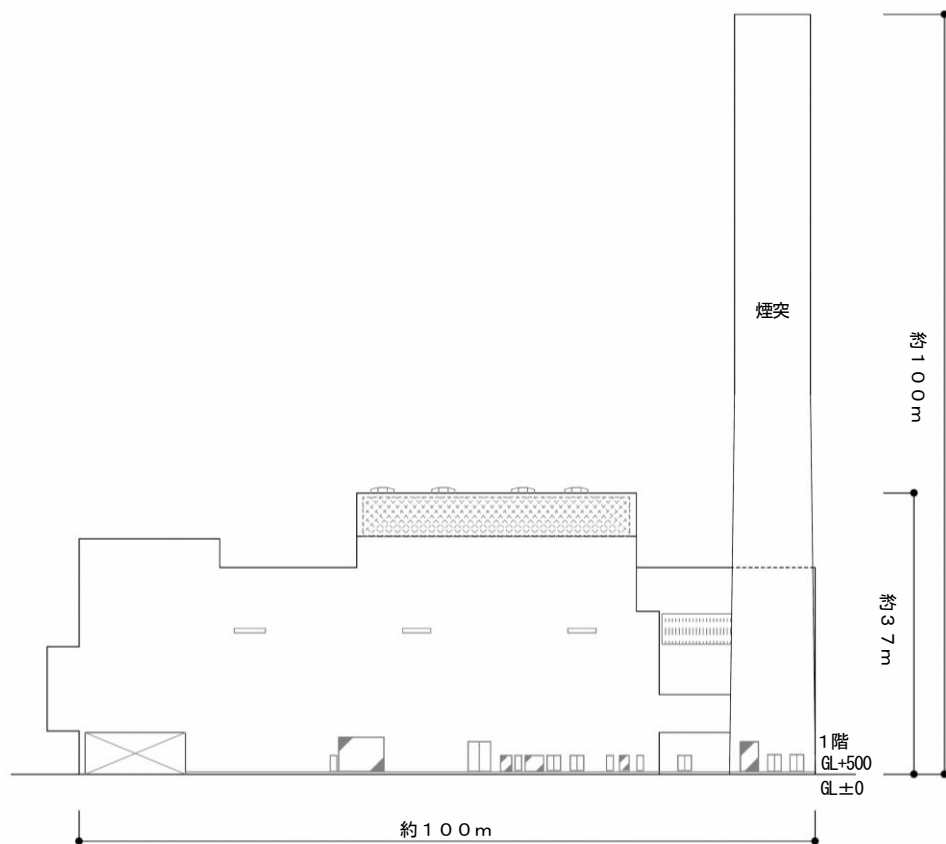
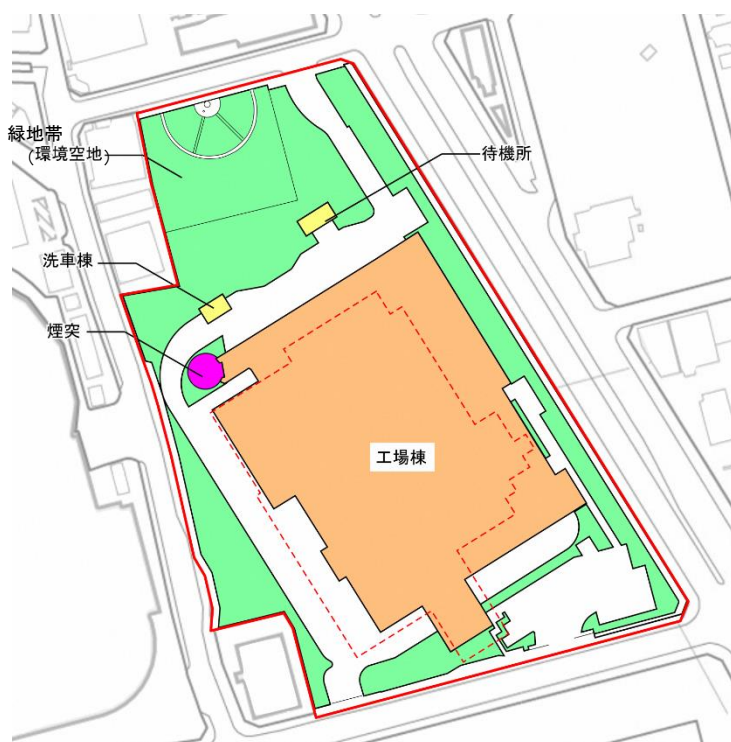


図 4.3.2-3(4) 計画立面図 (2) (変更前)



図 4.3.2-4(1) 完成予想図（南東側）（変更後）



完成予想図視点方向

図4.3.2-4(2) 完成予想図（南東側）（変更前）

(2) 設備計画の変更内容

変更後と変更前の清掃工場の全体処理フローの変更内容を図 4.3.2-5 (1)～(2)、工事により除去対象となる樹木を図 4.3.2-6(1)～(2)に示す。

施設の稼働に伴い排出される廃棄物である汚泥はごみバンカへ移送し、ごみと併せて場内で焼却処分する。また、景観を維持する観点等から計画地の北東、北西及び南東における工事により除去対象となる樹木を見直した。

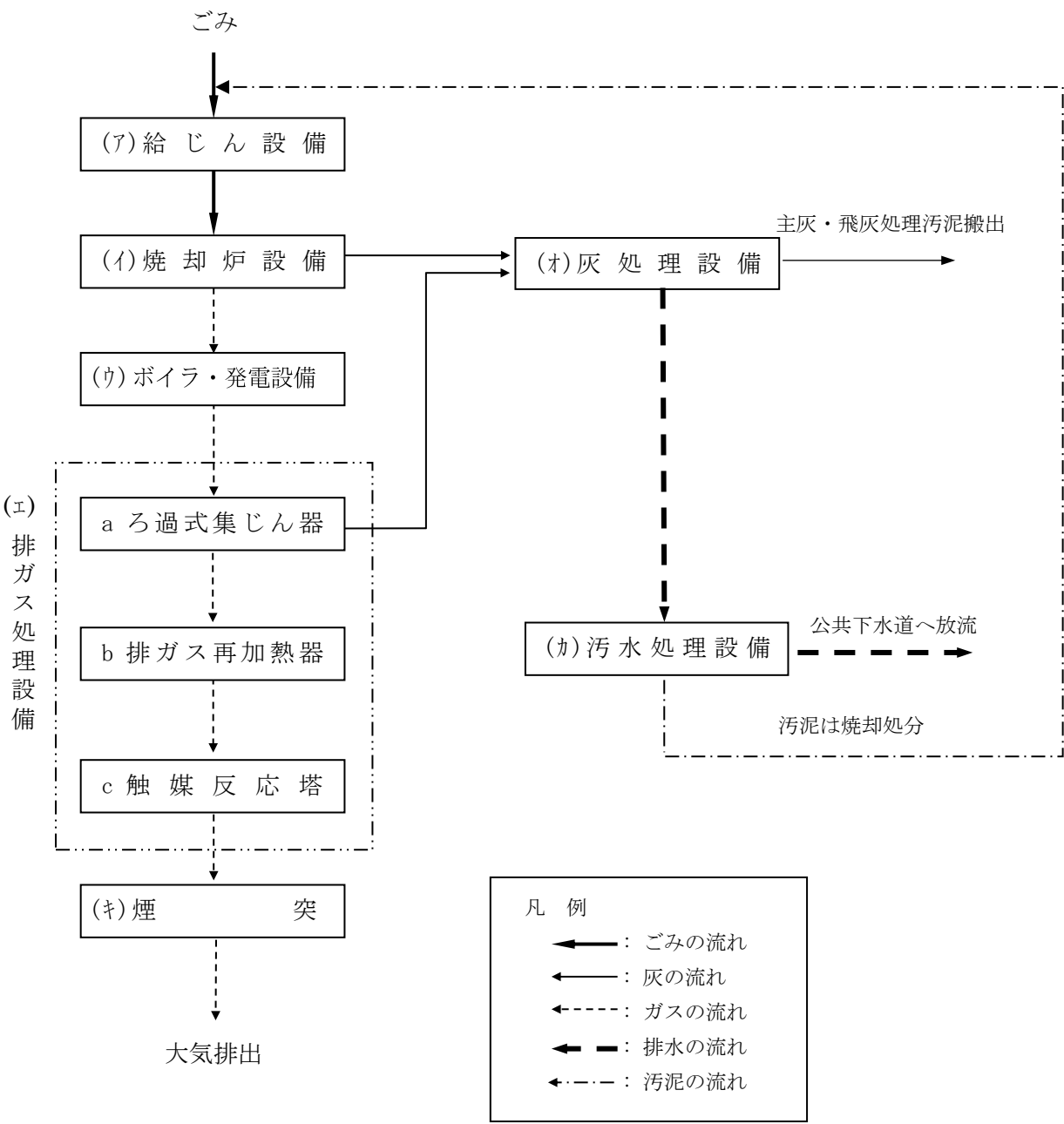


図 4.3.2-5(1) 全体処理フロー（変更後）

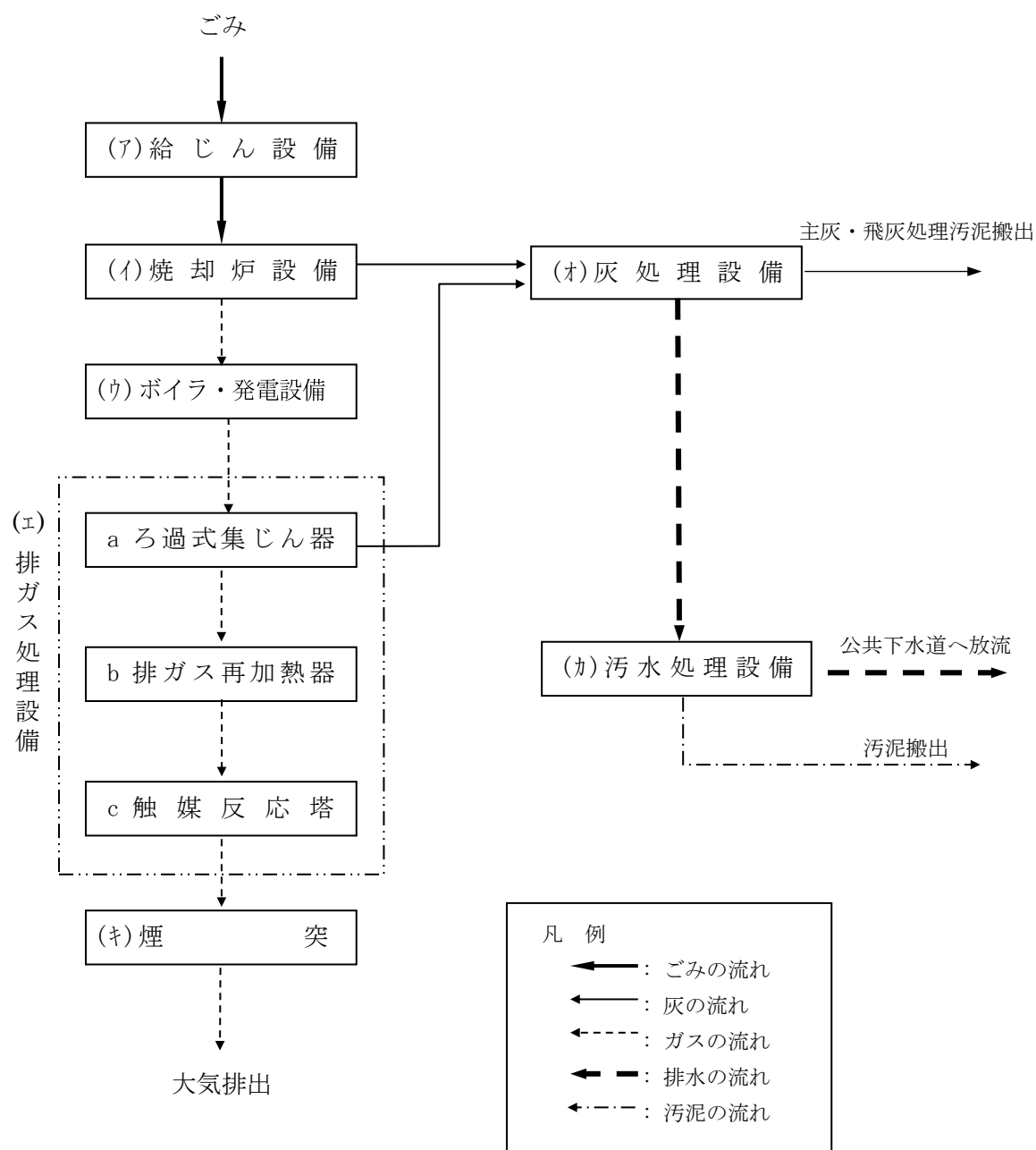


図 4.3.2-5(2) 全体処理フロー（変更前）

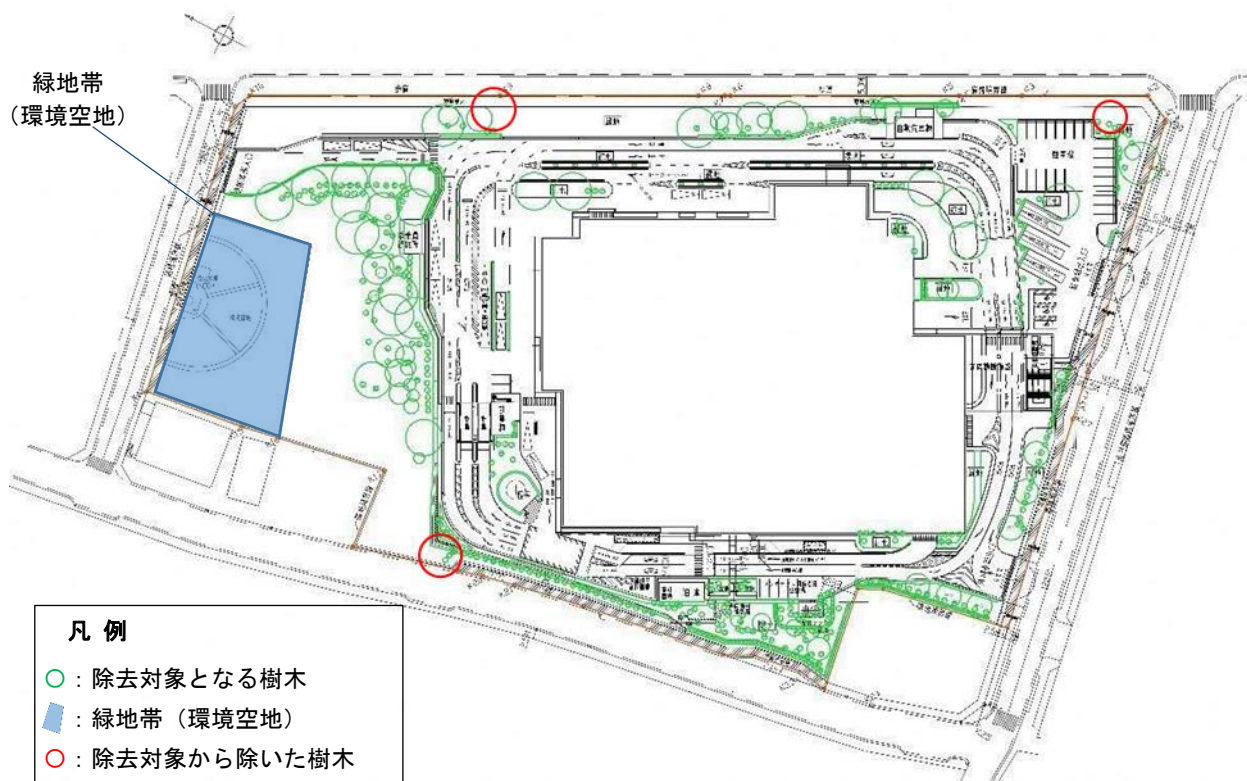


図 4.3.2-6(1) 工事により除去対象となる樹木 (変更後)

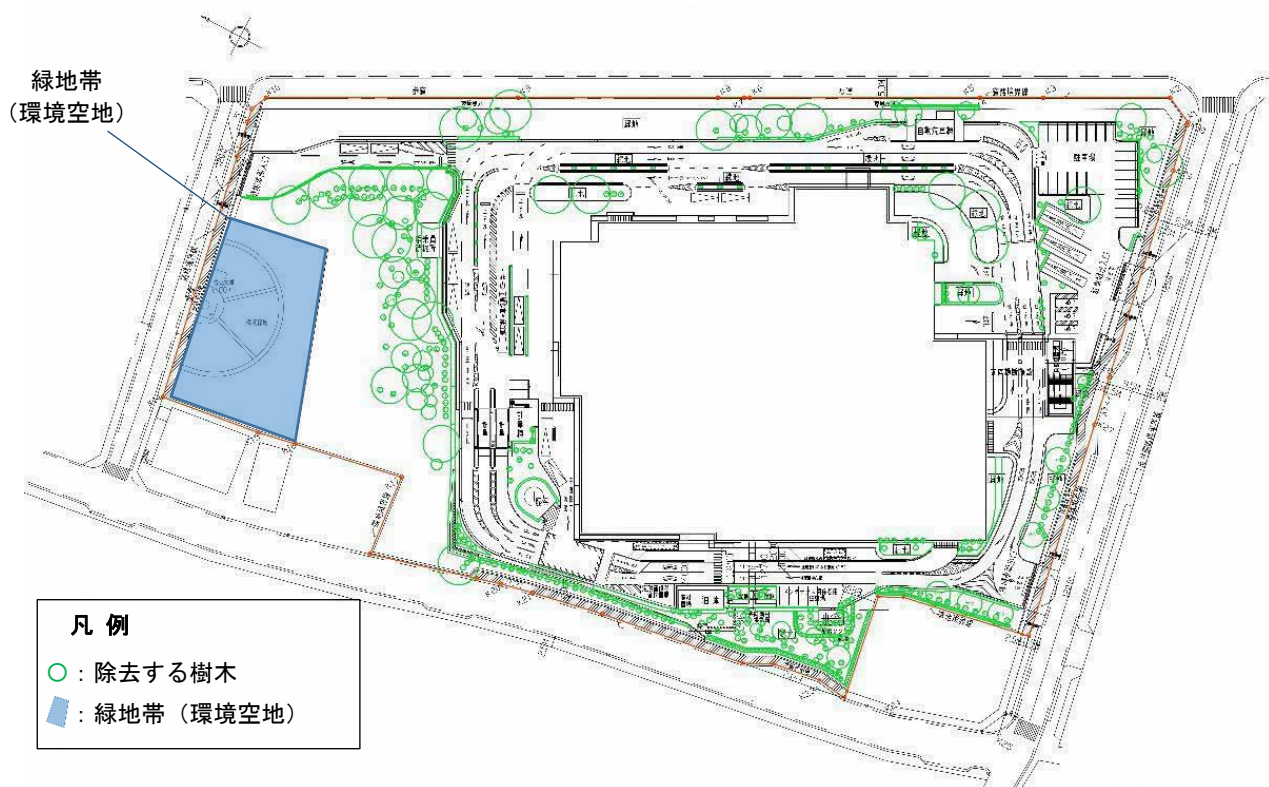


図 4.3.2-6(2) 工事により除去する樹木 (変更前)

4.3.3 供用の計画

4.3.3.1 ごみ収集車両等計画

(1) 運搬計画

ア ごみ等の運搬

ごみの搬入、主灰及び飛灰処理汚泥の運搬は変更前と同様とする。

変更後の汚水処理過程で発生する汚泥はごみバンカへ移送し、場内でごみと併せて焼却処分するため、運搬しない。

イ 走行ルート

変更後と変更前のごみ収集車両の主な走行ルート及び灰等運搬車両の主な走行ルートを図 4.3.3-1(1)～(2)に示す。現況及び変更前では計画施設への入場は北側からの左折入場とし、退場は南側から左折退場としている。

変更後の計画施設への入場は原則、北側からの左折入場とするが、計画施設西側の一部地域からのごみ収集車両(将来交通量約 14 台/日)については、南側からの左折入場とする。退場については、変更前と同様に南側から左折退場とする。

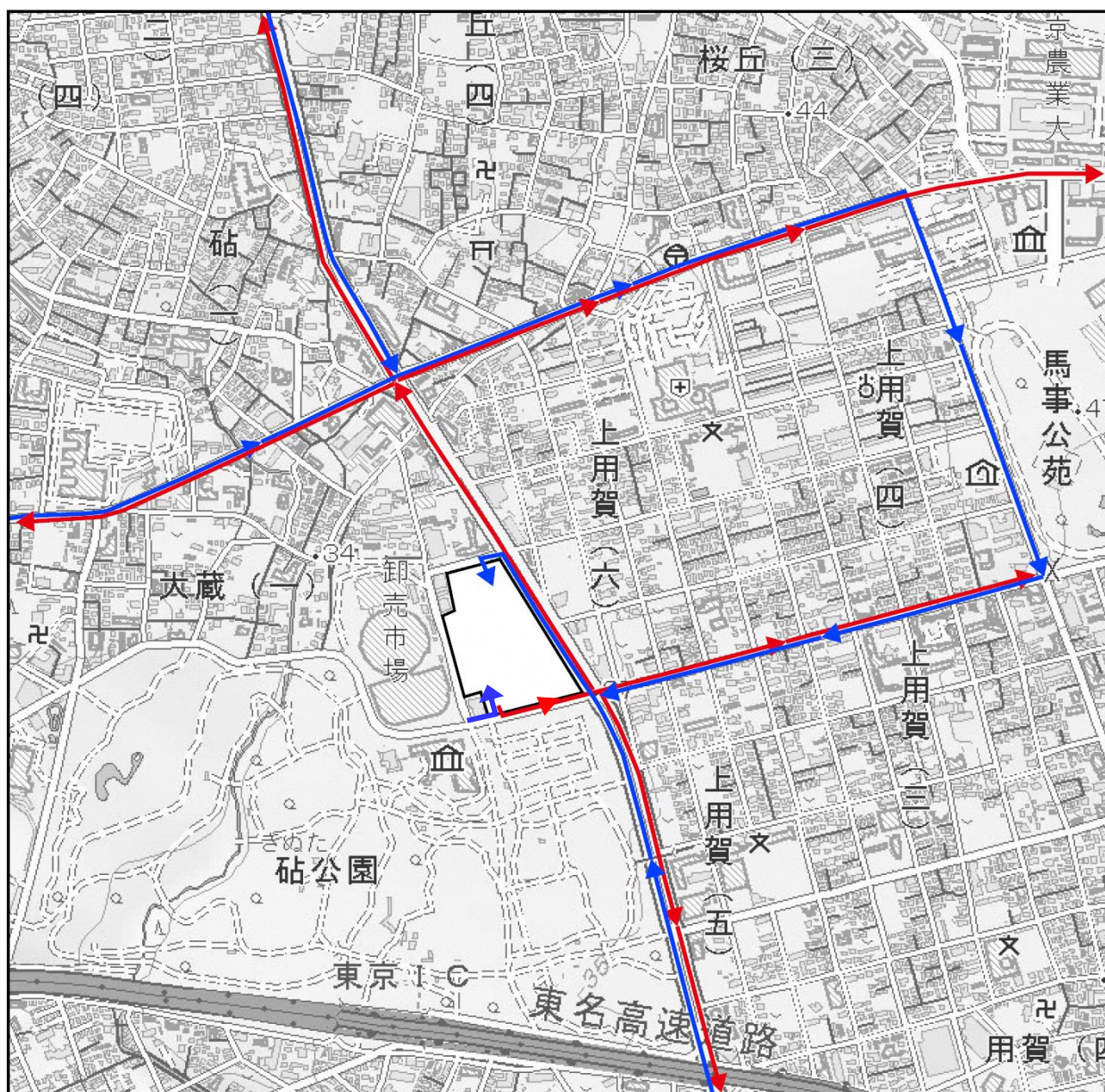
(2) 計画地周辺道路の将来交通量

ア 現況交通量及び走行速度

主な走行ルートとして使用されている道路の現況交通量及び走行速度を調査した。変更後の現況交通量の調査地点は図 4.3.3-2(1)～(2)に示す 4 地点(変更前：3 地点)とし、調査は令和 5 年 11 月 15 日(水)午前 7 時から 16 日(木)午前 7 時までの 24 時間連続して行った(資料編 p. 資-9～10 参照)。

なお、地点④大蔵一丁目世田谷美術館前については、供用後の計画において、ごみ収集車両の搬入ルートとしたため、現況交通量の調査地点に追加した。

変更後と変更前の現況交通量の調査結果は、表 4.3.3-1(1)～(2)に示すとおりである。また、変更後と変更前の走行速度の調査結果は、資料編(p. 資-11 参照)に示すとおりである。



凡 例

□ : 計画地

→ : ごみ収集車両・灰等運搬車両 入車方向

→ : ごみ収集車両・灰等運搬車両 出車方向

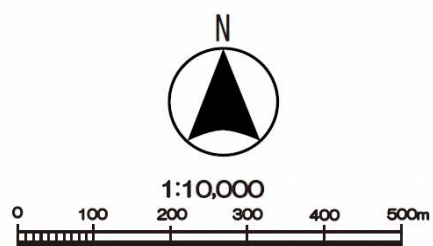


図 4.3.3-1(1) ごみ収集車両の主な走行ルート及び灰等運搬車両の主な走行ルート(変更後)

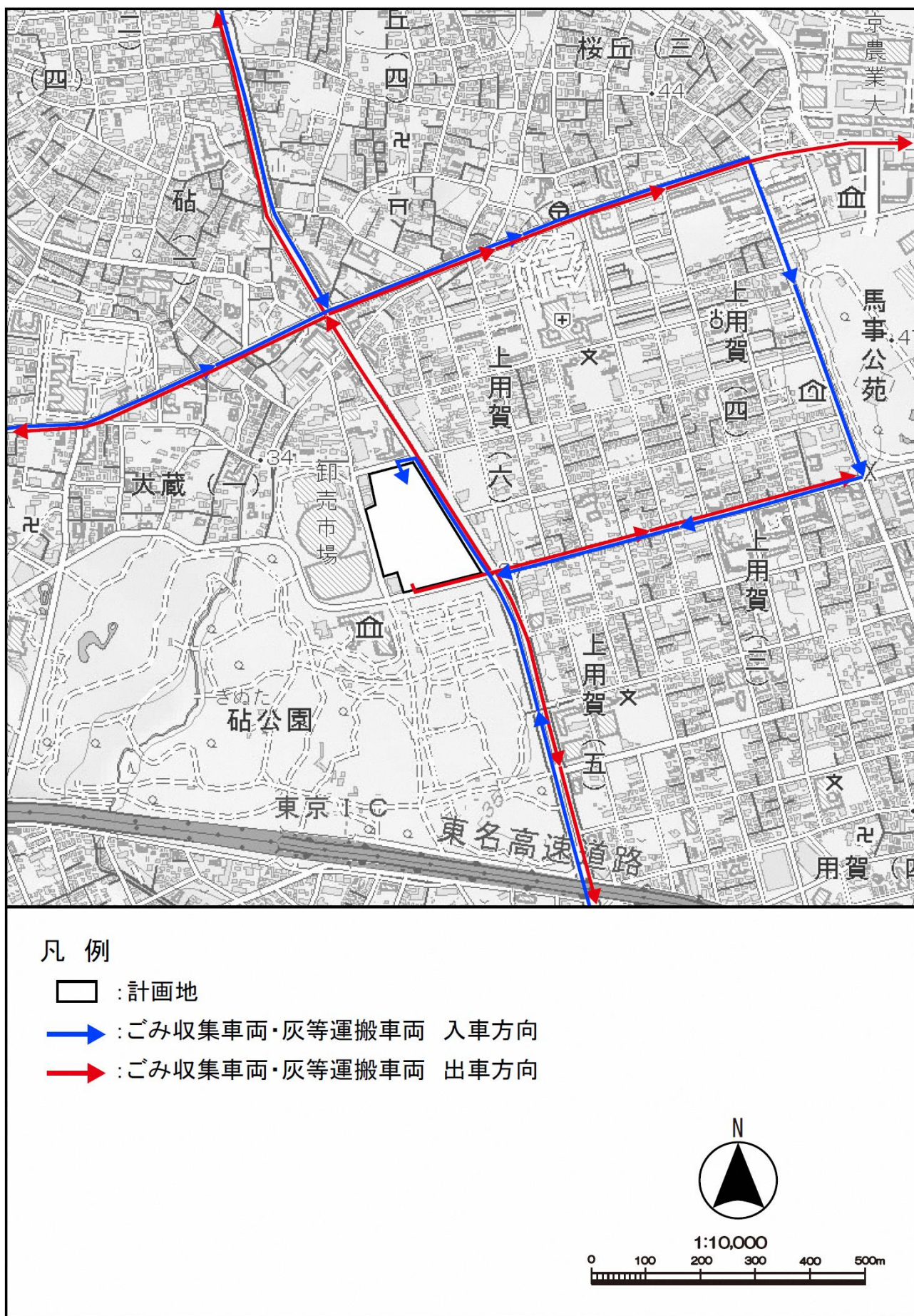


図 4. 3. 3-1 (2) ごみ収集車両の主な走行ルート及び灰等運搬車両の主な走行ルート(変更前)



図 4.3.3-2(1) 交通量調査地点(変更後)

表 4.3.3-1(1) 交通量現地調査結果（変更後）

単位：台/日

調査地点		車種		入車方向	出車方向	断面合計
①	上用賀五丁目住宅前 (環状八号線)	大型車	一般車両	5,666	5,261	10,927
			ごみ収集車両等	89	48	137
		小型車	一般車両	27,075	24,124	51,199
			ごみ収集車両	138	108	246
		合 計		32,968	29,541	62,509
		ごみ収集車両等割合(%)		0.7	0.5	0.6
		大型車混入率(%)		17.5	18.0	17.7
②	上用賀五丁目住宅前 (用賀七条通り)	大型車	一般車両	289	313	602
			ごみ収集車両等	2	1	3
		小型車	一般車両	2,800	3,245	6,045
			ごみ収集車両	148	239	387
		合 計		3,239	3,798	7,037
		ごみ収集車両等割合(%)		4.6	6.3	5.5
		大型車混入率(%)		9.0	8.3	8.6
③	大蔵一丁目住宅前	大型車	一般車両	4,487	4,632	9,119
			ごみ収集車両等	0	3	3
		小型車	一般車両	23,522	25,942	49,464
			ごみ収集車両	30	28	58
		合 計		28.039	30,605	58,644
		ごみ収集車両等割合(%)		0.1	0.1	0.1
大型車混入率(%)		16.0	15.1	15.6		
④	大蔵一丁目世田谷美術館前 (美術館通り)	大型車	一般車両	343	501	844
			ごみ収集車両等	28	0	28
		小型車	一般車両	3,486	4,684	8,170
			ごみ収集車両	15	0	15
		合 計		3,872	5,185	9,057
		ごみ収集車両等割合(%)		1.1	0	0.5
		大型車混入率(%)		9.6	9.7	9.6

注1) 調査は令和5年11月15日(水)午前7時から16日(木)午前7時まで実施した。

注2) 入車方向は、計画地に向かう方向、出車方向は計画地から離れる方向を示す。

注3) 大型車：普通貨物車（トラック、大型特殊、建設機械）、大型ごみ収集車、灰等運搬車、バス
小型車：乗用車、小型貨物車、小型ごみ収集車

注4) 現地調査結果において「一般車両」は、「ごみ収集車両等」以外の車両（一般の車両とその他のごみ収集車両を合わせたもの）とした。

注5) ごみ収集車両等割合は、一般車両も含めた合計交通量に対するごみ収集車両等の大型・小型の和の割合である。

注6) 大型車混入率は、一般車両も含めた合計交通量に対する大型車の一般車両・ごみ収集車両等の和の割合である。

表 4.3.3-1(2) 交通量現地調査結果（変更前）

単位：台/日

調査地点		車種		入車方向	出車方向	断面合計
①	上用賀五丁目住宅前 (環状八号線)	大型車	一般車両	5,666	5,261	10,927
			ごみ収集車両等	89	48	137
		小型車	一般車両	27,075	24,124	51,199
			ごみ収集車両	138	108	246
		合 計		32,968	29,541	62,509
		ごみ収集車両等割合(%)		0.7	0.5	0.6
		大型車混入率(%)		17.5	18.0	17.7
②	上用賀五丁目住宅前 (用賀七条通り)	大型車	一般車両	289	313	602
			ごみ収集車両等	2	1	3
		小型車	一般車両	2,800	3,245	6,045
			ごみ収集車両	148	239	387
		合 計		3,239	3,798	7,037
		ごみ収集車両等割合(%)		4.6	6.3	5.5
		大型車混入率(%)		9.0	8.3	8.6
③	大蔵一丁目住宅前	大型車	一般車両	4,487	4,632	9,119
			ごみ収集車両等	0	3	3
		小型車	一般車両	23,522	25,942	49,464
			ごみ収集車両	30	28	58
		合 計		28,039	30,605	58,644
		ごみ収集車両等割合(%)		0.1	0.1	0.1
		大型車混入率(%)		16.0	15.1	15.6

注1) 調査は令和5年11月15日(水)午前7時から16日(木)午前7時まで実施した。

注2) 入車方向は、計画地に向かう方向、出車方向は計画地から離れる方向を示す。

注3) 大型車：普通貨物車（トラック、大型特殊、建設機械）、大型ごみ収集車、灰等運搬車、バス
小型車：乗用車、小型貨物車、小型ごみ収集車

注4) 現地調査結果において「一般車両」は、「ごみ収集車両等」以外の車両（一般の車両とその他のごみ収集車両を合わせたもの）とした。

注5) ごみ収集車両等割合は、一般車両も含めた合計交通量に対するごみ収集車両等の大型・小型の和の割合である。

注6) 大型車混入率は、一般車両も含めた合計交通量に対する大型車の一般車両・ごみ収集車両等の和の割合である。

イ 将来交通量

将来交通量は、一般車両交通量、工事用車両及びごみ収集車両等の交通量について推計した。また、将来交通量の推計地点は現況交通量調査地点と同様とした。

変更後と変更前の将来交通量の推計結果は、表 4.3.3-2(1)～(2)に示すとおりである。

変更後は、計画施設西側の一部地域からのごみ収集車両(将来交通量約 14 台/日)が南側から左折入場することから、工事の完了後のごみ収集車両等の断面交通量を見直した。

「全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)」(国土交通省)における平成 17 年度～令和 3 年度の調査結果によると、計画地周辺の幹線道路における交通量の伸びは、地点によって増減に差はあるものの、地域全体としてみればほぼ横ばいの傾向にあることから、工事の施行中及び工事の完了後においても交通量の伸びはないものとし(資料編 p. 資-11～12、資-14、資-16～17 参照)、現況交通量(世田谷清掃工場関連を除く)を将来一般交通量とした(資料編 p. 資-9～10)。

表 4.3.3-2(1) 将来交通量の推計(変更後)

単位: 台/日

推計地点		車種		断面交通量	
				工事の施行中	工事の完了後
①	上用賀五丁目住宅前 (環状八号線)	大型車	一般車両	10,927	10,927
			ごみ収集車両等	0	622
			工事用車両	628	0
		小型車	一般車両	51,199	51,199
			ごみ収集車両	0	0
			工事用車両	46	0
		合 計		62,800	62,748
②	上用賀五丁目住宅前 (用賀七条通り)	大型車	一般車両	602	602
			ごみ収集車両等	0	713
			工事用車両	628	0
		小型車	一般車両	6,045	6,045
			ごみ収集車両	0	0
			工事用車両	46	0
		合 計		7,321	7,360
③	大蔵一丁目住宅前	大型車	一般車両	9,119	9,119
			ごみ収集車両等	0	91
			工事用車両	314	0
		小型車	一般車両	49,464	49,464
			ごみ収集車両	0	0
			工事用車両	23	0
		合 計		58,920	58,674
④	大蔵一丁目世田谷美術館前 (美術館通り)	大型車	一般車両	844	844
			ごみ収集車両等	0	14
			工事用車両	0	0
		小型車	一般車両	8,170	8,170
			ごみ収集車両	0	0
			工事用車両	0	0
		合 計		9,014	9,028

注 1) 「一般車両」は、「ごみ収集車両等」以外の車両とした。

注 2) 「ごみ収集車両等」は、世田谷清掃工場に搬出入するごみ収集車両及び灰等運搬車両とした。なお、ごみ収集車両及び灰等運搬車両は全台大型車と想定した。

注 3) 各推計地点の「ごみ収集車両等」の台数は、計画台数(表 3.3-3 参照)を交通量現地調査結果におけるごみ収集車両台数で按分した値である。

注 4) 「工事用車両」は、計画台数の全てが各地点を走行する想定とした。

表 4.3.3-2(2) 将来交通量の推計(変更前)

単位:台/日

推計地点		車種		断面交通量	
				工事の施行中	工事の完了後
①	上用賀五丁目住宅前 (環状八号線)	大型車	一般車両	10,927	10,927
			ごみ収集車両等	0	629
			工事用車両	628	0
		小型車	一般車両	51,199	51,199
			ごみ収集車両	0	0
			工事用車両	46	0
		合 計		62,800	62,755
②	上用賀五丁目住宅前 (用賀七条通り)	大型車	一般車両	602	602
			ごみ収集車両等	0	720
			工事用車両	628	0
		小型車	一般車両	6,045	6,045
			ごみ収集車両	0	0
			工事用車両	46	0
		合 計		7,321	7,363
③	大蔵一丁目住宅前	大型車	一般車両	9,119	9,119
			ごみ収集車両等	0	91
			工事用車両	314	0
		小型車	一般車両	49,464	49,464
			ごみ収集車両	0	0
			工事用車両	23	0
		合 計		58,920	58,674

注1) 「一般車両」は、「ごみ収集車両等」以外の車両とした。

注2) 「ごみ収集車両等」は、世田谷清掃工場に搬出入するごみ収集車両及び灰等運搬車両とした。なお、ごみ収集車両及び灰等運搬車両は全台大型車と想定した。

注3) 各推計地点の「ごみ収集車両等」の台数は、計画台数(表 3.3-3 参照)を交通量現地調査結果におけるごみ収集車両台数で按分した値である。

注4) 「工事用車両」は、計画台数の全てが各地点を走行する想定とした。

余白

5 事業計画の変更に伴う見直し項目及びその理由

5.1 見直し項目及びその理由

本事業の評価書案において選択した、環境影響評価の項目は表 5-1 に示すとおりである。

表 5-1 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

環境影響評価 の項目	区分 環境影響要因 予測する事項	工事の施行中			工事の完了後		
		施設の建設等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	施設の存在	施設の稼働	ごみ収集車両等の走行
大気汚染	・建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴う大気質		○	○			
	・施設の稼働、ごみ収集車両等の走行に伴う大気質					○	○
悪臭	・施設の稼働に伴う臭気の状態					○	
騒音・振動 (低周波音を除く)	・建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴う騒音・振動		○	○			
	・施設の稼働、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動					○	○
水質汚濁	—	—	—	—	—	—	—
土壌汚染	・土壌中の有害物質の濃度	○					
	・地下水への溶出の可能性の有無						
地盤	・新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無						
	・掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度	○					
	・地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度						
	・地下構造物の存在による地盤の変形の範囲及び程度				○		
地形・地質	・地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度						
	—	—	—	—	—	—	—
水循環	・掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地下水の水位及び流況の変化の程度	○					
	・地下構造物の存在による地下水の水位及び流況の変化の程度				○		
生物・生態系	・地表構造物の存在等に伴う地表面流出量の変化の程度						
	—	—	—	—	—	—	—
日影	・日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度				○		
	・冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度						
電波障害	・計画建築物等の存在に伴うテレビ電波（地上デジタル波、衛星放送（BS、CS））の遮蔽障害				○		
風環境	—	—	—	—	—	—	—
景観	・計画建築物等の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度				○		
	・計画建築物等の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度						
史跡・文化財	・計画建築物等の存在に伴う圧迫感の変化の程度						
	—	—	—	—	—	—	—
自然との触れ合い活動の場	—	—	—	—	—	—	—
廃棄物	・計画建築物等の建設工事、既存建築物等の解体・撤去に伴う建設発生土、産業廃棄物（建設廃棄物）の発生量、再利用量及び処理・処分方法	○					
	・施設の稼働に伴う廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法					○	
温室効果ガス	・施設の稼働に伴い、排出される温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の排出量の程度及び温室効果ガス（二酸化炭素）の削減量の程度					○	

注） ○は環境影響評価の項目を示す。

5.2 評価の見直し結果の概要

「4 事業計画変更の概要及びその理由」に示した事業計画の変更に伴い、各項目に対して予測・評価の見直しの必要性について検討した。予測の見直しの検討結果及びその理由は、表 5-2 (1) ～ (7) に示すとおりである。

表 5-2 (1) 予測・評価の見直しの必要性

環境影響評価の項目		予測事項	見直しの必要性	理 由
大気汚染	工事の施行中	・建設機械の稼働に伴う排出ガスによる大気質の状況	○	今回の変更に伴い、建設機械の稼働に伴う汚染物質排出量が最大となる期間は工事開始63～74か月目の12か月間となり、汚染物質の排出量が最大となる時期における汚染物質排出量は減少するが、予測条件が変更となることから、予測・評価の見直しを行う。
		・工事用車両の走行に伴う排出ガスによる大気質の状況	×	今回の変更に伴い、工事用車両の台数が最大となる時点は工事開始49か月目となるが、工事用車両の台数が最大となる時点の走行台数に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わない。 [評価書案の予測結果] ・浮遊粒子状物質 2 %除外値 0.029mg/m ³ ・二酸化窒素 (最大濃度) 98%値 0.039ppm
	工事の完了後	・施設の稼働に伴う排出ガスによる大気質の状況	×	今回の変更に伴う工事の完了後の施設の稼働条件に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わない。 [評価書案の予測結果] 長期予測 (年平均) ・二酸化硫黄 2 %除外値 0.003ppm ・浮遊粒子状物質 2 %除外値 0.031mg/m ³ ・二酸化窒素 (最大濃度) 98%値 0.033ppm ・ダイオキシン類 年平均値 0.014pg-TEQ/m ³ ・塩化水素 年平均値 0.008ppm ・水銀 (最大濃度) 年平均値 0.0020 μg/m ³ 短期予測 (1 時間値) ・二酸化硫黄 0.008ppm ・浮遊粒子状物質 0.053mg/m ³ ・二酸化窒素 0.069ppm ・ダイオキシン類 0.053pg-TEQ/m ³ ・塩化水素 0.005ppm ・水銀 0.008 μg/m ³

表 5-2 (2) 予測・評価の見直しの必要性

環境影響評価の項目		予測事項	見直しの必要性	理 由
大気汚染	工事の完了後	・ ゴミ収集車両等の走行に伴う排出ガスによる大気質の状況	×	今回の変更に伴う工事の完了後の、ゴミ収集車両等の走行に伴う排出ガスの予測条件の変更はほとんどないため、予測地点①～③については、予測・評価の見直しは行わない。 また、地点④については、工事の完了後の断面交通量におけるゴミ収集車両等の割合が小さく、走行に伴う排出ガスによる影響が少ないことから、予測・評価の対象としない。 [評価書案の予測結果] ・ 浮遊粒子状物質 2 %除外値 0.029mg/m³ ・ 二酸化窒素(最大濃度) 98%値 0.037ppm
		・ 敷地境界の臭気指数	×	今回の変更に伴い汚泥は場内処理となり屋外に臭気が出ることがなく、工事完了後の施設の稼働条件に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わない。
悪臭	工事の完了後	・ 煙突等気体排出口の臭気排出強度	×	今回の変更に伴う工事完了後の施設の稼働条件に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わない。 [評価書案の予測結果] ・ 焼却設備 (1 炉当たり) - 臭気排出強度 $2.4 \times 10^6 \text{m}^3 \text{N/min}$ [規制基準 $2.4 \times 10^8 \text{m}^3 \text{N/min}$] ・ 脱臭装置 - 臭気排出強度 $3.0 \times 10^5 \text{m}^3 \text{N/min}$ [規制基準 $2.7 \times 10^7 \text{m}^3 \text{N/min}$]
		・ 排出水の臭気指数	×	今回の変更に伴う工事完了後の施設の稼働条件に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わない。

表 5-2 (3) 予測・評価の見直しの必要性

環境影響評価の項目		予測事項	見直しの必要性	理 由
騒音・振動	工事の施行中	・建設機械の稼働に伴う騒音・振動	○	今回の変更に伴い、解体・土工事における建設機械の稼働に伴い発生する騒音・振動レベルの合成値が、最大となる月は工事開始 35 か月目へ変更となる。 また、く体・プラント工事における騒音レベルの合成値が最大となる月は工事開始 71～73 か月目、振動レベルの合成値が最大となる月は 81～82 か月目へ変更となる。 く体・プラント工事における騒音レベルの合成値が最大となる月の建設機械の種類、稼働台数は減少するが、予測条件が変更となることから、予測・評価の見直しを行う。 なお、解体・土工事における騒音・振動レベルの合成値及びく体・プラント工事における振動レベルの合成値が最大となる月の建設機械の稼働状況（種類、台数、使用状況等）に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わない。 〔評価書案の予測結果〕 [建設機械の稼働に伴う騒音] 解体・土工事 76dB（敷地境界西側） [建設機械の稼働に伴う振動] 解体・土工事 62dB（敷地境界西側） く体・プラント工事 68dB（敷地境界西側）
		・工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動	×	今回の変更に伴い、工事用車両の 1 日あたりの影響が最大となる月は工事開始 49 か月目となるが、工事用車両の台数が最大となる時点の走行台数に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わない。 〔評価書案の予測結果〕 [工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音] 昼間 64～71dB [工事用車両の走行に伴う道路交通の振動] 昼間 42～54dB 夜間 38～52dB

表 5-2 (4) 予測・評価の見直しの必要性

環境影響評価の項目		予測事項	見直しの必要性	理 由
騒音・振動	工事の完了後	・施設の稼働に伴う騒音・振動	×	今回の変更に伴う工事の完了後の施設の稼働条件に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わない。 [評価書案の予測結果] [施設の稼働に伴う騒音（最大値）] 昼間 48dB（敷地境界西側） 朝・夕 48dB（敷地境界西側） 夜間 48dB（敷地境界西側） [施設の稼働に伴う振動（最大値）] 昼間 27dB（敷地境界西側） 夜間 27dB（敷地境界西側）
		・ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動	×	今回の変更に伴う工事の完了後のごみ収集車両等の走行に伴う予測条件の変更はほとんどないため、予測地点①～③については、予測・評価の見直しは行わない。 また、地点④については、工事の完了後の断面交通量におけるごみ収集車両等の割合が小さく、走行に伴う道路交通の騒音・振動による影響が少ないことから、予測・評価の対象としない。 [評価書案の予測結果] [ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音] 昼間 64～71dB 夜間 56～71dB [ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の振動] 昼間 43～54dB 夜間 36～55dB

表 5-2 (5) 予測・評価の見直しの必要性

環境影響評価の項目		予測事項	見直しの必要性	理 由
土壌汚染	工事の施行中	・土壌中の有害物質の濃度 ・地下水への溶出の可能性の有無 ・新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無	×	今回の変更に伴う土壌汚染状況調査の結果に変更はなく、汚染状況を把握するとともに、土壌の汚染が認められた場合には、適切な拡散防止対策を実施することから、予測・評価の見直しは行わない。
地盤	工事の施行中	・掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度 ・掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度	×	今回の変更に伴う掘削及び山留壁の施工条件に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わない。
	工事の完了後	・地下構造物の存在による地盤の変形の範囲及び程度 ・地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度	×	今回の変更に伴う地下構造物の建設の計画条件に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わない。
水循環	工事の施行中	・掘削工事及びそれに伴う山留壁設置による地下水の水位及び流況の変化の程度	×	今回の変更に伴う掘削及び山留壁の施工条件に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わない。
	工事の完了後	・地下構造物の存在による地下水の水位及び流況の変化の程度 ・地表構造物の存在等に伴う地表面流出量の変化の程度	×	今回の変更に伴う地下構造物等の建設の計画及び雨水流出抑制施設等の整備の計画に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わない。

表 5-2 (6) 予測・評価の見直しの必要性

環境影響評価の項目		予測事項	見直しの必要性	理 由
日影	工事の完了後	・冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 ・日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度	○	今回の変更に伴う計画建築物(煙突含まない)の高さ及び位置に変更はないが、施設計画の変更に伴い煙突外筒を再使用するため、変更前と比較して煙突の外径が細くなる。 計画建築物等(煙突含む)の予測条件が変更となることから、予測・評価の見直しを行う。 なお、時刻別日影図及び等時間日影図において、図示できる範囲の変更はない。
電波障害	工事の完了後	・計画建築物等の存在に伴うテレビ電波(地上デジタル波、衛星放送(BS、CS))の遮蔽障害	○	今回の変更に伴う計画建築物(煙突含まない)の高さ及び位置並びに環境保全のための措置に変更はないが、施設計画の変更に伴い煙突外筒を再使用するため、変更前と比較して煙突の外径が細くなる。予測条件が変更となることから、予測・評価の見直しを行う。
景観	工事の完了後	・計画建築物等の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度 ・計画建築物等の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 ・計画建築物等の存在に伴う圧迫感の変化の程度	○	今回の変更に伴う計画建築物(煙突含まない)の高さ、位置及び外観意匠の方針に変更はないが、施設計画の変更に伴い煙突外筒を再使用するため、変更前と比較して煙突の外径が細くなる。予測条件が変更となることから、予測・評価の見直しを行う。 なお、地点③美術館前からの景観は、煙突が視認できないことから、予測・評価の見直しは行わない。

表 5-2 (7) 予測・評価の見直しの必要性

環境影響評価の項目		予測事項	見直しの必要性	理 由
廃棄物	工事の施行中	・計画建築物等の建設工事、既存建築物等の解体・撤去に伴う建設発生土、産業廃棄物（建設廃棄物）の発生量、再利用率及び処理・処分方法	○	今回の変更に伴い煙突外筒を再使用するため、解体工事に伴う廃棄物排出量が減少する。予測条件が変更となることから、予測・評価の見直しを行う。
	工事の完了後	・施設の稼働に伴う廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法	○	今回の変更に伴う施設から発生する廃棄物量及び再資源化量に変更はないが、処理過程で発生する汚泥を場内で焼却処分することで廃棄物発生量が減少する。予測条件が変更となることから、予測・評価の見直しを行う。
温室効果ガス	工事の完了後	・温室効果ガスの排出量及びそれらの削減の程度	×	今回の変更に伴う工事の完了後の施設の稼働に伴うエネルギー使用量及びごみ焼却量並びにエネルギーの有効利用計画に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わない。

余白

5.3 項目別の予測評価の見直し結果

5.3.1 大気汚染

5.3.1.1 予測事項

(1) 工事の施行中

建設機械の稼働に伴う排出ガスによる、大気中の汚染物質濃度について予測した。

5.3.1.2 予測の対象時点

(1) 工事の施行中

ア 建設機械の稼働に伴う排出ガス

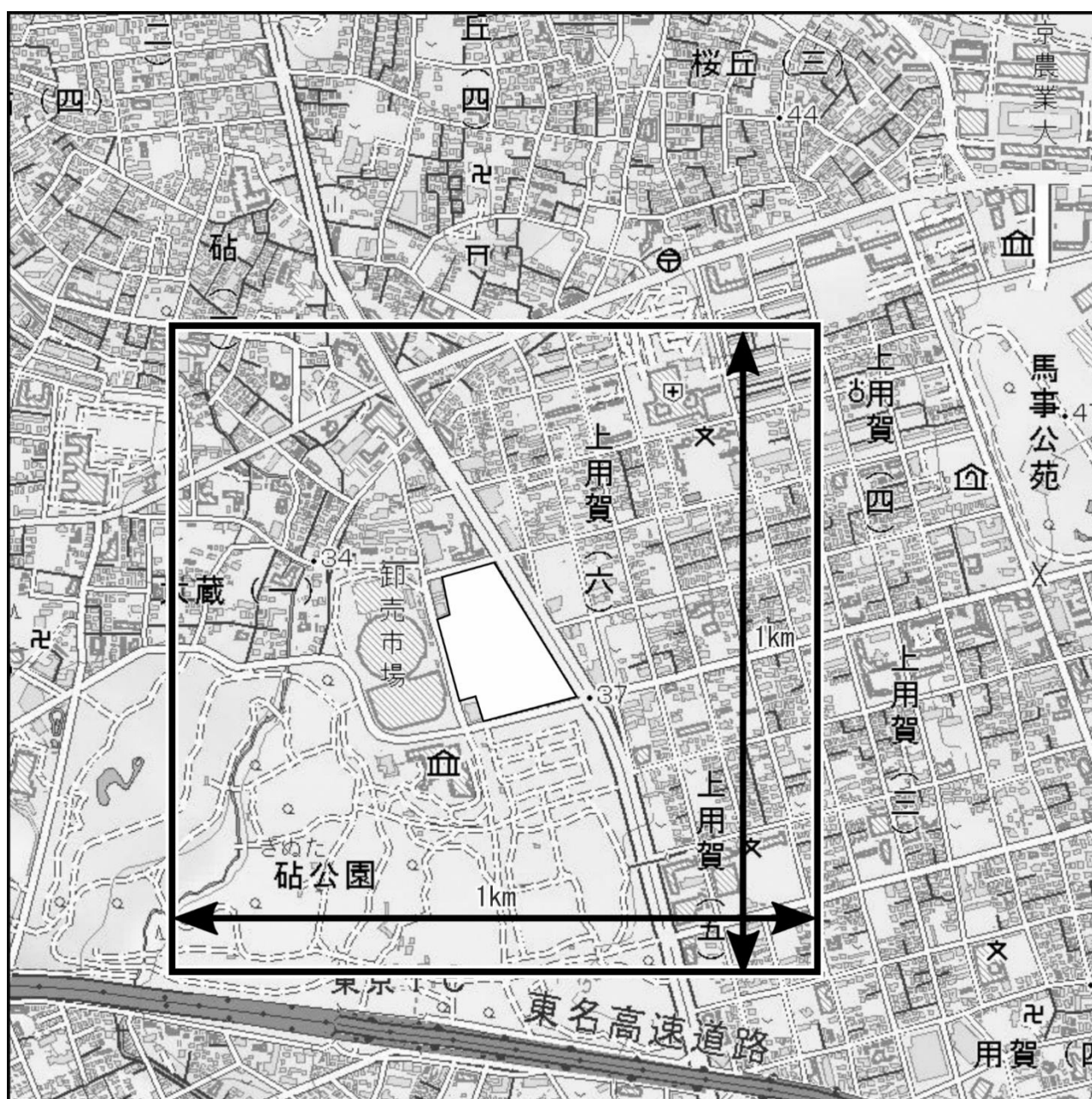
変更後の予測の対象時点は排出ガス量の総量が最大となる1年間（12か月間）とし、工事開始後63か月目から74か月目（変更前：51か月目から62か月目）までとした（資料編 p. 資-20）。

5.3.1.3 予測地域

(1) 工事の施行中

ア 建設機械の稼働に伴う排出ガス

建設機械の稼働に伴う排出ガスの予測地域は変更後と変更前ともに排出ガスの総量が最大となる63か月目から74か月目（変更前：51か月目から62か月目）の1年間の主な工事範囲とし、図5.3.1-1に示すとおり、計画地を含む一辺約1.0kmの範囲とした。



凡 例

□ : 計画地

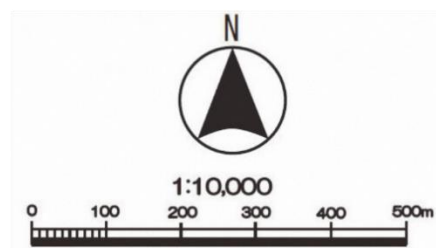


図 5.3.1-1 建設機械の稼働に伴う排出ガス予測地域

5.3.1.4 予測方法

(1) 工事の施工中

ア 建設機械の稼働に伴う排出ガス

(ア) 予測手順

予測手順は、変更前と同様とした。

(イ) 予測式

予測式は、変更前と同様とした。

(ウ) 予測条件

a 建設機械の稼働状況及び汚染物質の排出量

建設機械からの汚染物質排出量の予測に当たっては、建設機械からの排出ガス量が最大となる1年間（12か月間）における年平均値を評価した。

工事開始後63か月目から74か月目（変更前：51か月目から62か月目）までを予測の対象期間とし、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人 土木研究所）に基づき、各機械の定格出力(kW)及びエンジン型式より汚染物質（浮遊粒子状物質及び窒素酸化物）ごとに算定した（評価書案資料編 p.75 参照）。

変更後と変更前の予測に用いる建設機械の稼働状況及び汚染物質排出量は、表5.3.1-1(1)～(2)及び資料編（p.資-18～21）に示すとおりである。

b 排出源位置の設定

排出源は想定される建設機械の稼働範囲に均等に配置した。

c 気象条件

気象条件は、変更前と同様とした。

d 窒素酸化物の転換

窒素酸化物の転換については、変更前と同様とした。

e バックグラウンド濃度

バックグラウンド濃度は、変更前と同様に、浮遊粒子状物質 $0.013\text{mg}/\text{m}^3$ 、二酸化窒素 $0.013\text{mg}/\text{m}^3$ とした。

表 5.3.1-1(1) 建設機械の稼働状況及び汚染物質排出量（変更後）

建設機械名称		定格 出力 (kW)	燃料 消費率 (L/kW・時)	稼働 時間 (時/日)	年間稼働 時間 (時/年)	SPM 排出量 (kg/年)	NOx 排出量 (kg/年)
バックホウ(220台)	0.75m ³	104	0.114	9.0	1980	15.3	374.7
ラフテレーンクレーン(792台)	25 t	193	0.075	9.0	7128	46.7	1651.7
クローラクレーン(352台)	70 t	162	0.076	9.0	3168	17.7	624.4
クローラクレーン(528台)	300 t	235	0.076	9.0	4752	38.5	1358.6
コンクリートポンプ車(638台)	240m ³	265	0.066	9.0	6138	48.6	1718.5
高所作業車(704台)	—	165	0.037	9.0	6336	17.5	619.2

注1) 機械は全て、二次排出ガス対策型を想定した。

注2) 建設機械名称の（）内の数字は、大気汚染物質排出量が最大となる1年間の稼働台数（台/年）を示す。

注3) 定格出力、燃料消費率については、「建設機械等損料表令和5年度版」（令和5年5月、一般社団法人日本建設機械施工協会）を参考に設定した。

表 5.3.1-1(2) 建設機械の稼働状況及び汚染物質排出量（変更前）

建設機械名称		定格 出力 (kW)	燃料 消費率 (L/kW・時)	稼働 時間 (時/日)	年間稼働 時間 (時/年)	SPM 排出量 (kg/年)	NOx 排出量 (kg/年)
バックホウ(44台)	0.3m ³	41	0.114	9.0	396	2.7	32.8
バックホウ(264台)	0.75m ³	104	0.114	9.0	2376	28.3	449.6
ラフテレーンクレーン(44台)	10 t	125	0.075	9.0	396	3.5	59.4
ラフテレーンクレーン(858台)	25 t	193	0.075	9.0	7722	104.7	1789.3
クローラクレーン(330台)	70 t	162	0.076	9.0	2970	34.2	585.4
クローラクレーン(418台)	300 t	235	0.076	9.0	3762	62.9	1075.6
コンクリートポンプ車(616台)	240m ³	265	0.066	9.0	5544	90.8	1552.2
ブルドーザ(44台)	20t	152	0.144	9.0	396	8.1	138.8
振動ローラー(44台)	2.4～2.8 t	19	0.184	9.0	396	2.0	21.0
タイヤローラー(44台)	0.8～1.1 t	17	0.098	9.0	396	0.9	10.0
高所作業車(1100台)	—	165	0.037	9.0	9900	56.6	967.5

注1) 機械は全て、二次排出ガス対策型を想定した。

注2) 建設機械名称の（）内の数字は、大気汚染物質排出量が最大となる1年間の稼働台数（台/年）を示す。

注3) 定格出力、燃料消費率については、「建設機械等損料表令和5年度版」（令和5年5月、一般社団法人日本建設機械施工協会）を参考に設定した。

5.3.1.5 予測結果

(1) 工事の施工中

ア 建設機械の稼働に伴う排出ガス

変更後と変更前の浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の予測結果は表 5.3.1-2(1)～(2)に、等濃度線は図 5.3.1-2(1)～図 5.3.1-3(2)に示すとおりである。

変更後の建設機械影響濃度は、計画地の南側敷地境界で最も高く、浮遊粒子状物質 $0.001\text{mg}/\text{m}^3$ (変更前： $0.002\text{mg}/\text{m}^3$)、二酸化窒素 0.011ppm (変更前： 0.011ppm) であり、この地点の予測濃度に占める建設機械影響濃度の寄与率はそれぞれ 7.1% (変更前：13.3%)、45.8% (変更前：45.8%) である。

工事工程及び施設計画の変更に伴い、変更前と比較して建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質が減少した。

なお、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果は変更前と予測結果は同値である。

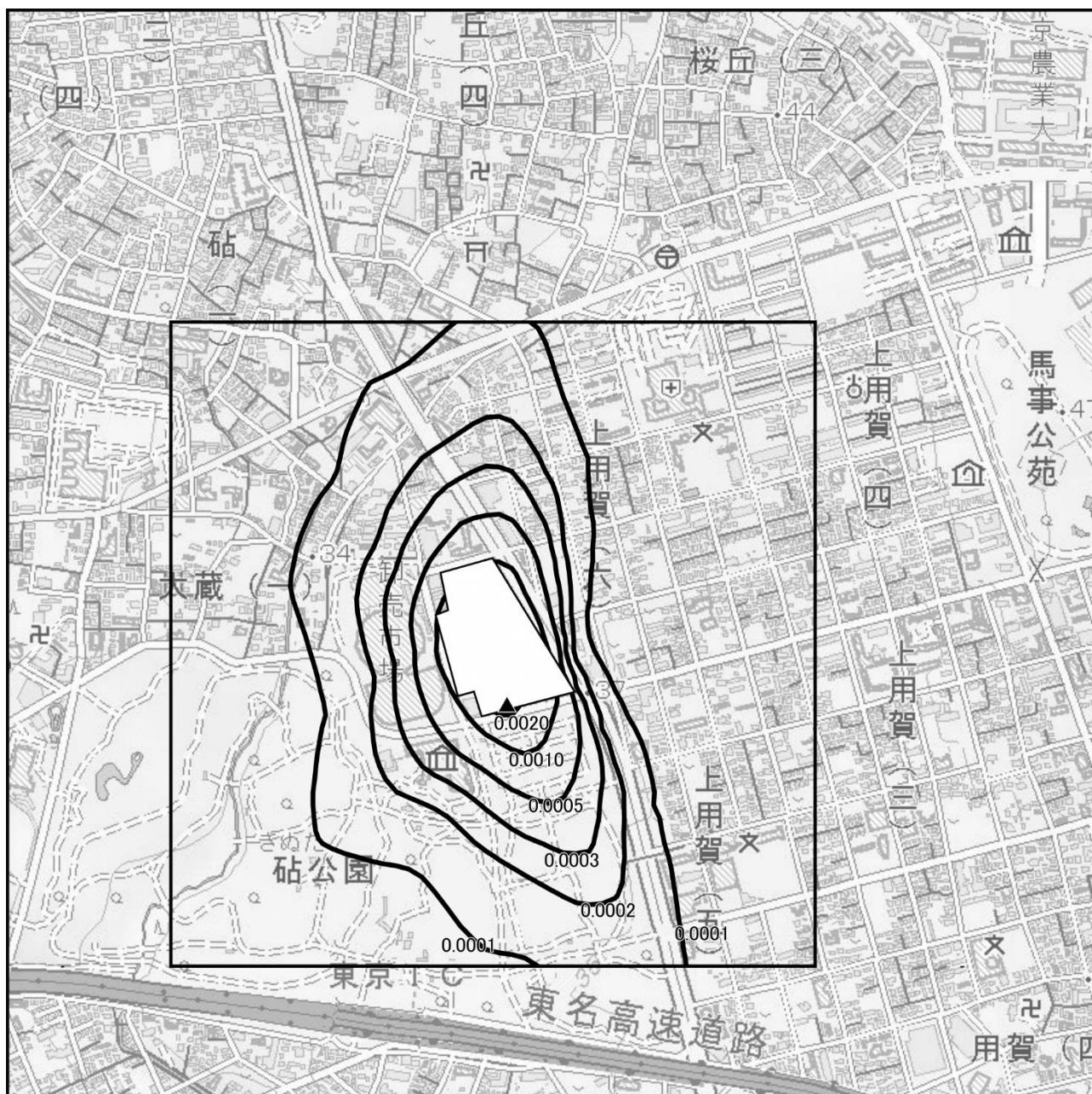
表 5.3.1-2(1) 建設機械の稼働に伴う排出ガスの予測結果 (変更後)

項目 \ 予測物質	建設機械 影響濃度 (a)	バックグラウンド 濃度 (b)	予測濃度 (c) = (a+b)	寄与率 (%) (a) / (c)
浮遊粒子状物質 (mg/m^3)	0.001	0.013	0.014	7.1
二酸化窒素 (ppm)	0.011	0.013	0.024	45.8

表 5.3.1-2(2) 建設機械の稼働に伴う排出ガスの予測結果 (変更前)

項目 \ 予測物質	建設機械 影響濃度 (a)	バックグラウンド 濃度 (b)	予測濃度 (c) = (a+b)	寄与率 (%) (a) / (c)
浮遊粒子状物質 (mg/m^3)	0.002	0.013	0.015	13.3
二酸化窒素 (ppm)	0.011	0.013	0.024	45.8





凡 例

- : 計画地
- : 等濃度線 (mg/m³)
- : 最大着地濃度地点 (0.002mg/m³)

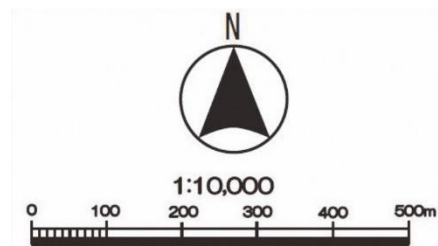
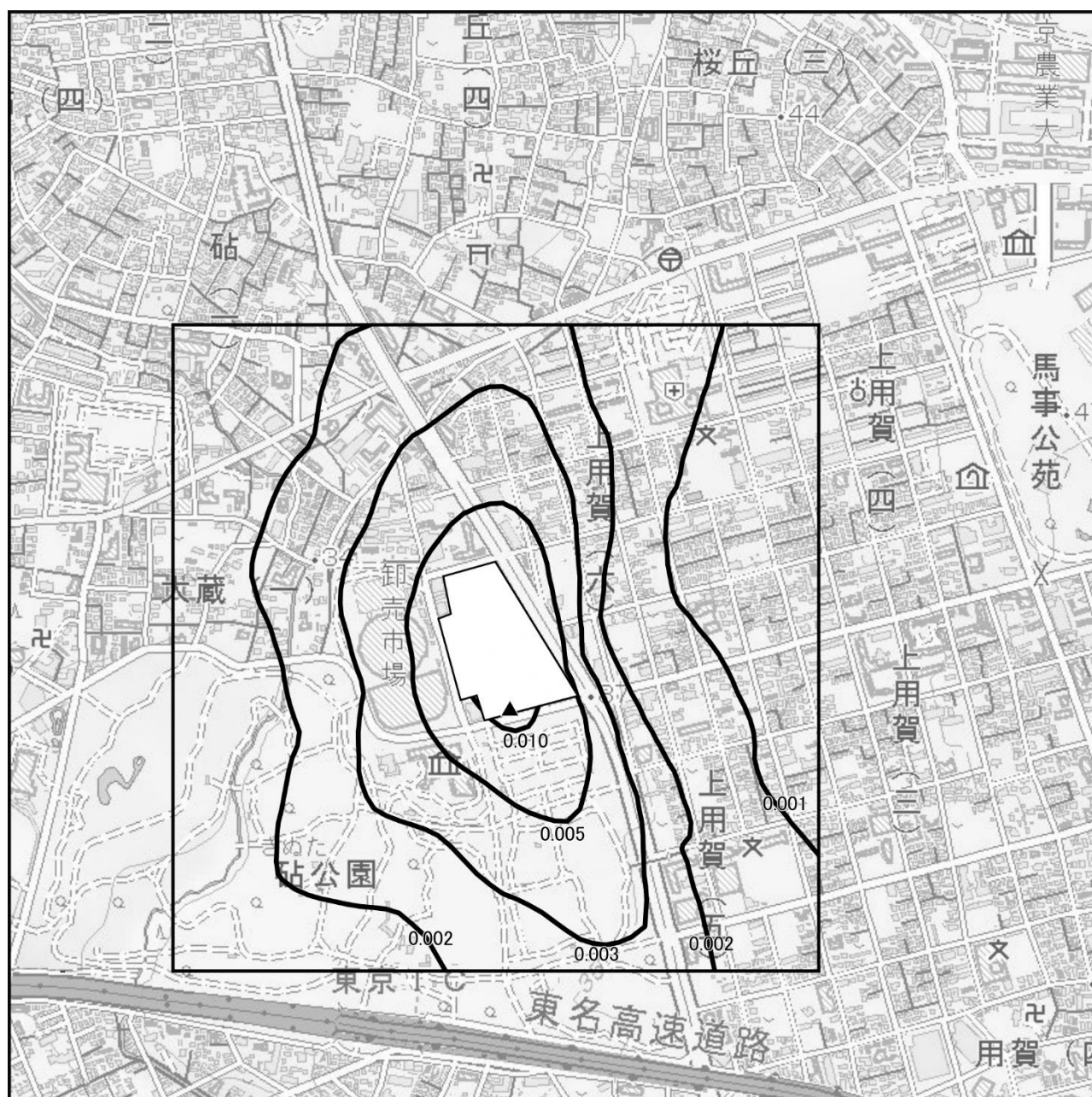


図 5.3.1-2 (2) 建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の予測結果（建設機械影響濃度）（変更前）



凡 例

- : 計画地
- : 等濃度線 (ppm)
- : 最大着地濃度地点 (0.011ppm)

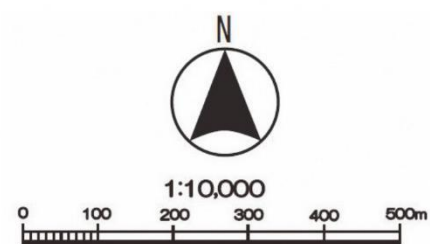
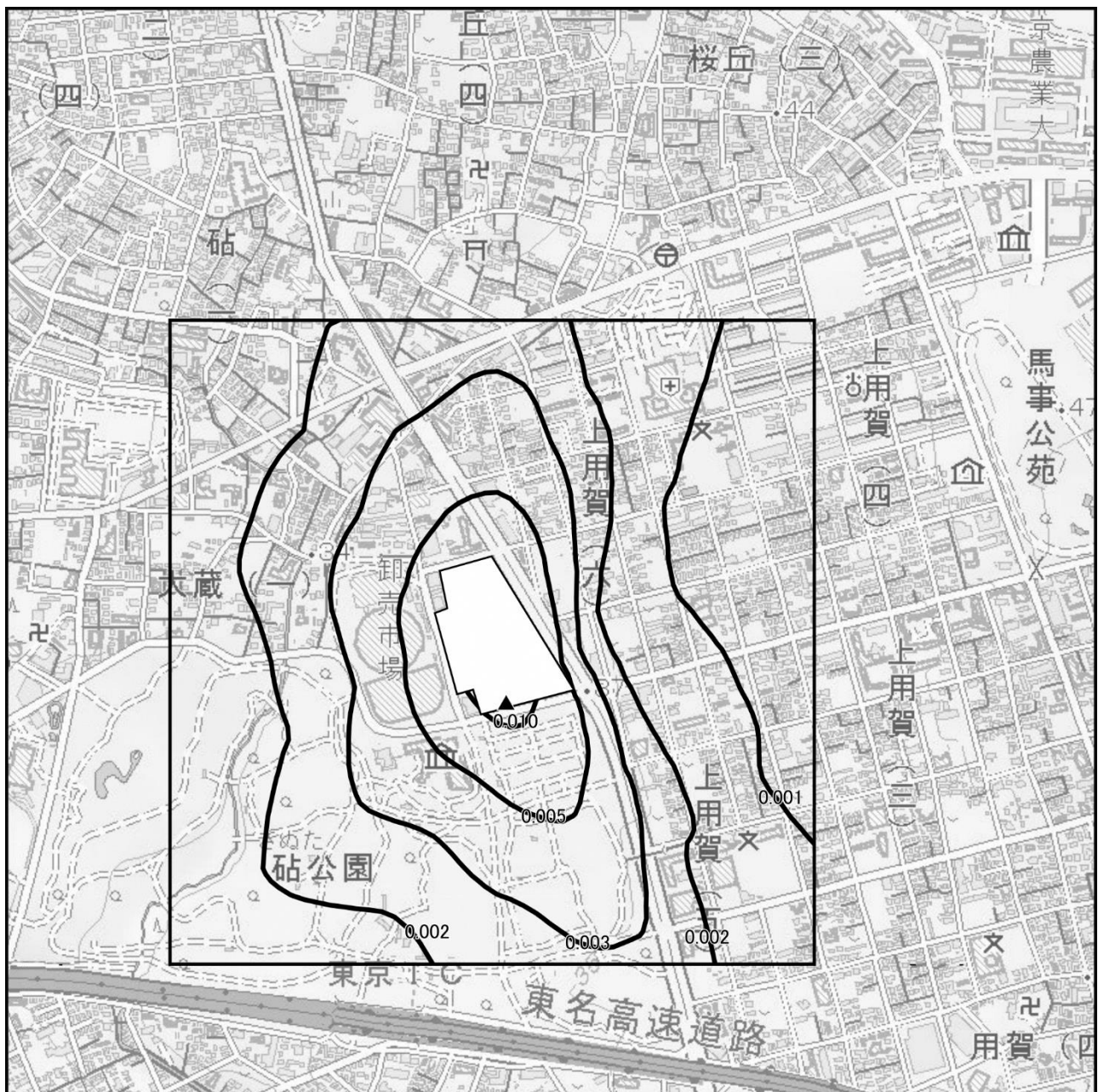
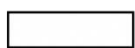


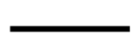
図 5. 3. 1-3 (1) 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果 (建設機械影響濃度) (変更後)



凡 例



: 計画地



: 等濃度線 (ppm)



: 最大着地濃度地点 (0.011ppm)

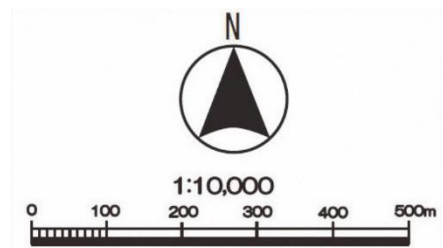


図 5. 3. 1-3 (2) 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果 (建設機械影響濃度) (変更前)

5.3.1.6 評価の結果

浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については、年平均値の予測結果を日平均値（日平均値の2%除外値又は日平均値の年間98%値）に換算した（評価書案資料編 p.130～p.134 参照）。

(1) 工事の施工中

ア 建設機械の稼働に伴う排出ガス

変更後と変更前の建設機械の稼働に伴う排出ガスによる予測濃度の評価の結果は、表 5.3.1-3(1)～(2)に示すとおりである。

変更後も変更前と同様に年平均値から日平均値（日平均値の2%除外値又は日平均値の年間98%値）への換算は、発生源と最大着地濃度地点が近接していることから、計画地から半径5km以内の自動車排ガス測定局における過去5年間（平成29年度から令和3年度まで）の測定結果から得られる年平均値と日平均値の換算式を用いて行った（評価書案資料編p.130～p.134参照）。

表 5.3.1-3(1) 浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の予測濃度の評価結果（変更後）

項 目	予測濃度		環境基準
	年平均値	日平均値の2%除外値又は年間98%値	
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.014 (寄与率 7.1%)	0.032	日平均値の2%除外値が 0.10 以下
二酸化窒素 (ppm)	0.024 (寄与率 45.8%)	0.043	日平均値の年間98%値が 0.04 から 0.06 までのゾーン内又はそれ以下

注1) 予測濃度はバックグラウンド濃度を含む。

浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度：0.013 (mg/m³)

二酸化窒素のバックグラウンド濃度：0.013 (ppm)

注2) 予測濃度の日平均値は、浮遊粒子状物質については2%除外値、二酸化窒素については年間98%値を示す。

表 5.3.1-3(2) 浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の予測濃度の評価結果（変更前）

項 目	予測濃度		環境基準
	年平均値	日平均値の2%除外値又は年間98%値	
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.015 (寄与率 13.3%)	0.035	日平均値の2%除外値が 0.10 以下
二酸化窒素 (ppm)	0.024 (寄与率 45.8%)	0.043	日平均値の年間98%値が 0.04 から 0.06 までのゾーン内又はそれ以下

注1) 予測濃度はバックグラウンド濃度を含む。

浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度：0.013 (mg/m³)

二酸化窒素のバックグラウンド濃度：0.013 (ppm)

注2) 予測濃度の日平均値は、浮遊粒子状物質については2%除外値、二酸化窒素については年間98%値を示す。

(7) 浮遊粒子状物質 (SPM)

変更後の予測濃度の日平均値の2%除外値は $0.032\text{mg}/\text{m}^3$ （変更前： $0.035\text{mg}/\text{m}^3$ ）であり、評価の指標とした環境基準を下回る。また、予測濃度に占める建設機械の稼働に伴う影響濃度の寄与率は7.1%（変更前：13.3%）である。

工事の実施に際しては、環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響の低減に努める。

したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。

工事工程の変更に伴い、変更前と比較して変更後の浮遊粒子状物質は減少している。これは煙突の建替えに係る建設機械の稼働が減少したことが要因と考えられる。

(イ) 二酸化窒素 (NO_2)

変更後の予測濃度の日平均値の年間98%値は 0.043ppm （変更前： 0.043ppm ）であり、評価の指標とした環境基準を下回る。また、予測濃度に占める建設機械の稼働に伴う影響濃度の寄与率は45.8%（変更前：45.8%）である。

工事の実施に際しては、環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響の低減に努める。

したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。工事工程の変更に伴い、変更前と変更後の二酸化窒素は同値である。

余白

5.3.2 騒音・振動

5.3.2.1 予測事項

(1) 工事の施行中

- ・建設機械の稼働に伴う騒音・振動

5.3.2.2 予測の対象時点

(1) 工事の施行中

ア 建設機械の稼働に伴う騒音・振動

(ア) 建設機械の稼働に伴う騒音

変更後と変更前の建設機械の稼働に伴う騒音の予測対象時点は、表 5.3.2-1 (1)～(2)に示すとおりである。

建設機械の稼働に伴う騒音の予測の対象時点は変更前と同様に建替工事の主な工種ごとに、建設機械からの発生騒音レベルの合成値が最大となる月とした。

表 5.3.2-1 (1) 予測の対象時点（変更後）

主な工種			経過月数
(2)	く体・プラント工事	建方（計画建物）	71 か月目 ～73 か月目

表 5.3.2-1 (2) 予測の対象時点（変更前）

主な工種			経過月数
(2)	く体・プラント工事	建方（計画建物、煙突）	56 か月目 ～58 か月目

5.3.2.3 予測地域及び予測地点

(1) 工事の施工中

ア 建設機械の稼働に伴う騒音・振動

建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測地域は、変更前と同様とした。

5.3.2.4 予測方法

(1) 工事の施工中

ア 建設機械の稼働に伴う騒音・振動

(ア) 建設機械の稼働に伴う騒音

a 予測手順

建設機械の稼働に伴う騒音の予測手順は、変更前と同様とした。

b 予測式

変更前と同様とした。

c 予測条件

(a) 建設機械の種類及び騒音レベル

変更後及び変更前の各工種で使用する建設機械の種類及び騒音源の騒音レベルは、表 5.3.2-2(1)～(2)に示すとおりである。

(b) 建設機械の配置

変更後と変更前の建設機械の配置（く体・プラント工事）は、図 5.3.2-1(1)～(2)に示すとおりである。施工計画における建設機械の稼働台数をもとに、建設機械の回転半径、効率的な稼働等を考慮して設定した。予測は各工種において、建設機械が全て同時に稼働していると想定して行った。

(c) 予測位置

変更前と同様とした。

(d) 工事用仮囲いの遮蔽効果

変更前と同様に高さ 3 m程度の仮囲いとした。

余白

表 5.3.2-2(1) 建設機械の種類及び騒音源の騒音レベル（変更後）

工種			解体・土工事		く体・プラント工事		騒音源の高さ(m)	距離10mにおける騒音レベルの90%レンジ上端値(dB)	資料
主な作業名			地下部解体、埋戻し		建方(計画建物)				
工事開始からの月数			35		71～73				
建設機械名		規格	稼働台数						
1	油圧圧砕機	—	4	—					
2	CD機	—	6	—					
3	バックホウ	0.3m ³	6	—					
4		0.75m ³	3	—					
10	ラフテレーンクレーン	25t	—	3					
11	クローラクレーン	70t	6	2					
12		300t	—	2					
13	定置式タワークレーン	—	—	1					
14	コンクリートポンプ車	8t	—	3					
19	高所作業車	—	—	4					
合計			25	15		—	—	—	

資料) 1. 「建設工事騒音の騒音予測モデル“ASJ CN-Model 2007”」(参考資料)(日本音響学会誌 64 巻 4 号 (2008))

2. 「建設工事に伴う騒音・振動対策ハンドブック (第3版)」(平成13年、(社)日本建設機械化協会)

注) 表中の番号は、図 5.3.2-1(1)の番号に対応する。

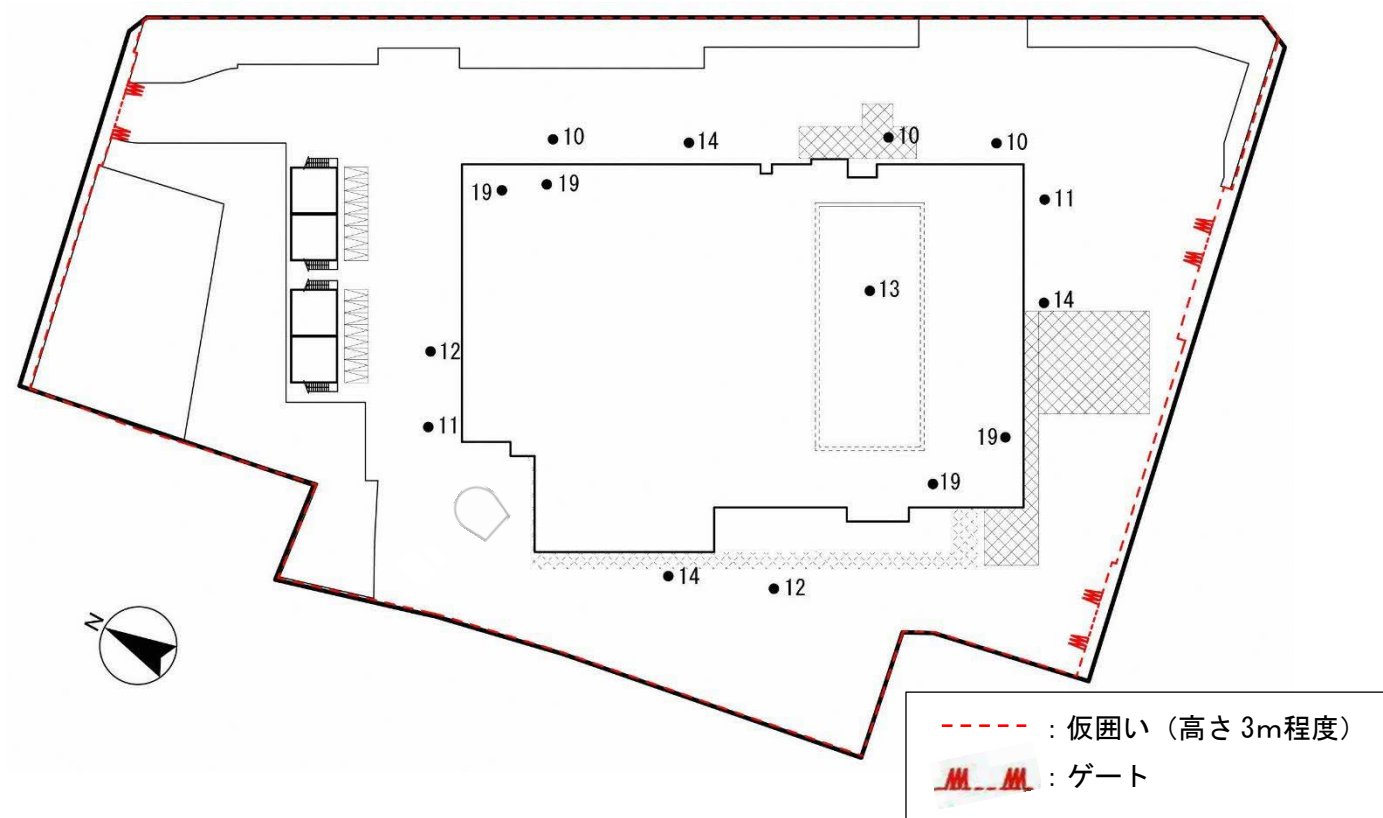


図 5.3.2-1(1) 建設機械の配置（く体・プラント工事：71～73 か月目）（変更後）

表 5.3.2-2(2) 建設機械の種類及び騒音源の騒音レベル（変更前）

工種			解体・土工事		く体・プラント工事	騒音源の高さ(m)	距離10mにおける騒音レベルの90%レンジ上端値(dB)	資料
主な作業名			地下部解体、埋戻し		建方（計画建物、煙突）			
工事開始からの月数			28		56～58			
建設機械名		規格	稼働台数					
1	油圧圧砕機	—	4	—	—	1.2	82	1
2	CD機	—	6	—	—	1.2	86	1
3	バックホウ	0.3m ³	6	—	—	1.2	77	1
4		0.75m ³	3	—	—	1.5	78	1
10	ラフテレーンクレーン	25t	—	4	—	2.2	89	1
11	クローラークレーン	70t	6	2	—	2.2	73	1
12		300t	—	2	—	2.2	79	1
13	定置式タワークレーン	—	—	1	—	1.8	73	1
14	コンクリートポンプ車	8t	—	3	—	1.2	85	2
19	高所作業車	—	—	4	—	2.2	74	1
合計			25	16	—	—	—	—

資料) 1. 「建設工事騒音の騒音予測モデル“ASJ CN-Model 2007”」(参考資料) (日本音響学会誌 64 巻 4 号 (2008))

2. 「建設工事に伴う騒音・振動対策ハンドブック (第3版)」(平成13年、(社)日本建設機械化協会)

注) 表中の番号は、図 5.3.2-1(2) の番号に対応する。

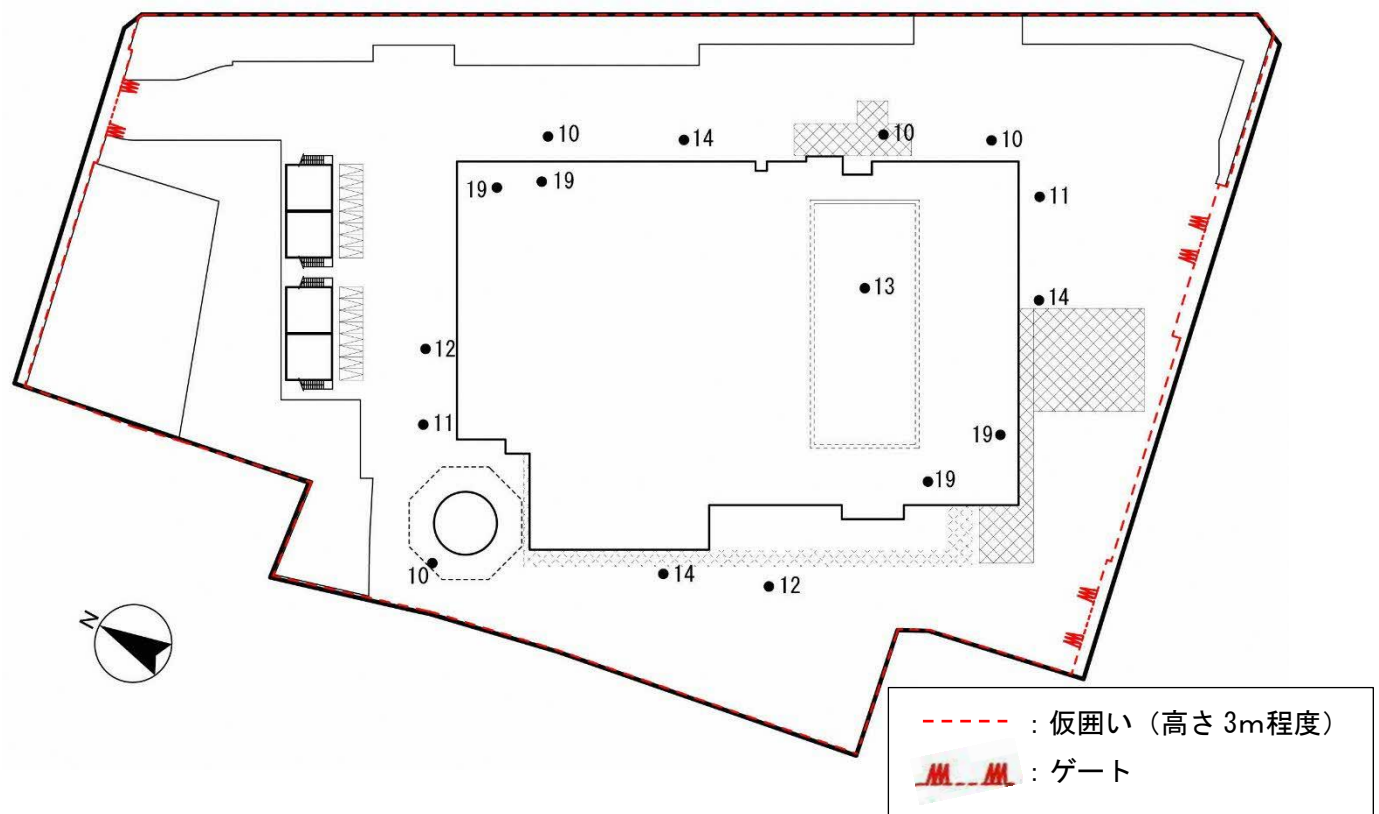


図 5.3.2-1(2) 建設機械の配置（く体・プラント工事：56～58 か月目）（変更前）

5.3.2.5 予測結果

(1) 工事の施工中

ア 建設機械の稼働に伴う騒音・振動

(ア) 建設機械の稼働に伴う騒音

変更後と変更前の建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、表 5.3.2-3(1)～(2) 及び図 5.3.2-2(1)～(2) に示すとおりである。く体・プラント工事の 71～73 か月目（変更前：56～58 か月目）の騒音レベルは 66～76dB（変更前：66～80dB）であり、最大騒音レベルは、敷地境界東側で 76dB（変更前：敷地境界西側で 80dB）である。

工事工程及び施設計画の変更に伴い、煙突付近の建設機械の稼働状況が変わっており、敷地境界西側の騒音レベルが減少した。

なお、その他の地点の騒音レベルは変更前と同値である。

表 5.3.2-3(1) 建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果（敷地境界）（変更後）

主な工種			経過 月数	騒音レベル L_{A5} (dB)			
				予測結果			
				① 北側	② 東側	③ 南側	④ 西側
(2)	く体・プラント工事	建方（計画建物）	71 か月目 ～73 か月目	66	76	71	71

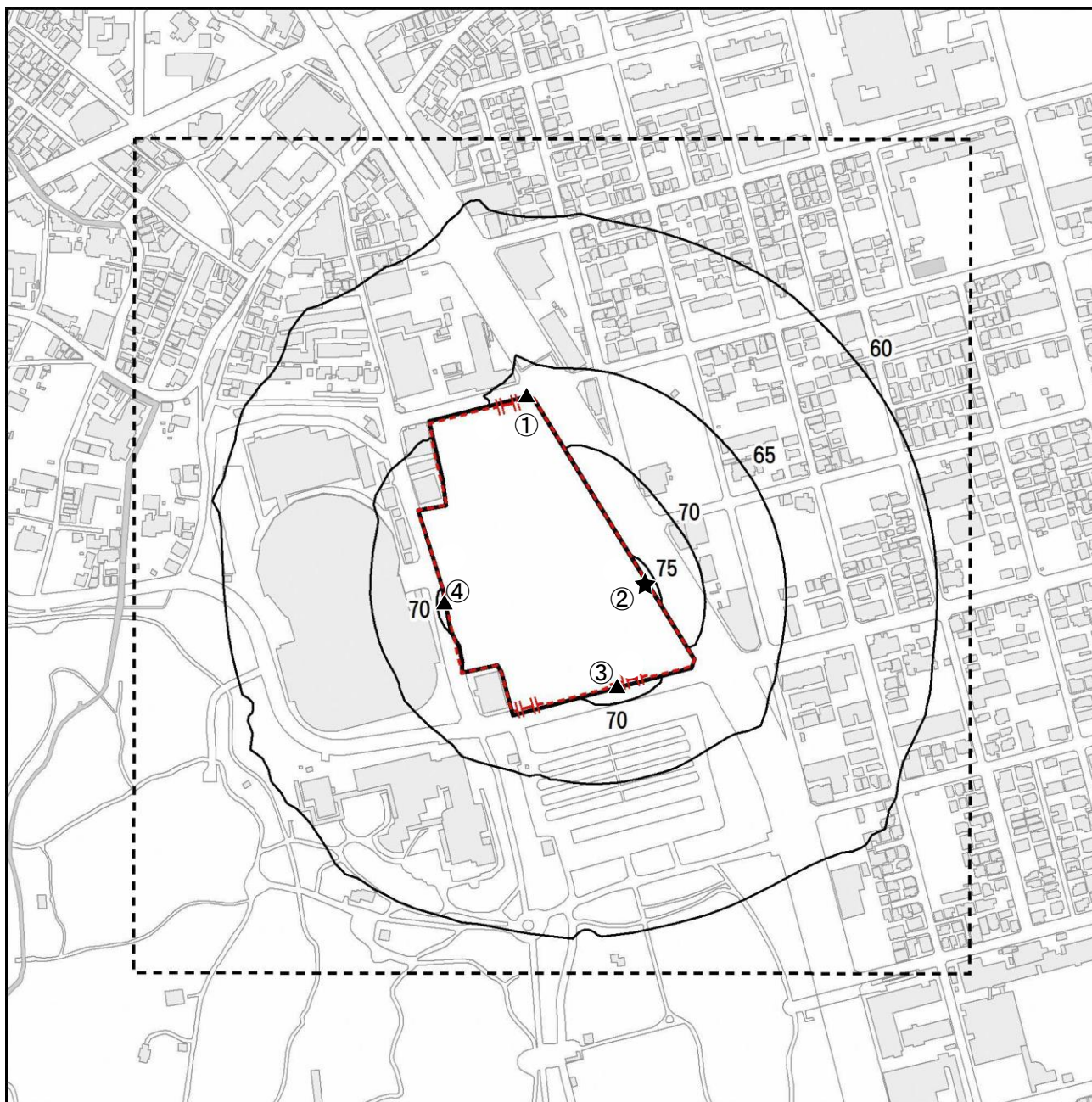
注）網掛部は、各工種における最大騒音レベルを示す。

表 5.3.2-3(2) 建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果（敷地境界）（変更前）

主な工種			経過 月数	騒音レベル L_{A5} (dB)			
				予測結果			
				① 北側	② 東側	③ 南側	④ 西側
(2)	く体・プラント工事	建方（計画建物、煙突）	56 か月目 ～58 か月目	66	76	71	80

注）網掛部は、各工種における最大騒音レベルを示す。

余白



凡 例

□ : 計画地

----- : 仮囲い

□ : 予測範囲

HH : ゲート

— : 等騒音レベル線 (dB)

★ : 最大値出現地点 (②: 76dB)

▲ : 敷地境界における最大出現地点
(①: 66dB、③: 71dB、④: 71dB)

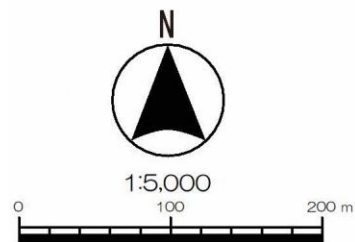


図 5.3.2-2 (1) 建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果(く体・プラント工事 71~73 か月目)(変更後)



凡 例

□ : 計画地

----- : 仮囲い

□ : 予測範囲

||| : ゲート

— : 等騒音レベル線 (dB)

★ : 最大値出現地点 (④: 80dB)

▲ : 敷地境界における最大出現地点
(①: 66dB、②: 76dB、③: 71dB)

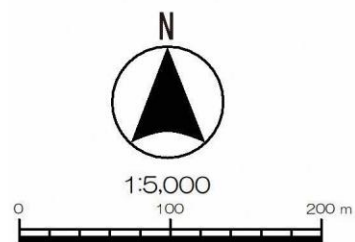


図 5.3.2-2(2) 建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果(く体・プラント工事 56~58 か月目)(変更前)

5.3.2.6 評価の結果

(1) 工事の施工中

ア 建設機械の稼働に伴う騒音・振動

(7) 建設機械の稼働に伴う騒音

変更後と変更前の建設機械の稼働に伴う騒音の評価の結果は、表 5.3.2-4(1)～(2)に示すとおりである。

く体・プラント工事は 71～73 か月目（変更前：56～58 か月目）で最大値が 76dB（変更前：80dB）であり、全ての地点において評価の指標とした「騒音規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（85dB）及び「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る騒音の勧告基準（80dB）を満足する。

さらに、低騒音型の建設機械や工法を採用し、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。

工事工程及び施設計画の変更に伴い、煙突付近の建設機械の稼働状況が変わっており、変更前と比較して変更後の敷地境界西側での騒音が減少し、最大値出現地点が西側から東側に変わる。

なお、その他の地点の騒音レベルは変更前と同値である。

表 5.3.2-4(1) 建設機械の稼働に伴う騒音の評価結果（敷地境界）（変更後）

主な工種			経過月数	予測地点 (最大値出現地点)		騒音レベル (dB)	
						予測結果 (最大値)	規制基準 勧告基準
(2)	く体・プラント工事	建方（計画建物）	71～73 か月目	②	敷地境界東側	76	80 注 1)

注 1) 71～73 か月目の規制基準・勧告基準は、「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る騒音の勧告基準を示す。

注 2) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

表 5.3.2-4(2) 建設機械の稼働に伴う騒音の評価結果（敷地境界）（変更前）

主な工種			経過月数	予測地点 (最大値出現地点)		騒音レベル (dB)	
						予測結果 (最大値)	規制基準 勧告基準
(2)	く体・プラント工事	建方（計画建物・煙突）	56～58 か月目	④	敷地境界西側	80	80 注 1)

注 1) 56～58 か月目の規制基準・勧告基準は、「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る騒音の勧告基準を示す。

注 2) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

5.3.3 日影

5.3.3.1 予測事項

- ・冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度
- ・日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

5.3.3.2 予測の対象時点

変更前と同様とした。

5.3.3.3 予測地域

変更前と同様とした。

5.3.3.4 予測方法

(1) 冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

変更前と同様とした。

予測に用いた計画建築物等(煙突含む)の高さの設定条件は図 3.2-7(1)～(2) (p.13～14 参照)に示したとおりである。

(2) 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

変更前と同様とした。

5.3.3.5 予測結果

(1) 冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

冬至日における時刻別日影図は図 5.3.3-1 に、等時間日影は図 5.3.3-2(1)～(2)に示すとおりである。

図 5.3.3-2(1)に示すとおり、日影の規制対象区域にかかる計画建築物による日影時間は、計画地東側で 5 m ラインと 10m ラインの間に 2 時間発生するが、規制時間内（5 時間以内）に収まっている。

図 5.3.3-1 に示すとおり、煙突の日影は広範囲に生じるが、施設計画の変更に伴い、煙突外筒を再使用することから、煙突の日影の範囲は現況と変わらない。

なお、時刻別日影図及び等時間日影図（煙突含む）において、図示できる範囲の変更はない。

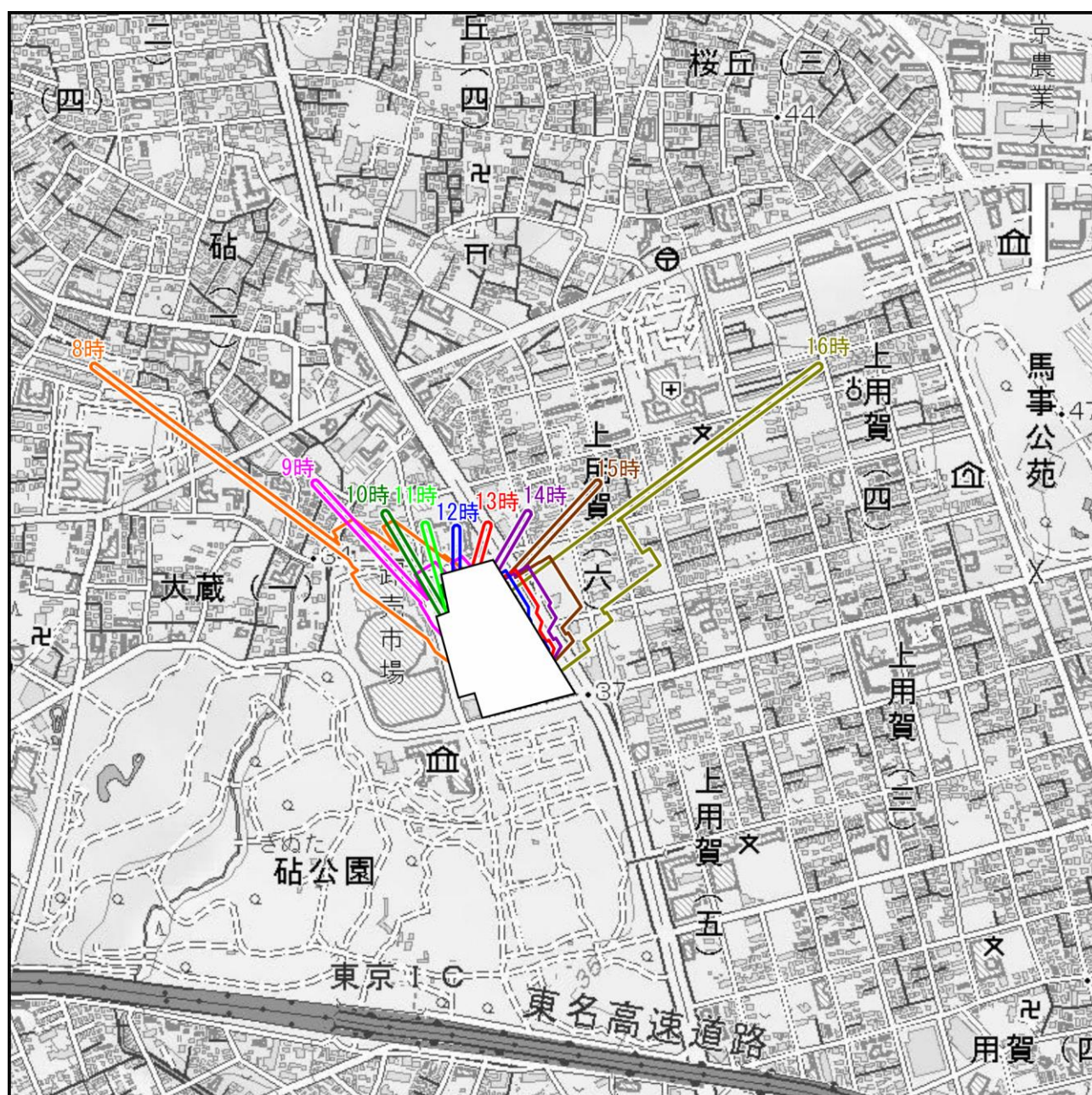
(2) 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

計画地周辺の特に配慮すべき施設等として、計画地周辺の住宅は、計画地の北～東側にかけて中高層の住宅がある。

変更後と変更前の主要な地点における日影の状況は図 5.3.3-3(1)～図 5.3.3-5(2)に示すとおりである。

冬至日の計画建築物による日影時間の現況からの変化量は、地点①で約 20 分(変更前：約 30 分)、地点②で変化なし(変更前：約 10 分)、地点③で約 20 分(変更前：約 30 分)の増加となる。

変更前と比較して煙突外径が細くなることから、日影時間は減少する。



凡 例

□ : 計画地

時刻別日影

— : 8時	— : 15時
— : 9時	— : 16時
— : 10時	
— : 11時	
— : 12時	
— : 13時	
— : 14時	

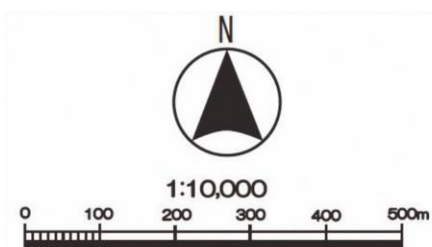


図 5.3.3-1 計画建築物等による時刻別日影図

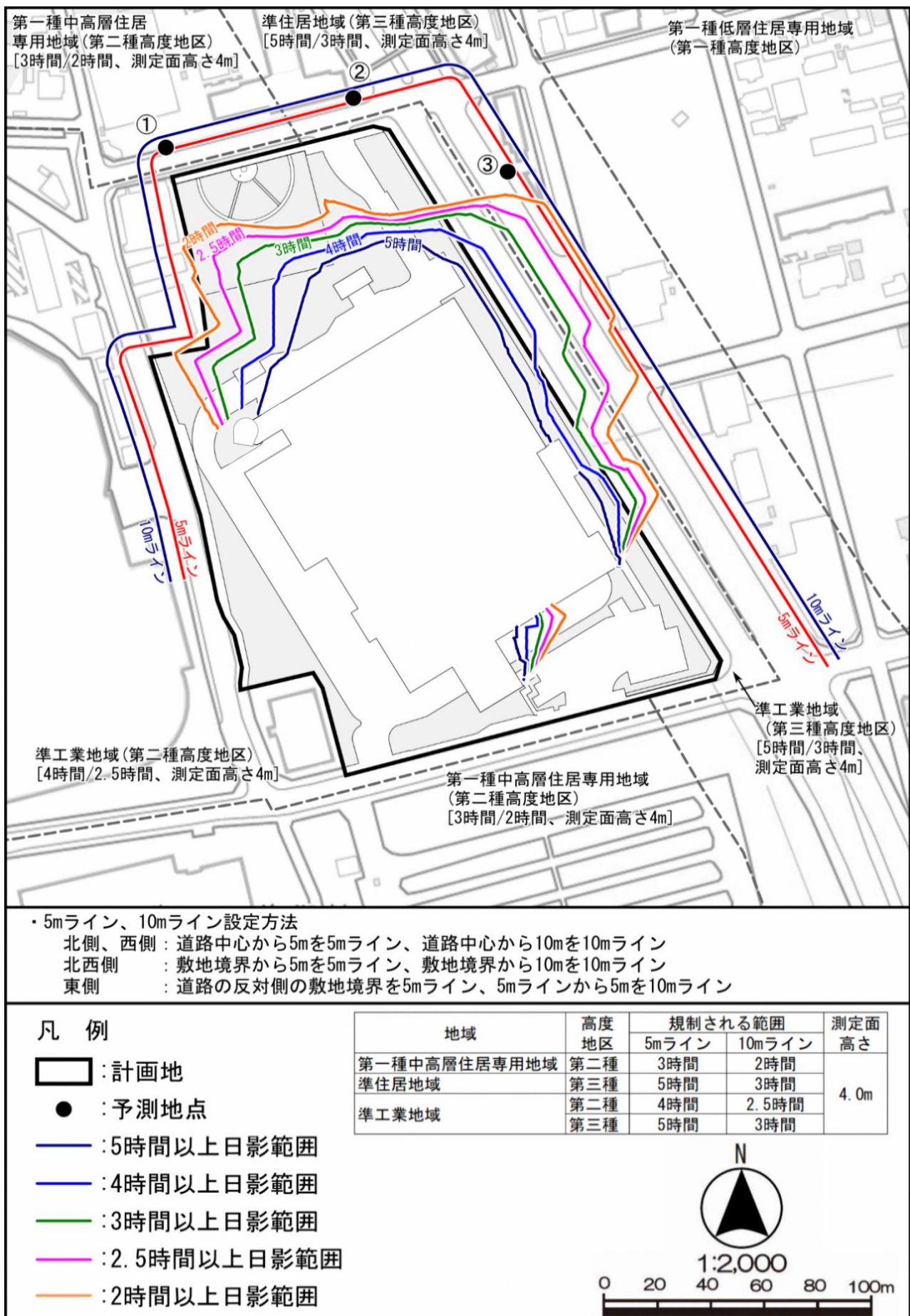


図 5.3.3-2(1) 計画建築物による等時間日影図

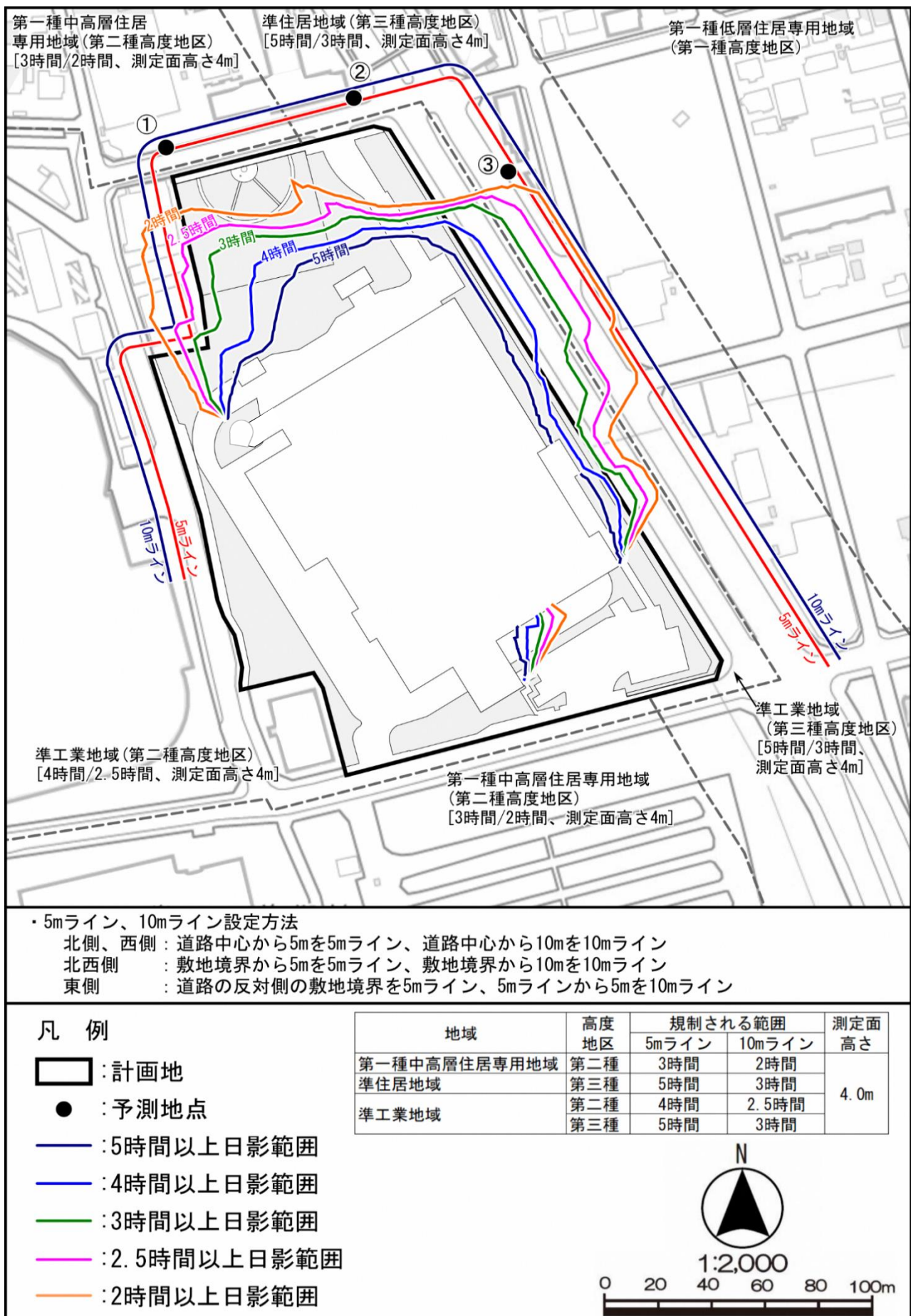
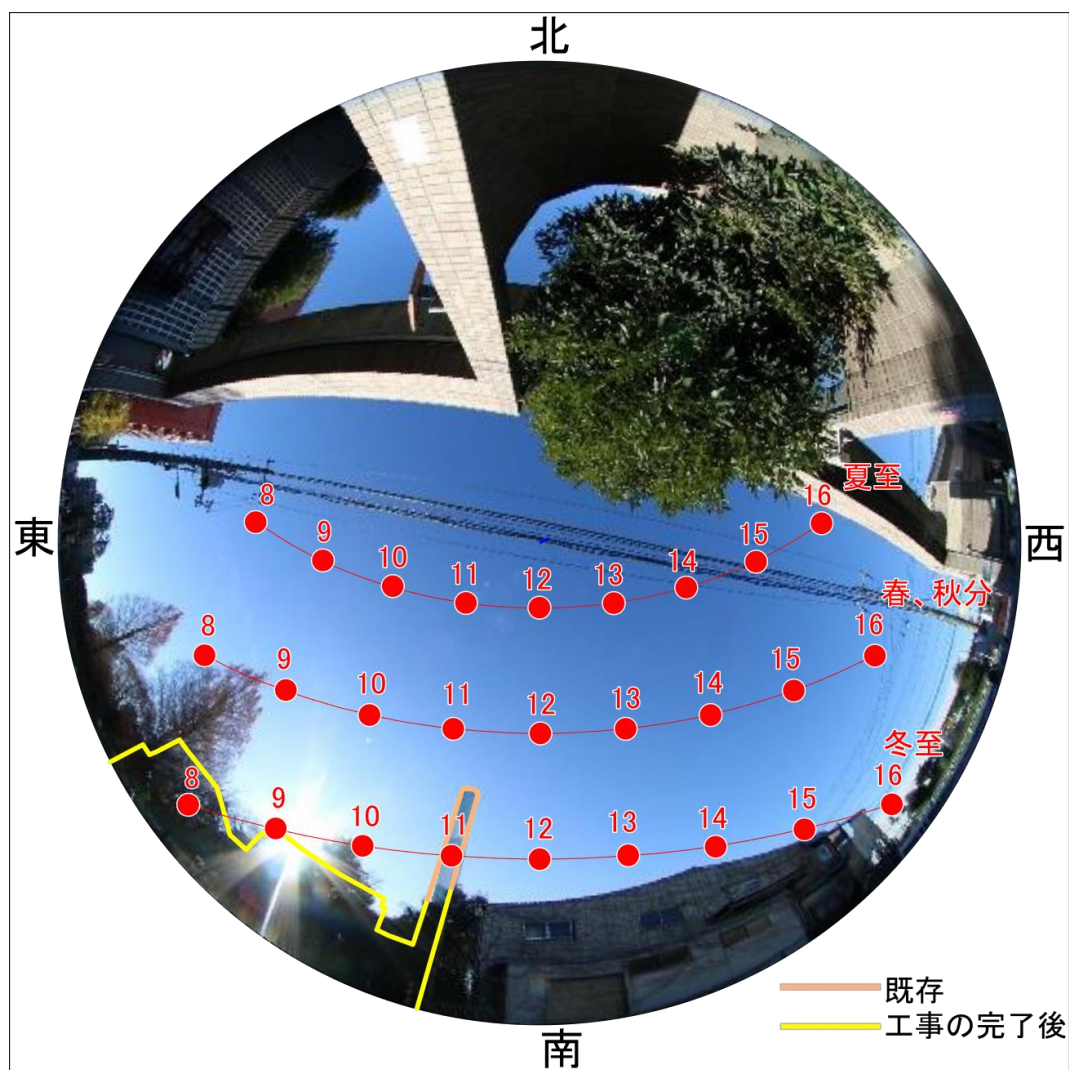


図 5.3.3-2(2) 計画建築物等（煙突を含む）による等時間日影図



時刻		8	9	10	11	12	13	14	15	16	日影の 生じる時間	現況から の変化量
夏至	現況										約0分(約0分)	約0分
	工事の完了後										約0分(約0分)	
春、 秋分	現況										約0分(約0分)	約0分
	工事の完了後										約0分(約0分)	
冬至	現況				■					■	約30分(約20分)	約20分
	工事の完了後	■			■					■	約50分(約40分)	

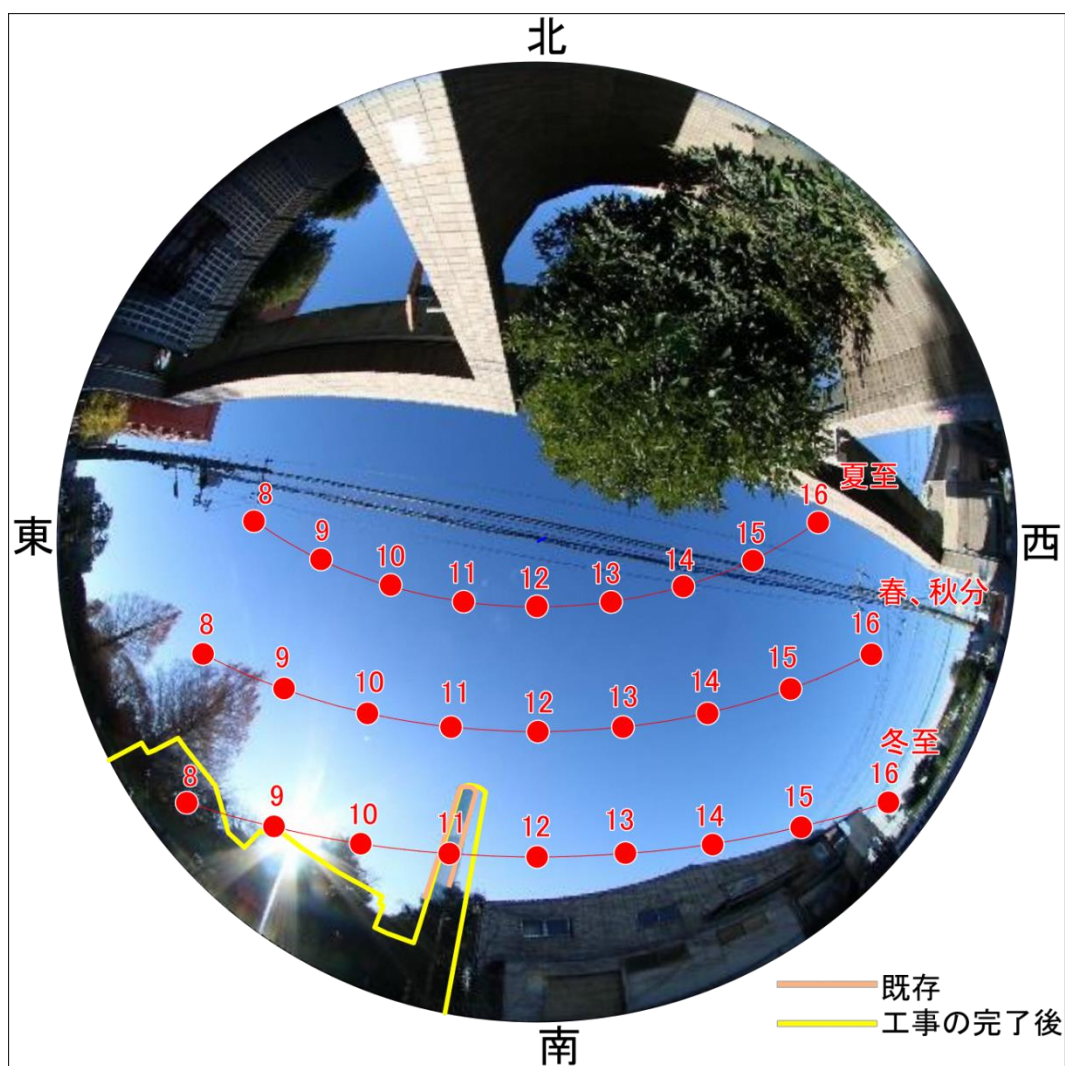
凡例 ■：清掃工場による日影時間、■：その他の日影時間

注1) 植栽、電柱等による日影は、日影時間に含まない。

注2) 表中の「日影の生じる時間」の()内は清掃工場のみによる「日影の生じる時間」を示している。

注3) 天空写真は、等距離射影に変換した。

図 5.3.3-3(1) 地点①における現況及び将来の天空図（地上高さ 1.5m）（変更後）



時刻		8	9	10	11	12	13	14	15	16	日影の 生じる時間	現況から の変化量
夏至	現況										約0分(約0分)	約0分
	工事の完了後										約0分(約0分)	
春、 秋分	現況										約0分(約0分)	約0分
	工事の完了後										約0分(約0分)	
冬至	現況				■				■		約30分(約20分)	約30分
	工事の完了後		■		■				■		約60分(約50分)	

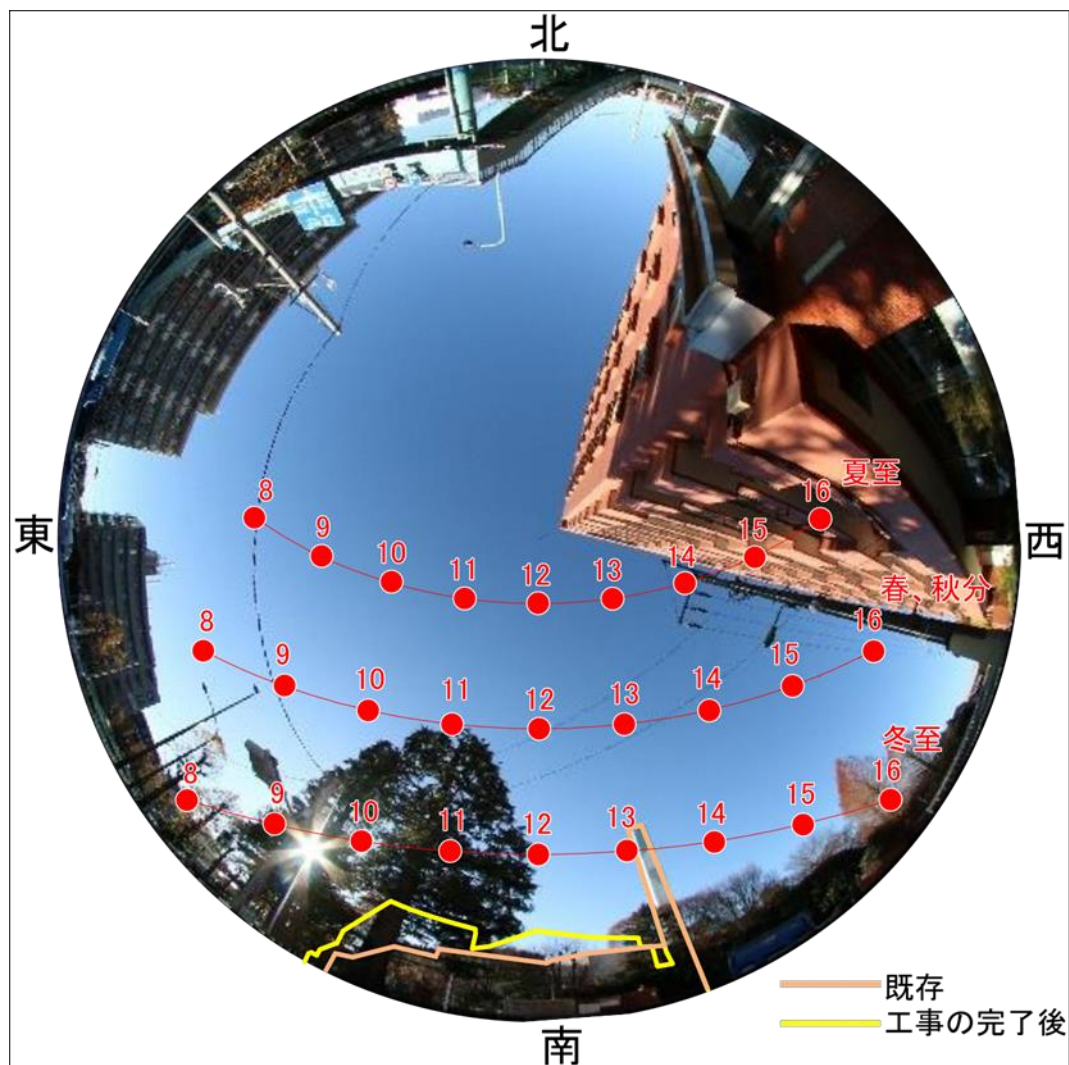
凡例 ■：清掃工場による日影時間、■：その他の日影時間

注1) 植栽、電柱等による日影は、日影時間に含まない。

注2) 表中の「日影の生じる時間」の()内は清掃工場のみによる「日影の生じる時間」を示している。

注3) 天空写真は、等距離射影に変換した。

図 5.3.3-3(2) 地点①における現況及び将来の天空図（地上高さ 1.5m）（変更前）



時刻		8	9	10	11	12	13	14	15	16	日影の 生じる時間	現況から の変化量
夏至	現況								■	■	約90分(約0分)	約0分
	工事の完了後								■	■	約90分(約0分)	
春、 秋分	現況										約0分(約0分)	約0分
	工事の完了後										約0分(約0分)	
冬至	現況						■				約10分(約10分)	約0分
	工事の完了後						■				約10分(約10分)	

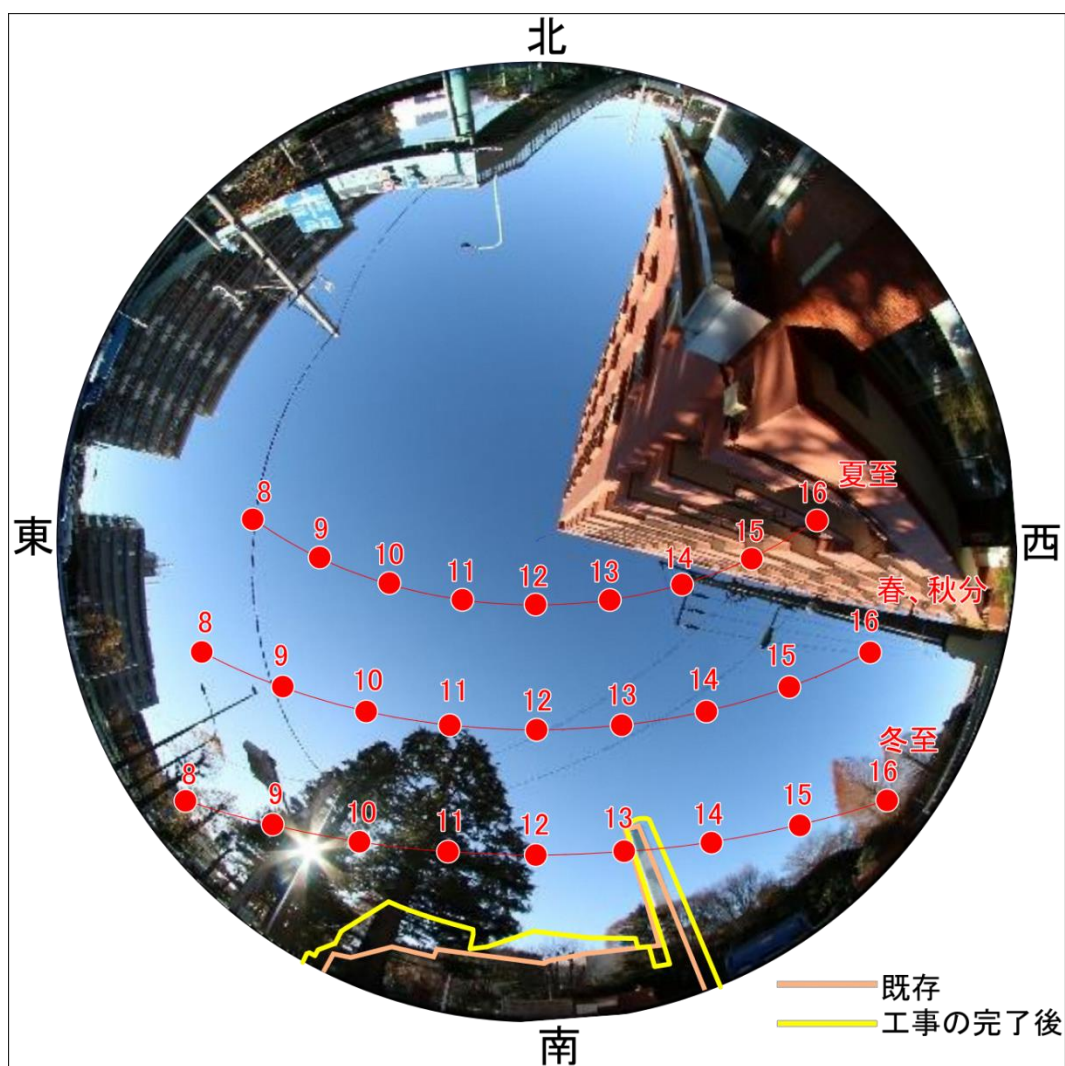
凡例 ■：清掃工場による日影時間、■：その他の日影時間

注1) 植栽、電柱等による日影は、日影時間に含まない。

注2) 表中の「日影の生じる時間」の()内は清掃工場のみによる「日影の生じる時間」を示している。

注3) 天空写真は、等距離射影に変換した。

図 5.3.3-4(1) 地点②における現況及び将来の天空図（地上高さ 1.5m）（変更後）



時刻		8	9	10	11	12	13	14	15	16	日影の 生じる時間	現況から の変化量
夏至	現況								■	■	約90分(約0分)	約0分
	工事の完了後								■	■	約90分(約0分)	
春、 秋分	現況										約0分(約0分)	約0分
	工事の完了後										約0分(約0分)	
冬至	現況						■				約10分(約10分)	約10分
	工事の完了後						■				約20分(約20分)	

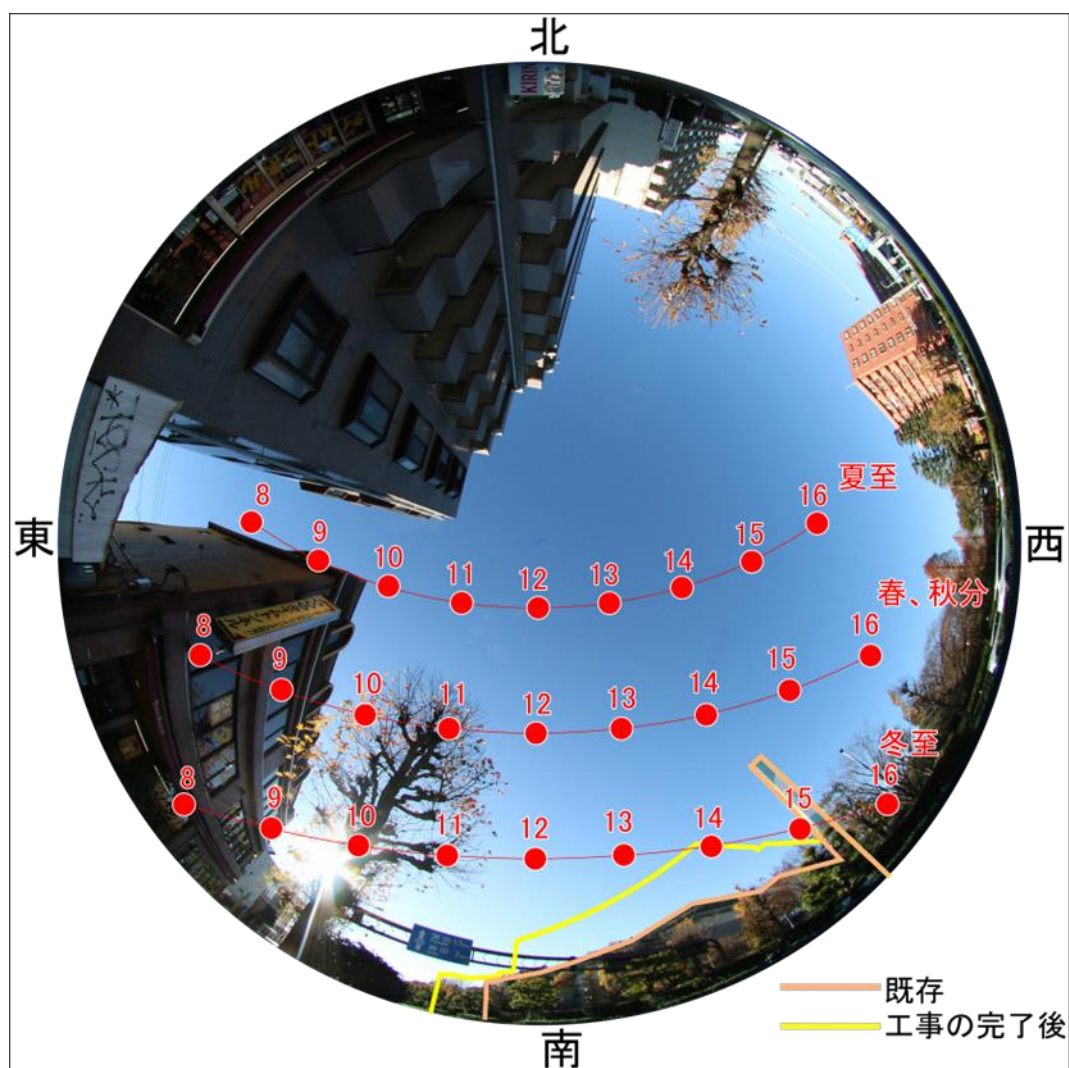
凡例 ■：清掃工場による日影時間、■：その他の日影時間

注1) 植栽、電柱等による日影は、日影時間に含まない。

注2) 表中の「日影の生じる時間」の()内は清掃工場のみによる「日影の生じる時間」を示している。

注3) 天空写真は、等距離射影に変換した。

図 5.3.3-4(2) 地点②における現況及び将来の天空図（地上高さ 1.5m）（変更前）



時刻		8	9	10	11	12	13	14	15	16	日影の 生じる時間	現況から の変化量
夏至	現況		■								約60分(約0分)	約0分
	工事の完了後		■								約60分(約0分)	
春、 秋分	現況		■								約90分(約0分)	約0分
	工事の完了後		■								約90分(約0分)	
冬至	現況		■						■		約80分(約20分)	約20分
	工事の完了後		■				■	■			約100分(約40分)	

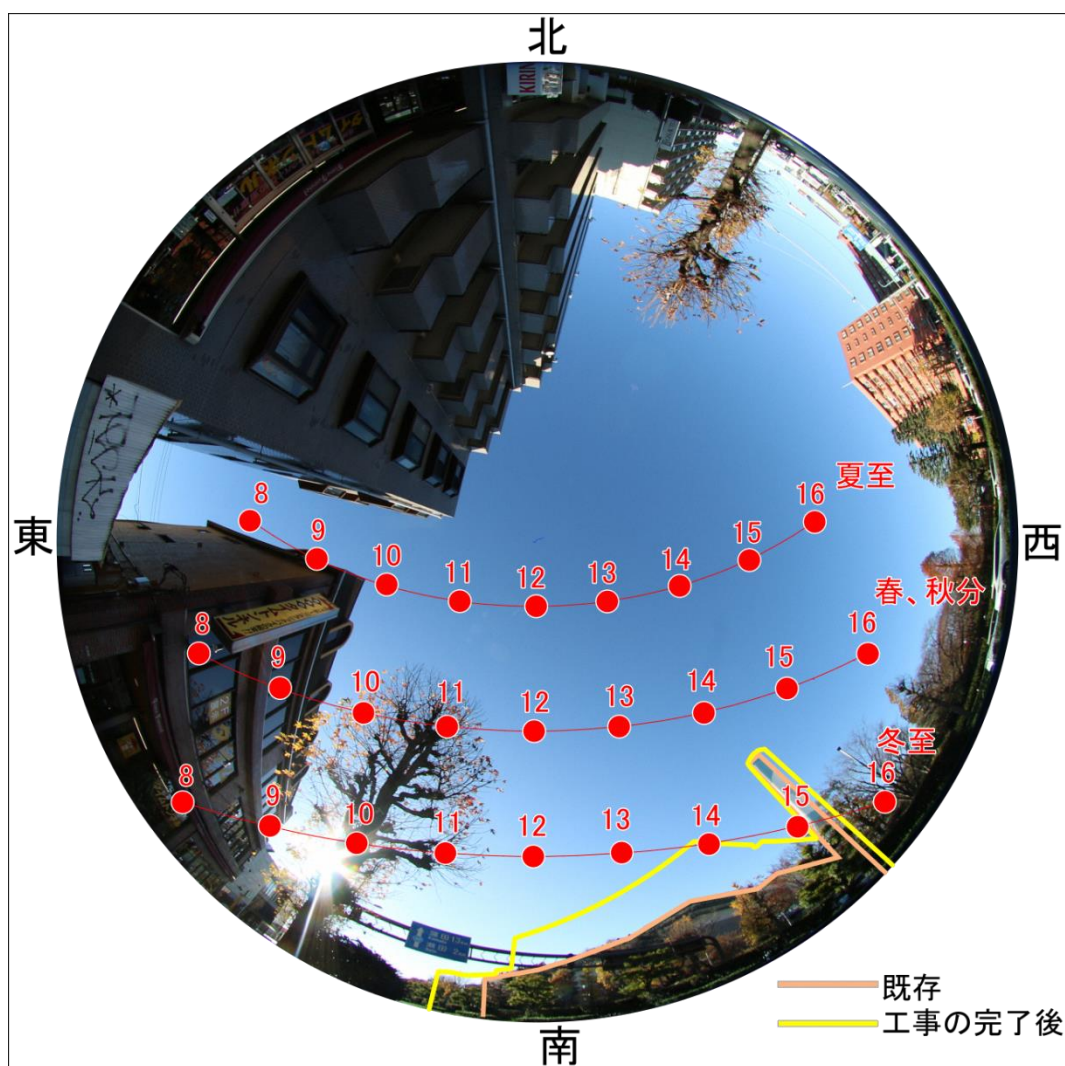
凡例 ■：清掃工場による日影時間、■：その他の日影時間

注1) 植栽、電柱等による日影は、日影時間に含まない。

注2) 表中の「日影の生じる時間」の()内は清掃工場のみによる「日影の生じる時間」を示している。

注3) 天空写真は、等距離射影に変換した。

図 5.3.3-5(1) 地点③における現況及び将来の天空図（地上高さ 1.5m）（変更後）



時刻		8	9	10	11	12	13	14	15	16	日影の 生じる時間	現況から の変化量
夏至	現況		■								約60分(約0分)	約0分
	工事の完了後		■								約60分(約0分)	
春、 秋分	現況		■								約90分(約0分)	約0分
	工事の完了後		■								約90分(約0分)	
冬至	現況		■						■		約80分(約20分)	約30分
	工事の完了後		■				■	■			約110分(約50分)	

凡例 ■：清掃工場による日影時間、■：その他の日影時間

注1) 植栽、電柱等による日影は、日影時間に含まない。

注2) 表中の「日影の生じる時間」の()内は清掃工場のみによる「日影の生じる時間」を示している。

注3) 天空写真は、等距離射影に変換した。

図 5.3.3-5(2) 地点③における現況及び将来の天空図（地上高さ 1.5m）（変更前）

5.3.3.6 評価の結果

(1) 冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

計画地に隣接する地域は、「建築基準法」、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に基づく日影の規制対象区域である。

なお、上記の各規制を受ける施設は建築物であり、独立基礎を有する煙突は規制の対象外となる。

計画建築物（煙突を含まない）による日影時間は、計画地東側の規制対象区域において、5 mラインと 10mラインの間に 2 時間発生するが、規制時間内（5 時間以内）である。

施設計画の変更に伴い、煙突外筒を再使用することから、煙突の日影の範囲は現況と変わらない。

したがって、冬至日における日影の状況の変化の程度は小さく、評価の指標を満足すると考える。

(2) 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

計画地周辺の特に配慮すべき施設等として、計画地周辺の住宅は、計画地の北～東側にかけて高層の住宅がある。

変更後と変更前の主要な地点における日影の状況は図 5.3.3-3(1)～図 5.3.3-5(2)に示すとおりであり、工事の完了後における日影時間の変化は以下のとおりである。

変更後の冬至日の計画建築物による日影時間は地点①で約 20 分(変更前：約 30 分)の増加、地点②で変化なし(変更前：約 10 分)、地点③で約 20 分(変更前：約 30 分)の増加にとどまる。

施設計画の変更に伴い、煙突外径が若干細くなることから、変更前と比較して日影時間が減少する。

したがって、計画建築物等による特に配慮すべき施設等への日影の影響は実行可能な範囲でできる限り抑えられると考える。

5.3.4 電波障害

5.3.4.1 予測事項

計画建築物等の存在によるテレビ電波（地上デジタル波、衛星放送（BS、CS））の遮蔽障害とした。

5.3.4.2 予測の対象時点

変更前と同様とした。

5.3.4.3 予測地域

変更前と同様とした。

5.3.4.4 予測方法

予測方法は、変更前と同様とした。

予測条件は変更前と同様に計画建築物の頂部は周辺地盤 GL から約 37m の高さとし、また、構造は鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造）、煙突は高さ約 100m、外筒は鉄筋コンクリート造とした。

5.3.4.5 予測結果

計画建築物等により、地上デジタル波・東京局の遮蔽障害の発生が予測される地域は、図 5.3.4-1 に示すとおりである。

地上デジタル波の受信障害の範囲については、煙突高さが変更前と同様であることから、東京局（関東広域）は最大で計画地の南西約 65m・幅 150m の範囲、東京局（東京 MX テレビ）は最大で計画地の南西約 320m・幅 150m の範囲と予測する。予測範囲内に市場の一部や公園、道路はあるが、影響が生じる住宅等はない。

衛星放送によるテレビ電波の遮蔽障害の発生が予測される地域は、図 5.3.4-2 に示すとおりである。

衛星放送の受信障害の範囲については、煙突高さが変更前と同様であることから、BS・CS 放送（110° CS）は最大で計画地の東側約 30m・幅約 135m の範囲、JCSAT-4B は最大で計画地の東側約 15m・幅約 135m の範囲、JCSAT-3A は計画地の東側約 10m・幅約 80m の範囲と予測する。予測範囲内に道路はあるが、影響が生じる住宅等はない。

なお、地上デジタル波・東京局の遮蔽障害の発生が予測される地域において、図示できる範囲の変更はない。

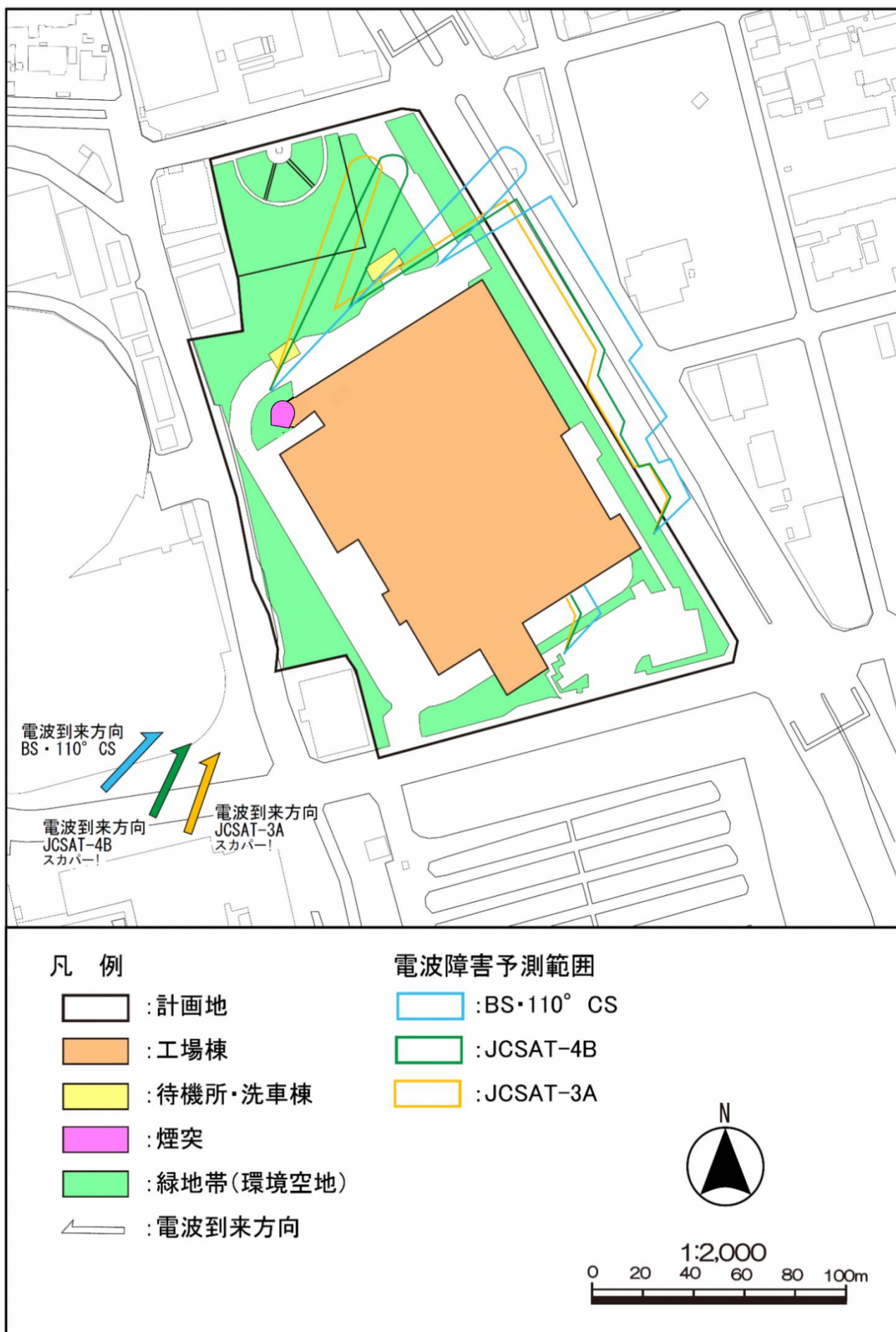


図 5.3.4-2 テレビ電波障害予測地域（衛星放送波）

5.3.4.6 評価の結果

工事の完了後において計画建築物等により、地上デジタル波については、東京局（関東広域）は最大で計画地の南西側約 320m・幅約 150m の範囲でテレビ電波の遮蔽障害が発生する可能性がある。予測範囲内に市場の一部や公園、道路はあるが、影響が生じる住宅等はない。

衛星放送については、BS・CS 放送（110° CS）は最大で計画地の東側約 30m・幅約 135m の範囲、JCSAT-4B は最大で計画地の東側約 15m・幅約 135m の範囲、JCSAT-3A は計画地の東側約 10m・幅約 80m の範囲でテレビ電波の遮蔽障害が発生する可能性がある。予測範囲内に道路はあるが、影響が生じる住宅等はない。

施設計画の変更に伴い、既存煙突外筒を再使用するため、現況と比較して影響範囲はおおむね変わらない。

電波障害要確認範囲も含めた範囲の中においても、評価書案 p.386 に示すとおり、市場の一部や公園、道路は影響範囲にあるが、影響が生じる住宅等はない。

なお、計画建築物等に起因する電波障害が発生した場合には、障害状況に応じた適切な対策を講じることにより電波障害は解消され则认为る。

したがって、本事業に係る電波障害は評価の指標とした「施設の建替えに伴う電波障害を起こさないこと」を満足すると評価する。

5.3.5 景観

5.3.5.1 予測事項

- ・計画建築物等の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及びその地域景観の特性の変化の程度
- ・計画建築物等の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度
- ・計画建築物等の存在に伴う圧迫感の変化の程度

5.3.5.2 予測の対象時点

変更前と同様とした。

5.3.5.3 予測地域

変更前と同様とした。

5.3.5.4 予測方法

(1) 計画建築物等の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及びその地域景観の特性の変化の程度

予測方法は変更前と同様とした。

(2) 計画建築物等の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

計画建築物等による地域景観の特性の変化等を、完成予想図（フォトモンタージュ）の作成等により予測した。

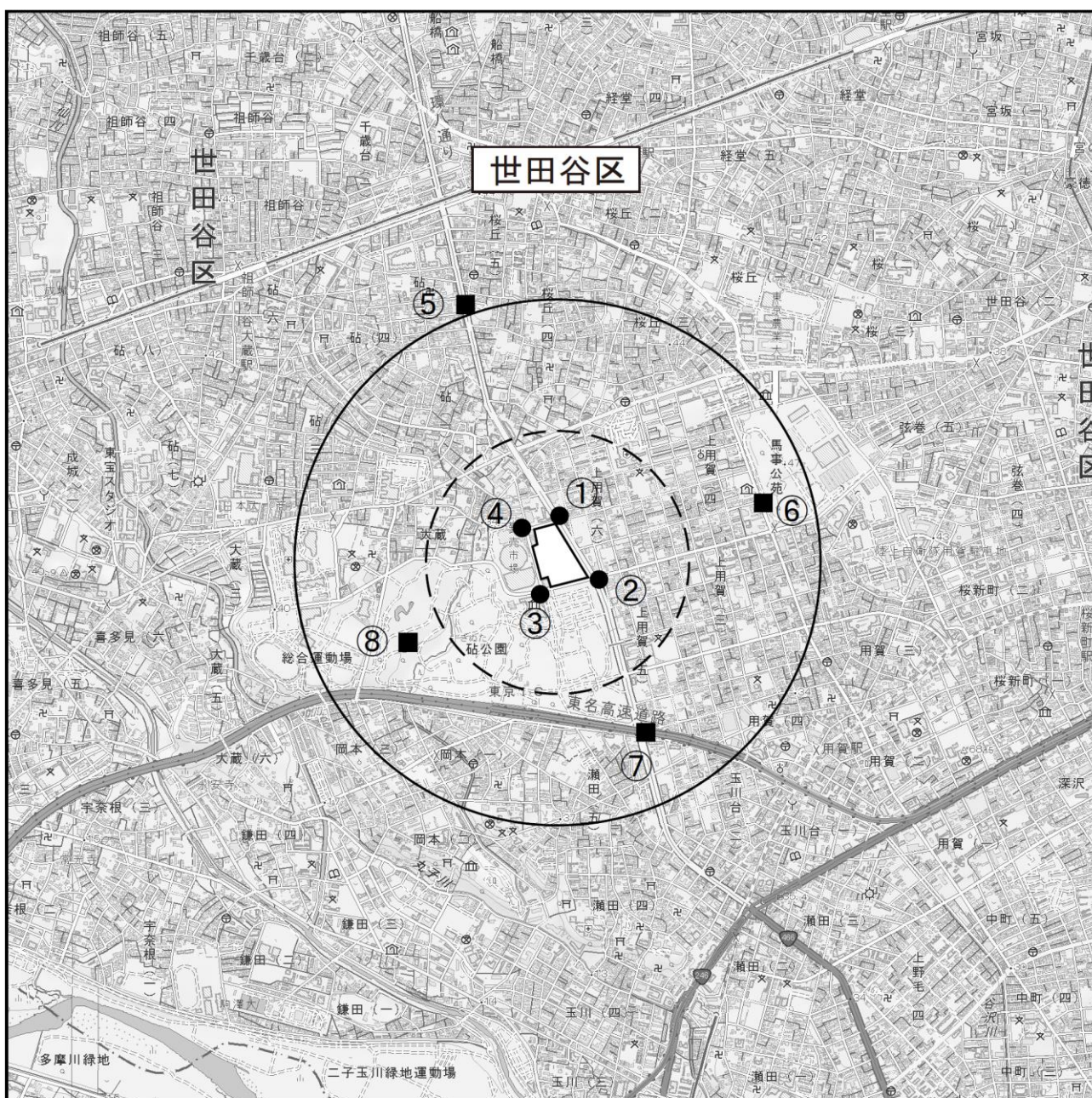
代表的な眺望地点の調査地点については、図 5.3.5-1 に示すとおりである。

なお、地点③世田谷美術館前からの景観については、将来及び変更後において、煙突が視認できないことから、予測・評価の見直しを行わない。

(3) 計画建築物等の存在に伴う圧迫感の変化の程度

予測方法は変更前と同様とした。

圧迫感の調査地点については、図 5.3.5-2 に示すとおりである。



凡 例

□ : 計画地

----- : 都県界

● : 代表的な眺望点及び眺望の調査地点(近景)

① 計画地北東角交差点

② 計画地南東角交差点

③ 世田谷美術館前

④ 計画地北西角交差点

○ : 計画地から半径 500m

○ : 計画地から半径 1,000m

■ : 代表的な眺望点及び眺望の調査地点(中景)

⑤ 環状八号線陸橋(桜丘四丁目)

⑥ 馬事公苑西側歩道

⑦ 環八東名入口交差点陸橋

⑧ 砧公園



1:25,000

0 500 1000m

※なお、地点③について予測・評価の見直しを行わない

図 5.3.5-1 代表的な眺望点及び眺望の調査地点

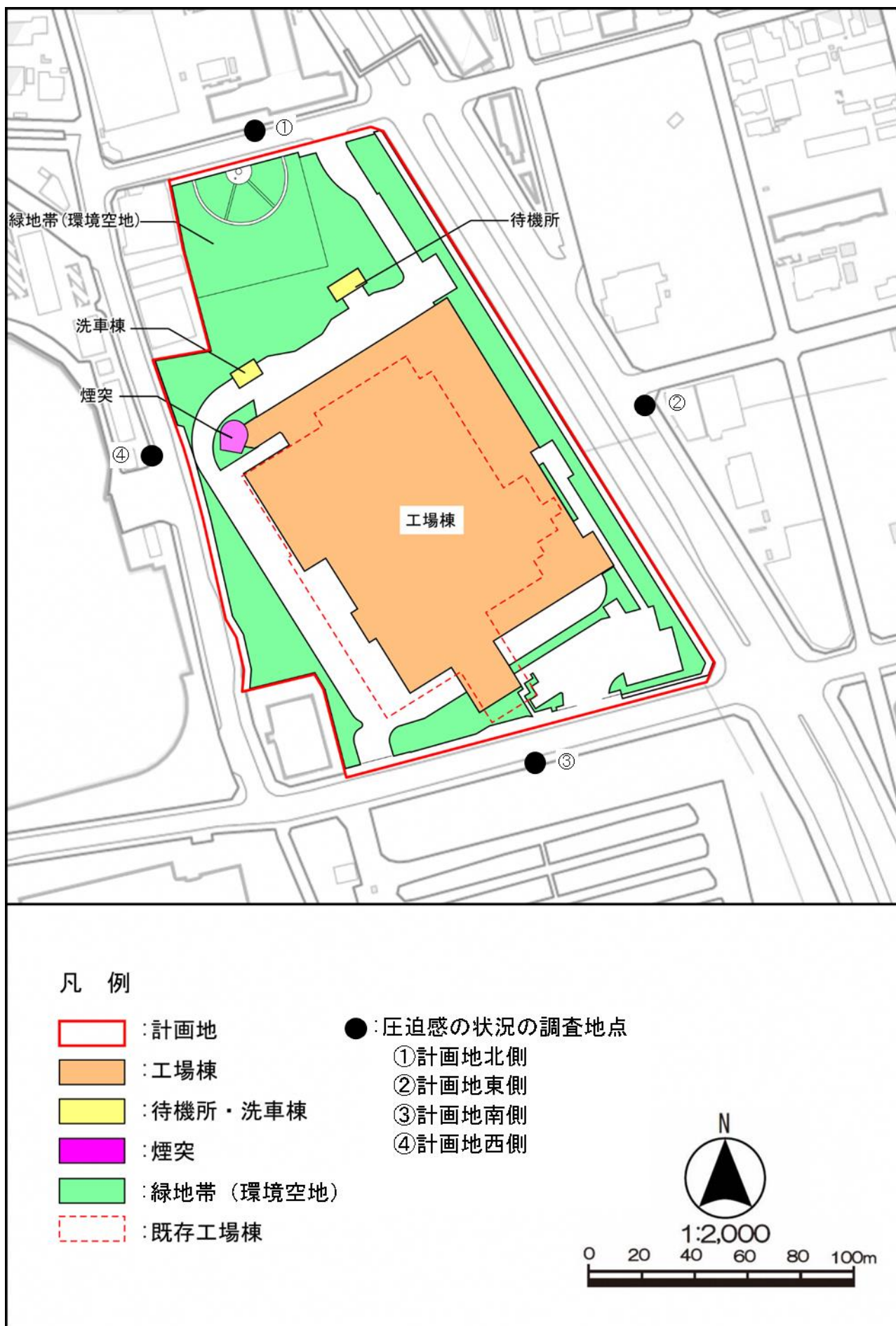


図 5.3.5-2 圧迫感調査地点

5.3.5.5 予測結果

(1) 計画建築物等の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及びその地域景観の特性の変化の程度

施設計画の変更に伴い、既存煙突外筒を再使用する計画であり、変更前と同様に煙突の高さは約 100m とするが、変更前と比較して煙突外筒が細くなる。現況と同様、計画建築物及び既存煙突外筒は、周辺環境に調和した色合いとし、視認性を和らげ、景観の質を高めることで、みどり豊かな住宅地に溶け込むような「世田谷らしい景観」にふさわしい景観構成要素になると考える。

したがって、変更前と同様に景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化は小さいと予測する。

(2) 計画建築物等の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

現地調査によって選定した代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、図 5.3.5-3(1)～図 5.3.5-9(2)に示すとおりである。

施設計画の変更に伴い、変更後は既存煙突外筒を再使用する計画である。煙突の高さ約 100m は変更前と同様だが、変更前の煙突に比べ外径が約 2～3 m 細くなる。

近景域については、計画建物及び煙突が大きく視認されるが、色彩や形状を世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで、周囲の街並みと調和のとれた景観を創出でき、眺望に大きな変化を及ぼさないものと予測する。

中景域についても、再使用する既存煙突外筒が確認できるものの、既存の煙突デザインについては、区民公募のコンペにより選ばれたものであり、「風景づくり計画」（平成 27 年 4 月、世田谷区）において、地域の新たな風景づくりに資する建築物・建造物として紹介された。区民のアイデアが地域の新たな風景に活かされることで、区民の風景に対する愛着を高めることにつながると評価されるため、そのデザインを継承し、再塗装する計画である。

したがって、変更前と同様に眺望に大きな変化を及ぼさないものと予測する。

余白



眺望の状況：手前に街路樹があり、その奥に既存施設及び煙突が視認できる。

図 5.3.5-3(1) 地点① 計画地北東角交差点からの景観(現況)



眺望の状況：手前に街路樹があり、その奥に計画建物及び煙突(既存煙突外筒は再使用)が視認できる。将来は計画建物が大きく視認されるが、6車線道路や広い歩道に面しており、圧迫感是一定にとどまる。くわえて、色彩や形状を世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで、周囲の街並みと調和のとれた景観を創出できると考える。

図 5.3.5-3(2) 地点① 計画地北東角交差点からの景観(変更後)



眺望の状況：手前に街路樹があり、その奥に既存施設及び煙突が視認できる。将来は計画建物が大きく視認されるが、6車線道路や広い歩道に面しており、圧迫感は一一定にとどまる。くわえて、色彩や形状を世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで、周囲の街並みと調和のとれた景観を創出できると考える。

図 5.3.5-3(3) 地点① 計画地北東角交差点からの景観(変更前)



眺望の状況：手前に街路樹があり、その奥に既存施設及び煙突が視認できる。

図 5.3.5-4(1) 地点② 計画地南東角交差点からの景観(現況)



眺望の状況：手前に街路樹があり、その奥に計画建物及び煙突(既存煙突外筒は再使用)が視認できる。将来は計画建物が大きく視認されるが、6車線道路や広い歩道に面しており、圧迫感是一定にとどまる。くわえて、色彩や形状を世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで、周囲の街並みと調和のとれた景観を創出できると考える。

図 5.3.5-4(2) 地点② 計画地南東角交差点からの景観(変更後)



眺望の状況：手前に街路樹があり、その奥に既存施設及び煙突が視認できる。将来は計画建物が大きく視認されるが、6車線道路や広い歩道に面しており、圧迫感は一定にとどまる。くわえて、色彩や形状を世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで、周囲の街並みと調和のとれた景観を創出できると考える。

図 5.3.5-4(3) 地点② 計画地南東角交差点からの景観(変更前)



眺望の状況：手前に建物があり、その奥に既存施設及び煙突が視認できる。

図 5. 3. 5-5 (1) 地点④ 計画地北西角交差点からの景観(現況)



眺望の状況：手前に建物があり、その奥に計画建物及び煙突(既存煙突外筒は再使用)が視認できる。将来は計画建物が大きく視認されるが、色彩や形状を世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで、周囲の街並みと調和のとれた景観を創出できると考える。

図 5. 3. 5-5 (2) 地点④ 計画地北西角交差点からの景観(変更後)



眺望の状況：手前に建物があり、その奥に既存施設及び煙突が視認できる。将来は計画建物及び煙突が大きく視認されるが、色彩や形状を世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで、周囲の街並みと調和のとれた景観を創出できると考える。

図 5.3.5-5(3) 地点④ 計画地北西角交差点からの景観(変更前)



眺望の状況：手前に道路、街路樹及び建物等があり、遠くに煙突が視認できる。

図 5.3.5-6(1) 地点⑤ 環状八号線陸橋（桜丘四丁目）からの景観（現況及び変更後）



眺望の状況：現況から大きな変化はない。

図 5.3.5-6(2) 地点⑤ 環状八号線陸橋（桜丘四丁目）からの景観（変更前）



眺望の状況：手前に道路、街路樹及び建物等があり、遠くに煙突が視認できる。

図 5.3.5-7(1) 地点⑦ 環八東名入口交差点陸橋からの景観(現況及び変更後)



眺望の状況：現況から大きな変化はない。

図 5.3.5-7(2) 地点⑦ 環八東名入口交差点陸橋からの景観(変更前)



眺望の状況：手前に道路及び建物等があり、遠くに既存施設及び煙突が視認できる。

図 5. 3. 5-8 (1) 地点⑥ 馬事公苑西側歩道からの景観(現況)



眺望の状況：現況から大きな変化はない。

図 5. 3. 5-8 (2) 地点⑥ 馬事公苑西側歩道からの景観(変更後)



眺望の状況：現況から大きな変化はない。

図 5.3.5-8 (3) 地点⑥ 馬事公苑西側歩道からの景観(変更前)



眺望の状況：手前に公園があり、遠くに煙突が視認できる。

図 5. 3. 5-9 (1) 地点⑧ 砧公園からの景観(現況及び変更後)



眺望の状況：現況から大きな変化はない。

図 5. 3. 5-9 (2) 地点⑧ 砧公園からの景観(変更前)

(3) 計画建築物等の存在に伴う圧迫感の変化の程度

変更後と変更前の各調査地点における現況と計画建築物等の工事の完了後の圧迫感の変化の程度は、表 5.3.5-1(1)～(2)、将来の天空写真は図 5.3.5-10(1)～図 5.3.5-13(2)に示すとおりである。

現況における圧迫感の状況（形態率）は、約 3.3%から約 33.4%までの範囲にあり、変更後の計画建築物等を含めた工事の完了後における圧迫感の状況（形態率）は、約 5.0%から約 33.6%（変更前：約 5.0%から約 33.7%）までの範囲となる。現況からの計画建築物等の建替えに伴う変化は、約-0.3 ポイントから約 1.7 ポイント（変更前：約 0.3 ポイントから約 1.7 ポイント）までの範囲にあり、計画地東側及び南側の地点で増加すると予測する。また、清掃工場のみ（煙突を含む）の圧迫感の状況（形態率）は、約 1.8%から約 7.6%（変更前：約 1.9%から約 8.4%）までの範囲になると予測する。

施設計画の変更に伴い、既存煙突外筒を再使用するため、変更前と比較して圧迫感の状況（形態率）は減少する。

表 5.3.5-1(1) 圧迫感の状況（形態率）の変化(変更後)

地点名		現況 (%) a	工事完了後 (%) b	増減 (ポイント)
①	計画地北側	約 33.4 (約 1.6)	約 33.6 (約 1.8)	約 0.2 (約 0.2)
②	計画地東側	約 14.7 (約 4.1)	約 16.4 (約 5.8)	約 1.7 (約 1.7)
③	計画地南側	約 3.3 (約 3.3)	約 5.0 (約 5.0)	約 1.7 (約 1.7)
④	計画地西側	約 17.7 (約 7.9)	約 17.4 (約 7.6)	約-0.3 (約-0.3)

注1) 形態率の下段は地域全体、形態率の下段 () 内の数値については、清掃工場のみ（煙突を含む）の形態率を示す。

注2) 四捨五入の関係で、増減=b-a とならない場合がある。

注3) 植栽や電柱等は形態率に含まない、ただし、建築物等が植栽や電柱等の背後となる場合は含む。

表 5.3.5-1(2) 圧迫感の状況（形態率）の変化(変更前)

地点名		現況 (%) a	工事完了後 (%) b	増減 (ポイント)
①	計画地北側	約 33.4 (約 1.6)	約 33.7 (約 1.9)	約 0.3 (約 0.3)
②	計画地東側	約 14.7 (約 4.1)	約 16.4 (約 5.8)	約 1.7 (約 1.7)
③	計画地南側	約 3.3 (約 3.3)	約 5.0 (約 5.0)	約 1.7 (約 1.7)
④	計画地西側	約 17.7 (約 7.9)	約 18.2 (約 8.4)	約 0.5 (約 0.5)

注1) 形態率の下段は地域全体、形態率の下段 () 内の数値については、清掃工場のみ（煙突を含む）の形態率を示す。

注2) 四捨五入の関係で、増減=b-a とならない場合がある。

注3) 植栽や電柱等は形態率に含まない、ただし、建築物等が植栽や電柱等の背後となる場合は含む。

余白



※天空写真は、正射影に変換した。

形態率：現況の約 33.4% から約 0.2% 増え、変更前から約 0.1% 減った。

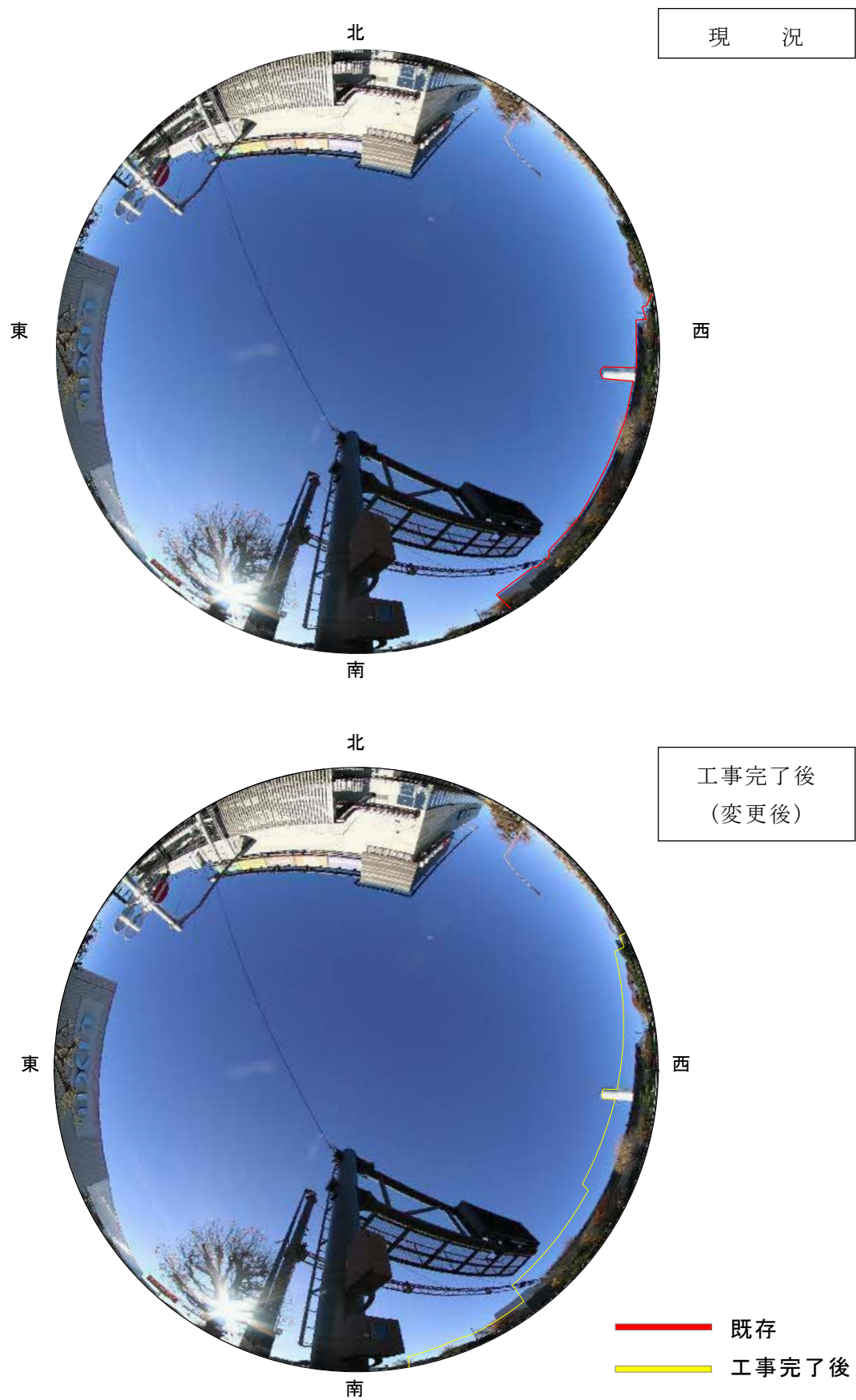
図 5.3.5-10(1) 現況及び変更後の天空写真（地点①：計画地北側）



※天空写真は、正射影に変換した。

形態率：約 33.4%から約 0.3%増えた。

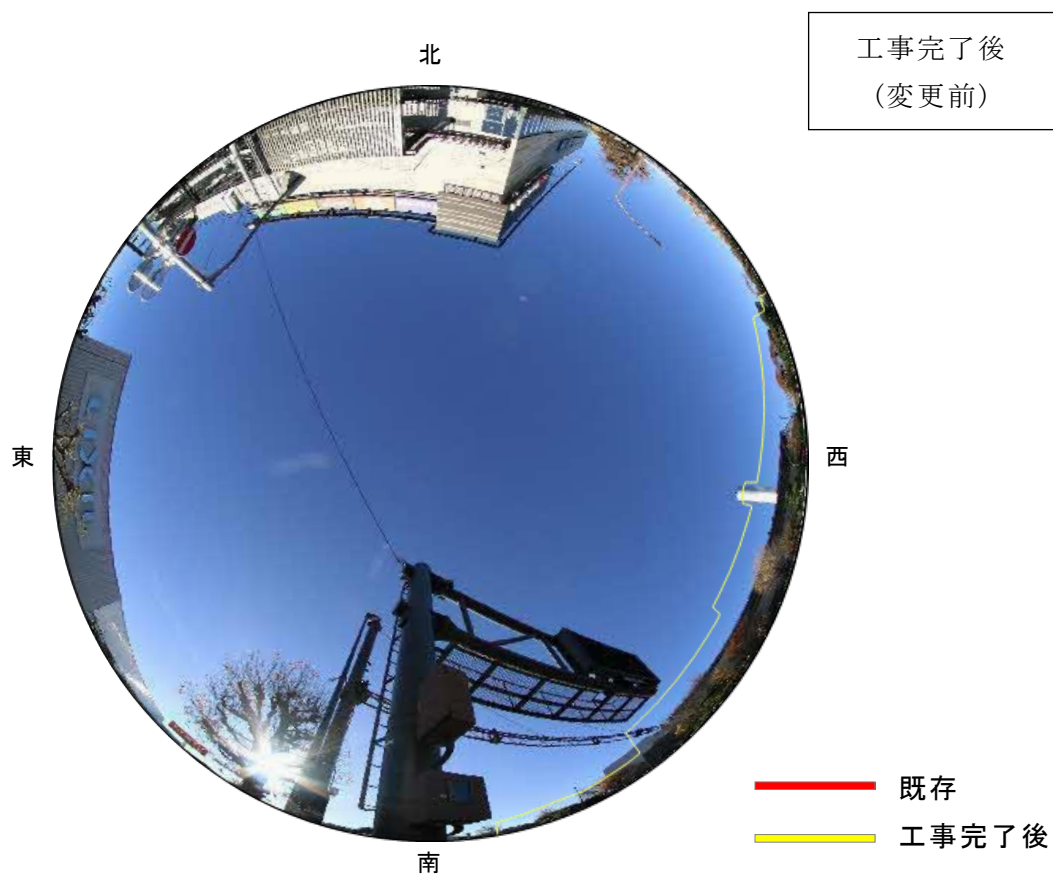
図 5.3.5-10(2) 変更前の天空写真（地点①：計画地北側）



※天空写真は、正射影に変換した。

形態率：現況の約 14.7% から約 1.7% 増え、変更前と同等である。

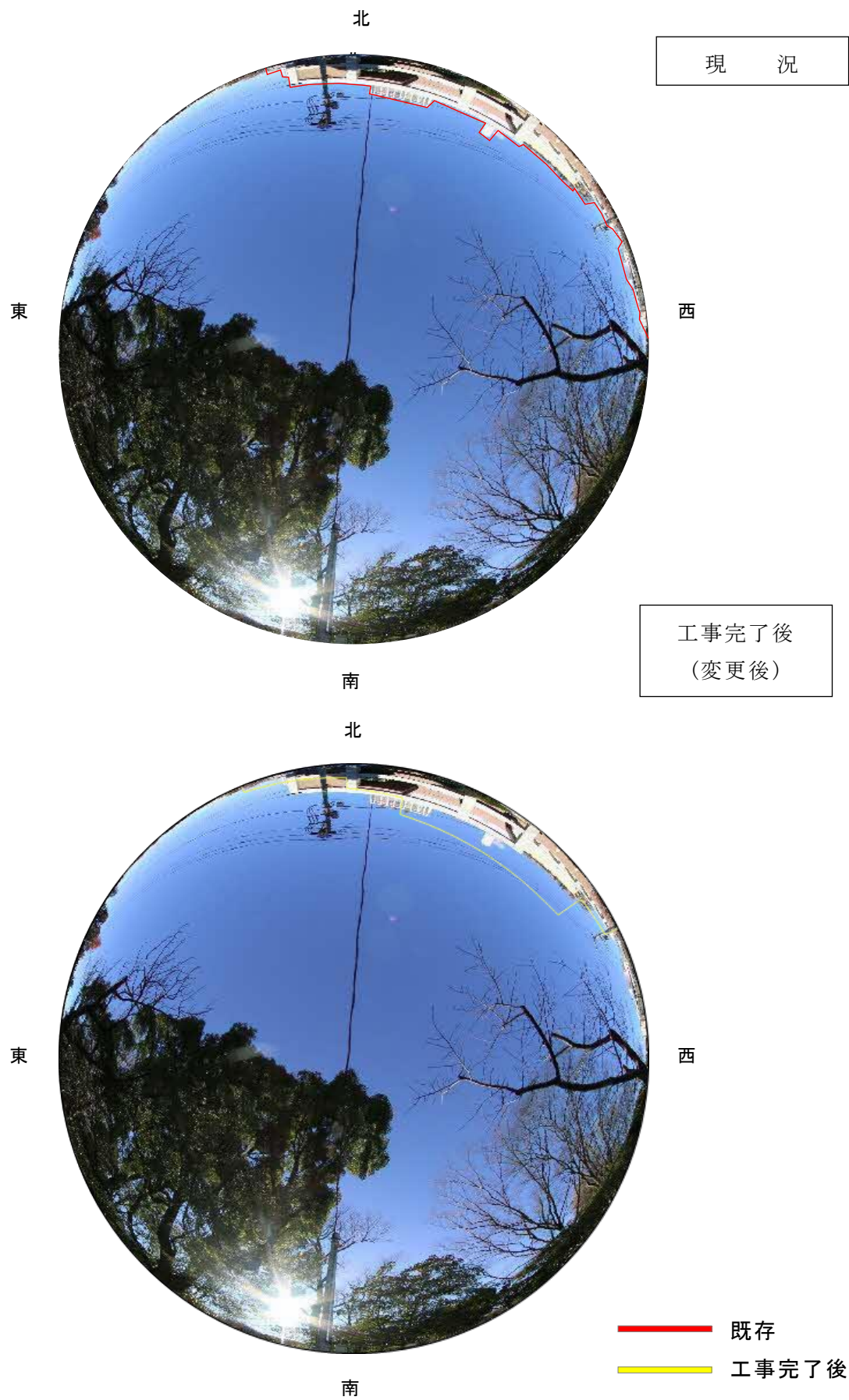
図 5.3.5-11(1) 現況及び変更後の天空写真（地点②：計画地東側）



※天空写真は、正射影に変換した。

形態率：約 14.7% から約 1.7% 増えた。

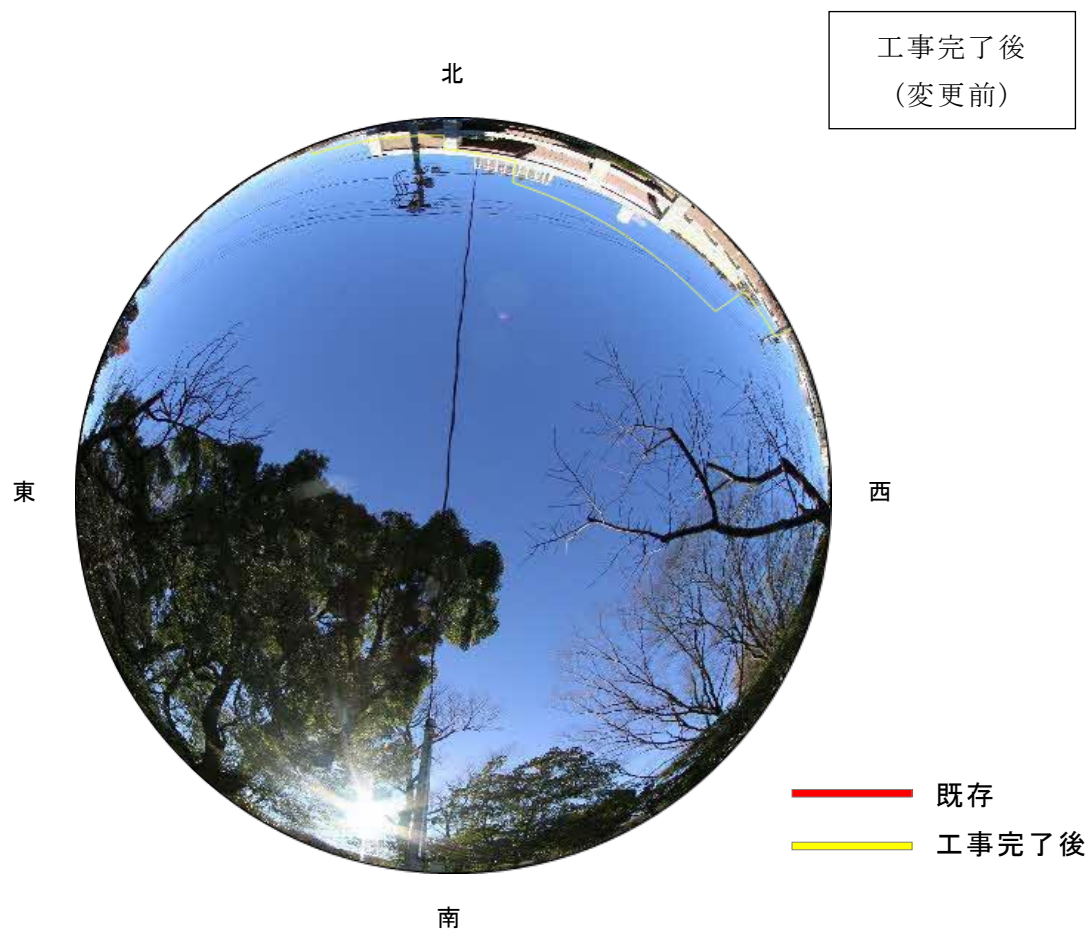
図 5.3.5-11(2) 変更前の天空写真（地点②：計画地東側）



※天空写真は、正射影に変換した。

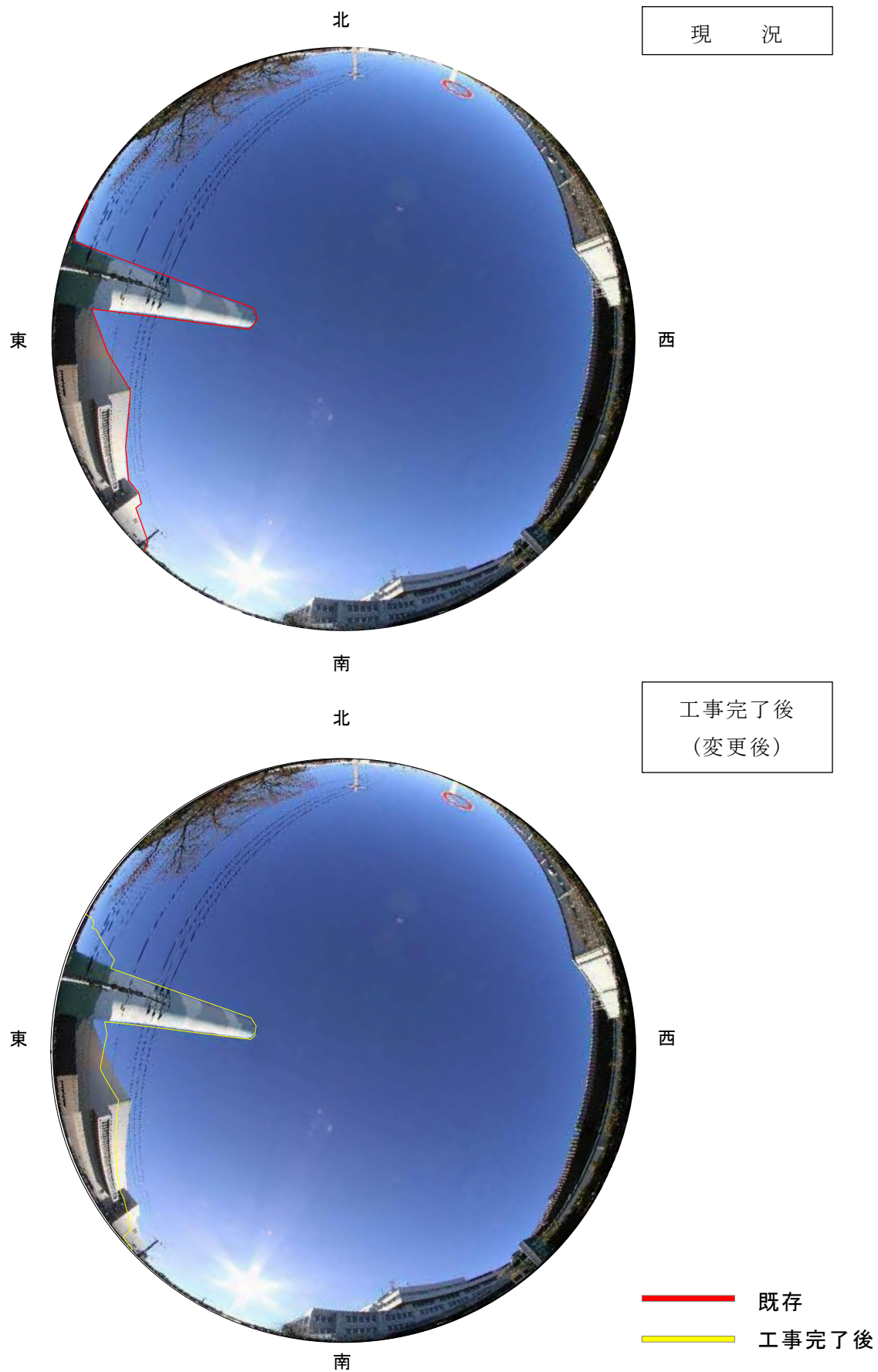
形態率：現況の約 3.3% から約 1.7% 増え、変更前と同等である。

図 5.3.5-12(1) 現況及び変更後の天空写真（地点③：計画地南側）



形態率：約 3.3% から約 1.7% 増えた。

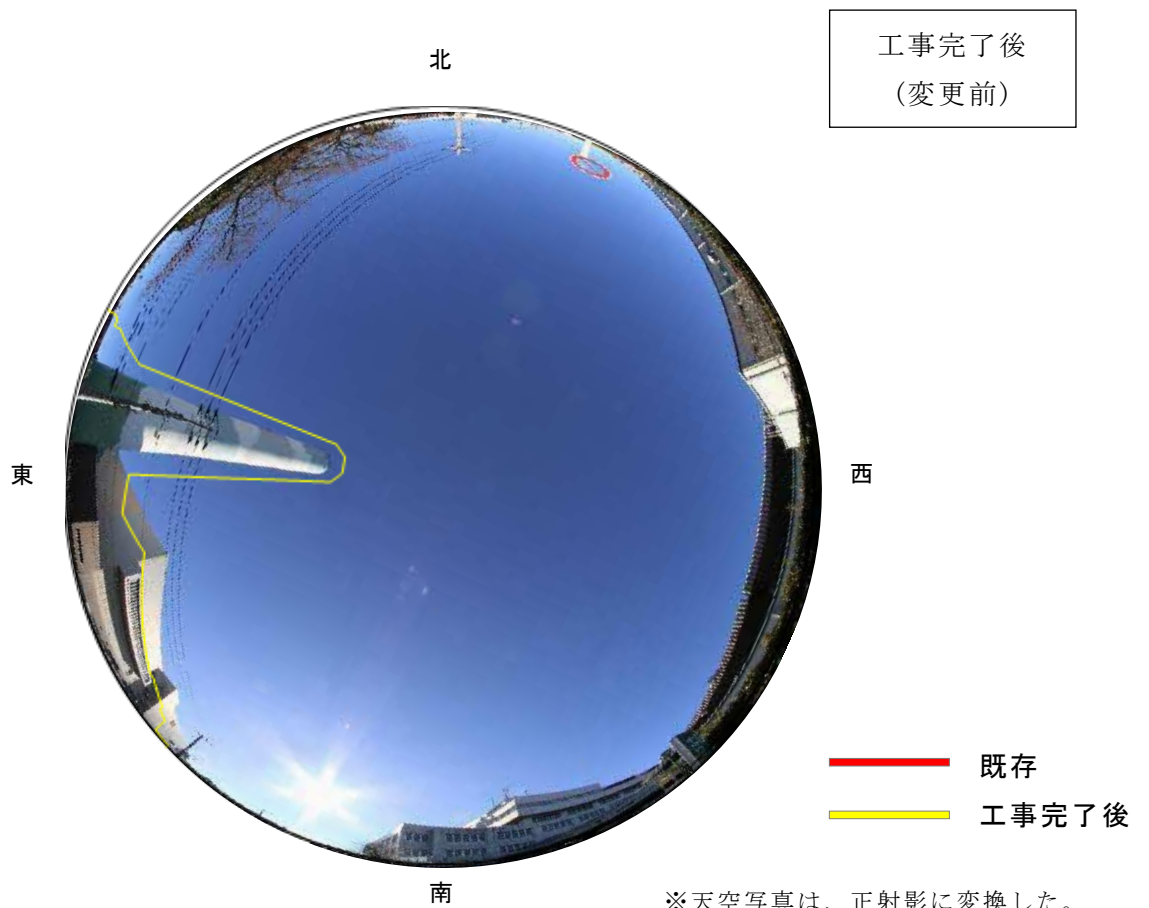
図 5.3.5-12(2) 変更前の天空写真（地点③：計画地南側）



※天空写真は、正射影に変換した。

形態率：現況の約 17.7% から約 0.3% 減り、変更前から約 0.8% 減った。

図 5.3.5-13(1) 現況及び変更後の天空写真（地点④：計画地西側）



形態率：約 17.7% から約 0.5% 増えた。

図 5.3.5-13(2) 変更前の天空写真（地点④：計画地西側）

5.3.5.6 評価の結果

(1) 計画建築物等の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及びその地域景観の特性の変化の程度

煙突外筒を再使用するため、変更前と同様に煙突の高さは約 100mである。また、計画建築物等は周辺環境に調和した色合いにし、視認性を和らげ景観の質を高めることで、みどり豊かな住宅地に溶け込むような「世田谷らしい景観」にふさわしい景観構成要素になると考える。

施設計画の変更に伴い、既存煙突外筒を再使用するため、現況と比較して煙突に関する眺望は変化しない。

既存の煙突については、区民公募のコンペによりデザインされたものであり、「風景づくり計画」（平成 27 年 4 月、世田谷区）において、地域の新たな風景づくりに資する建築物・建造物として紹介された。区民のアイデアが地域の新たな風景に活かされることで、区民の風景に対する愛着を高めることにつながると評価されるため、そのデザインを継承し、再塗装する計画である。

したがって、評価の指標を満足すると考える。

(2) 計画建築物等の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

変更前と同様に近景域については、計画建物及び煙突が大きく視認されるが、色彩や形状を世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで、周囲の街並みと調和のとれた景観を創出でき、眺望に大きな変化を及ぼさないものと予測する。

変更後の中景域についても、煙突が確認できるものの、施設計画の変更に伴い、既存煙突外筒を再使用するため、現況と比較して煙突に関する眺望は変化しない。

なお、既存の煙突については、区民公募のコンペによりデザインされたものであり、「風景づくり計画」（平成 27 年 4 月、世田谷区）において、地域の新たな風景づくりに資する建築物・建造物として紹介された。区民のアイデアが地域の新たな風景に活かされることで、区民の風景に対する愛着を高めることにつながると評価されるため、そのデザインを継承し、再塗装する計画である。

以上のことから眺望に大きな変化を及ぼさないものと予測する。

したがって、評価の指標を満足すると考える。

(3) 計画建築物等の存在に伴う圧迫感の変化の程度

変更前と同様に工事の完了後の計画建築物の最高高さは約 6 m高くなるが、変更後の計画地近傍における形態率の変化は約-0.3 ポイントから約 1.7 ポイント（変更前：約 0.3 ポイントから約 1.7 ポイント）の範囲に留まる。

施設計画の変更に伴い、既存煙突外筒を再使用するため、変更前と比較して表 5.3.5-1(1)に示すとおり圧迫感の状況（形態率）が減少する。

また、工場棟の色彩や形状に当たっては、世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とする。さらに、工場棟周囲には高木等を配置することで、評価の指標である「圧迫感の軽減を図ること」を満足すると考える。

5.3.6 廃棄物

5.3.6.1 予測事項

(1) 工事の施工中

計画建築物等の建設工事、既存建築物等の解体・撤去に伴う廃棄物等の発生量、再資源化量、処理・処分方法及び伐採樹木による影響とした。

(2) 工事の完了後

施設の稼働に伴う廃棄物の種類、排出量、再資源化量及び処理・処分方法とした。

5.3.6.2 予測の対象時点

(1) 工事の施工中

変更前と同様とした。

(2) 工事の完了後

変更前と同様とした。

5.3.6.3 予測地域

変更前と同様とした。

5.3.6.4 予測方法

(1) 工事の施行中

ア 解体工事に伴う廃棄物等

(ア) 解体工事に伴う廃棄物の排出量

予測方法は、変更前と同様とした。

変更後と変更前の解体工事時の廃棄物量（コンクリート塊・金属くず）は、表 5.3.6-1(1)～(2)に示すとおりである。

煙突外筒の再使用に伴い、解体工事に伴う廃棄物の排出量が減少する。

表 5.3.6-1(1) 解体工事時の廃棄物量（コンクリート塊・金属くず）（変更後）

項目		コンクリート塊	金属くず	設定根拠
煙突	内筒	－	250 t	設計図
	外筒	－	－	
	基礎	－	－	
プラント		－	2,000 t	メーカーヒアリング
工場棟及び 付属棟	鉄骨	－	3,093 t	表 8.10-21 参照 (評価書案 p439)
	鉄筋	－	2,503 t	表 8.10-21 参照 (評価書案 p439)
	コンクリート	11,237m ³	－	表 8.10-21 参照 (評価書案 p439)
換算比重		2.30 t / m ³	7.87 t / m ³	
総数		約 25,800 t	約 7,850 t	
		11,237m ³	約 1,000m ³	

表 5.3.6-1(2) 解体工事時の廃棄物量（コンクリート塊・金属くず）（変更前）

項目		コンクリート塊	金属くず	設定根拠
煙突	内筒	－	250 t	設計図
	外筒	1,800m ³	180 t	設計図
	基礎	3,000m ³	300 t	設計図
プラント		－	2,000 t	メーカーヒアリング
工場棟及び 付属棟	鉄骨	－	3,093 t	表 8.10-21 参照 (評価書案 p439)
	鉄筋	－	2,503 t	表 8.10-21 参照 (評価書案 p439)
	コンクリート	11,237m ³	－	表 8.10-21 参照 (評価書案 p439)
換算比重		2.30 t / m ³	7.87 t / m ³	
総数		約 36,900 t	約 8,330 t	
		16,037m ³	約 1,060m ³	

(イ) 伐採樹木の範囲（面積）

事業計画より伐採の対象となる樹木（造成工事範囲に含まれる樹木）の範囲（面積）を求めた。

(ロ) アスベスト含有建材の範囲（面積）

変更前と同様に、過年度に実施した、アスベスト調査の結果を整理し、既存施設に用いられているアスベスト含有建材の範囲（面積）を求めた。

イ 建設工事に伴う廃棄物等

(ア) 建設工事に伴う廃棄物の排出量

変更前と同様に既存資料及び施工計画を基に発生する廃棄物の排出量を推計した。

(イ) 建設工事に伴う建設発生土の排出量

変更前と同様に建設発生土は掘削容量から埋め戻し容量を減じた値に、土量変化率 1.2 を乗じて算出した。

(ロ) 山留め工事における汚泥の排出量

変更前と同様に SMW 体積に汚泥発生率を乗じて算出した。

(ハ) 杭工事における汚泥の排出量

変更前と同様に掘削体積に汚泥発生率を乗じて算出した。

(2) 工事の完了後

既存資料及び事業計画を基に推定する方法とした。

なお、設備計画の変更に伴い、汚泥はごみバンカへ移送し、ごみと併せて場内で焼却処分する計画とするため変更前と比較して廃棄物の排出量が減少する。

5.3.6.5 予測結果

(1) 工事の施行中

ア 解体工事及び建設工事に伴う廃棄物の排出量

変更後と変更前の工事の施行中において排出する廃棄物等の排出量、再資源化量は、表 5.3.6-2(1)～(2)に示すとおりである。

工事に伴う主な建設廃棄物はコンクリート塊、金属くず、汚泥等であり、これらの建設廃棄物については、再資源化可能な産業廃棄物業者に搬出し、可能な限り再資源化を図る。また、再資源化等の再利用のできない廃棄物については、適切に処理・処分することとし、マニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。

工事工程及び施設計画の変更に伴い、解体工事に伴い発生する建設廃棄物が減少する。

表 5.3.6-2(1) 排出される廃棄物等の排出量、再資源化量（変更後）

種 類	単 位	排出量			再資源化率 (%)	再資源化量
		解体工事	建設工事	合計		
コンクリート塊	t	約 25,800	約 20,500	約 46,300	99	約 45,800
その他がれき類	t	約 4,910	約 6,310	約 11,200	99	約 11,100
その他 産業 廃棄物	金属くず	約 7,850	約 1,410	約 9,300	92	約 8,500
	廃プラスチック類	約 339	約 535	約 874		約 804
	ガラスくず及び陶磁器くず	約 2,660	約 780	約 3,440		約 3,160
	紙くず	約 31.6	約 303	約 335		約 308
	繊維くず	約 5.6	約 4.8	約 10.4		約 9.6
木くず	t	約 918	約 748	約 1,670	99	約 1,650
建設混合廃棄物	t	約 264	約 703	約 967	83	約 803
汚泥	t	－	約 9,010	約 9,010	96	約 8,650
建設発生土	m ³	－	約 29,300	約 29,300	88	約 25,800
廃棄物量合計 (建設発生土を除く)	t	約 42,700	約 40,300	約 83,000	98	約 81,300

注 1) 再資源化率は、「東京都建設リサイクル推進計画」（平成 28 年 4 月、東京都）の平成 32 年度目標値及び「東京都建設リサイクル推進計画」（令和 4 年 4 月、東京都）の令和 6 年度目標値とした。「その他産業廃棄物」の再資源化率は、目黒清掃工場建替事業の事後調査報告書より求めた再資源化率とした。

注 2) 東京都建設リサイクル推進計画では、建設混合廃棄物の排出率を目標指標としている（評価書案 p. 435 参照）。上表から「建設混合廃棄物」の排出率を算出すると、約 1.02%（＝約 967/約 94,600×100）となり、目標値（3.0%以下）を満足する。

表 5.3.6-2(2) 排出される廃棄物等の排出量、再資源化量（変更前）

種 類	単 位	排出量			再資源化率 (%)	再資源化量
		解体工事	建設工事	合計		
コンクリート塊	t	約 36,900	約 20,500	約 57,400	99	約 56,800
その他がれき類	t	約 4,910	約 6,310	約 11,200	99	約 11,100
その他産業廃棄物	金属くず	約 8,330	約 1,410	約 9,740	92	約 8,960
	廃プラスチック類	約 339	約 535	約 874		約 804
	ガラスくず及び陶磁器くず	約 2,660	約 780	約 3,440		約 3,160
	紙くず	約 31.6	約 303	約 335		約 308
	繊維くず	約 5.6	約 4.8	約 10.4		約 9.6
木くず	t	約 918	約 748	約 1,670	99	約 1,650
建設混合廃棄物	t	約 264	約 703	約 967	83	約 803
汚泥	t	－	約 9,010	約 9,010	96	約 8,650
建設発生土	m ³	－	約 29,300	約 29,300	88	約 25,800
廃棄物量合計 (建設発生土を除く)	t	約 54,300	約 40,300	約 94,600	98	約 92,300

注1) 再資源化率は、「東京都建設リサイクル推進計画」（平成28年4月、東京都）の平成32年度目標値及び「東京都建設リサイクル推進計画」（令和4年4月、東京都）の令和6年度目標値とした。「その他産業廃棄物」の再資源化率は、目黒清掃工場建替事業の事後調査報告書より求めた再資源化率とした。

注2) 東京都建設リサイクル推進計画では、建設混合廃棄物の排出率を目標指標としている（評価書案 p.435 参照）。上表から「建設混合廃棄物」の排出率を算出すると、約1.02%（＝約967/約94,600×100）となり、目標値（3.0%以下）を満足する。

イ 建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法

工事の施行中の掘削等により発生する建設発生土の量は、表 5.3.6-3 に示すとおり変更前と同様である。

表 5.3.6-3 建設発生土

対象建造物	新設地下 躯体容量 ①	既設地下 躯体容量 ②	埋め戻し 容量 ③	土量 変化率 ④	建設発生土 (①-②-③)×④
工場棟+付属棟	104,757m ³	64,228m ³	16,139m ³	1.2	29,269m ³

注) 建設発生土は掘削容量から埋め戻し容量を減じた値に、土量変化率1.2を乗じて算出した。

ウ 伐採樹木の範囲（面積）

現時点における事業計画から、工事により伐採の対象となる樹木（造成工事範囲に含まれる樹木）の範囲（面積）は表 5.3.6-4 に示すとおり変更前と同様である。

表 5.3.6-4 伐採樹木の概要

対象品目	伐採面積
伐採樹木	約 4,490m ²

資料)「世田谷清掃工場建替事業計画策定追加調査委託報告書」（令和5年10月、株式会社日産技術コンサルタント）

エ アスベスト含有建材の範囲（面積）

アスベスト調査の概要については、変更前と同様である。

過年度でのアスベスト調査では、煙突壁の塗装下地のみしか見つかっておらず、アスベスト含有塗料を用いた面積は、約 1,965.5m² である。

(2) 工事の完了後

ア 施設の稼働に伴う廃棄物の排出量及び処理・処分方法

変更後と変更前の施設の稼働時において排出する主灰及び飛灰処理汚泥の排出量は表 5.3.6-5(1)～(2)に示すとおりである。

飛灰は重金属類の溶出防止のため薬剤処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。主灰及び飛灰処理汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分する。埋立処分するに当たっては、埋立基準等に適合していることを確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。既存施設における灰等の分析結果及び埋立基準を、評価書案資料編 (p.214 参照) に示す。

施設計画の変更に伴い、汚泥はごみバンカへ移送し、ごみと併せて場内で焼却処分することで排出量を削減する。

表 5.3.6-5(1) 排出される廃棄物等の排出量（変更後）

種類	ごみ焼却量 (t/年)	発生率	排出量 (t/年)
主灰	169,800	0.0715	約 12,200
飛灰処理汚泥 (固化物)		0.0455	約 7,800
合計	—	—	約 20,000

注 1) ごみ焼却量は、定格処理能力に年間稼働日数283日を乗じて算定した。

注 2) 主灰及び飛灰処理汚泥（固化物）の排出量は、メーカーヒアリングによる。

表 5.3.6-5(2) 排出される廃棄物等の排出量（変更前）

種類	ごみ焼却量 (t/年)	発生率	排出量 (t/年)
主灰	169,800	0.0715	約 12,200
飛灰処理汚泥 (固化物)		0.0455	約 7,800
脱水汚泥		0.0004	約 100
合計	—	—	約 20,100

注 1) ごみ焼却量は、定格処理能力に年間稼働日数283日を乗じて算定した。

注 2) 主灰、飛灰処理汚泥（固化物）及び脱水汚泥の排出量は、メーカーヒアリングによる。

5.3.6.6 評価の結果

(1) 工事の施行中

ア 廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法

変更後の既存施設の解体及び撤去並びに計画施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで約 8.3 万 t（変更前：約 9.5 万 t）と予測される。

工事工程及び施設計画の変更に伴い、煙突を再使用することで変更前と比較して解体工事に伴い発生する建設廃棄物が減少する。

あわせて、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率等の目標値を満足する。

また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。

したがって、廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考える。

(2) 工事の完了後

ア 施設の稼働に伴う廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法

変更後の施設の稼働に伴い排出する主灰及び飛灰処理汚泥（変更前：主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥）の量は約 2.0 万 t/年である。

飛灰は重金属類の溶出防止のため薬剤処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。主灰及び飛灰処理汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分する。埋立処分するに当たっては、埋立基準等に適合していることを確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

施設計画の変更に伴い、脱水汚泥の処理・処分方法を変更し、汚泥はごみバンカへ移送し、ごみと併せて場内で焼却処分するため、変更前と比較して施設の稼働に伴い排出する廃棄物は若干減少するが、予測結果は同値である。

なお、主灰については、セメント原料化による資源化を図り、埋立処分量の削減に努める。

今後、セメント原料化以外の方法での焼却灰（主灰及び飛灰）の資源化について推進し、埋立処分量の更なる削減に努める。

したがって、本事業の工事の完了後において、廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考える。